

# 総務文教委員会

令和元年12月10日(火)  
時分～時分  
全員協議会室

【委員】 西村委員長、芦谷副委員長  
三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員

【委員外】

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職】 近重副市長

(市長公室) 佐々木市長公室長

(総務部) 砂川総務部長、山根総務課長、馬場防災安全課長、西川人事課長、  
西谷行財政改革推進課長、草刈財政課長、有福契約管理課長

(地域政策部) 岡田地域政策部長、岡橋政策企画課長、邊まちづくり推進課長  
平岡人権同和教育啓発センター所長(人権同和教育室長)  
宮崎関連施設支援室長

(金城支所) 吉永支所長、原田金城支所防災自治課長(金城分室長)

(旭支所) 塚田支所長、佐々尾旭支所防災自治課長(旭分室長)

(弥栄支所) 岩田支所長、三浦弥栄支所防災自治課長(弥栄分室長)

(三隅支所) 田城支所長、小松三隅支所防災自治課長(三隅分室長)

(教育委員会) 石本教育長、河上教育部長、前木教育部参事、湯浅教育総務課長(教育施設  
再編推進室長)、河上教育総務課副参事、市原学校教育課長、  
村瀧学校教育課副参事、牛尾学力向上推進室長、村木生涯学習課長、  
外浦文化振興課長

(選挙管理委員会) 森下選挙管理委員会事務局長

(監査委員・公平委員会) 原田監査委員事務局長(公平委員会 上席職員)

(会計課) 湯浅会計管理者

(消防本部) 中村消防長、琴野総務課長、尾崎予防課長、本田警防課長、  
齋藤通信指令課長、田中浜田消防署長、田中東部消防署長、森下西部消防署長

【事務局】 下間書記

---

## 議題

- 1 議案第70号 浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第76号 指定管理者の指定について(浜田市有料駐車場)
- 3 議案第77号 指定管理者の指定について(浜田市三隅B&G海洋センター、  
浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運  
動施設、浜田市岡見スポーツセンター)
- 4 議案第78号 指定管理者の指定について(浜田市世界こども美術館創作活動館)
- 5 議案第79号 指定管理者の指定について(浜田市立石正美術館)

- 6 議案第 80 号 指定管理者の指定について（石中央文化ホール）
- 7 議案第 97 号 美又辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 8 同意第 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 9 議案第 100 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 10 議案第 101 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第 102 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 請願審査
  - (1) 請願第 10 号 視覚障害有権者への選挙公報の充実を求める意見書の提出について
- 13 陳情審査
  - (1) 陳情第 135 号 職員処分の事実の公表を伴う注意喚起を求める陳情について
  - (2) 陳情第 136 号 職員処分の理由を明らかにすることを求める陳情について
  - (3) 陳情第 137 号 スキー事故の処分・対応を関係機関と保護者に求める陳情について
  - (4) 陳情第 138 号 いじめを受けている児童・生徒が不利益を受けないように改善を求める陳情について
- 14 執行部からの報告事項
  - (1) 市有財産売却計画について 【行財政改革推進課】
  - (2) 中期財政計画及び見直し 【財政課】
  - (3) 教育委員会自己点検・評価報告書について 【教育総務課】
  - (4) 少人数学級編制の見直しに伴う影響について 【学校教育課】
  - (5) その他
- 15 所管事務調査
  - (1) 会計年度任用職員の処遇について 【人事課】
- 16 その他

**令和元年 12 月浜田市議会定例会議  
条例議案新旧対照表**

**（総務文教委員会）**

## 新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

### 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

## 目次

議案第 70号	浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第100号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について	…	3ページ
議案第101号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	…	26ページ
議案第102号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	…	27ページ

現行				改正後（案）			
別表第1（第12条関係）				別表第1（第12条関係）			
区分		利用料金の上限額 （1時間につき）		区分		利用料金の上限額 （1時間につき）	
〔略〕				〔略〕			
野球場	入場料を徴収しない場合	中学生以下	360	野球場	入場料を徴収しない場合	中学生以下	360
		一般	880			一般	880
	入場料を徴収する場合		2,400	入場料を徴収する場合		2,400	
	夜間照明施設		9,950	夜間照明施設		9,950	
庭球場	占用利用（1面につき）		510	庭球場	電光掲示板施設		全画面 <u>440</u>
	個人利用	中学生以下	50		個人利用	半画面	<u>330</u>
		一般	150			一般	150
	夜間照明灯（1面につき）		930		夜間照明灯（1面につき）		930
別表第2（第12条関係）				別表第2（第12条関係）			
名称	単位	利用料金の上限額		名称	単位	利用料金の上限額	

現行			改正後（案）		
〔略〕			〔略〕		
ストーブ	2時間	150	ストーブ	2時間	150
<b>スコアボード（イン ターホンを含む。）</b>	<b>1日</b>	<b>1,250</b>	テント	1日（1張）	570
テント	1日（1張）	570	〔略〕		
〔略〕					

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）																								
<p>（給与に関する特例） 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>（給与に関する特例） 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 395 434 443">号給</th> <th data-bbox="434 395 1111 443">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 443 434 496"></td> <td data-bbox="434 443 1111 496" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 496 434 539">1</td> <td data-bbox="434 496 1111 539" style="text-align: right;"><b>374,000</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 539 434 582">2</td> <td data-bbox="434 539 1111 582" style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 582 434 625">3</td> <td data-bbox="434 582 1111 625" style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 625 434 683">4</td> <td data-bbox="434 625 1111 683" style="text-align: right;">533,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<b>374,000</b>	2	422,000	3	472,000	4	533,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 395 1464 443">号給</th> <th data-bbox="1464 395 2141 443">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 443 1464 496"></td> <td data-bbox="1464 443 2141 496" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 496 1464 539">1</td> <td data-bbox="1464 496 2141 539" style="text-align: right;"><b>375,000</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 539 1464 582">2</td> <td data-bbox="1464 539 2141 582" style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 582 1464 625">3</td> <td data-bbox="1464 582 2141 625" style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 625 1464 683">4</td> <td data-bbox="1464 625 2141 683" style="text-align: right;">533,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<b>375,000</b>	2	422,000	3	472,000	4	533,000
号給	給料月額																								
	円																								
1	<b>374,000</b>																								
2	422,000																								
3	472,000																								
4	533,000																								
号給	給料月額																								
	円																								
1	<b>375,000</b>																								
2	422,000																								
3	472,000																								
4	533,000																								
<p>2～5 〔略〕 〔略〕 （職員給与条例等の適用除外等）</p>	<p>2～5 〔略〕 〔略〕 （職員給与条例等の適用除外等）</p>																								
<p>第7条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条及び第26条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「<b>100分の160</b>」とする。</p>	<p>第7条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条及び第26条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「<b>100分の162.5</b>」とする。</p>																								
<p>3 〔略〕 <b>（任期付短時間職員給与条例の適用除外等）</b></p>	<p>3 〔略〕 <b>（任期付短時間勤務職員給与条例の適用除外等）</b></p>																								
<p>第10条 〔略〕 2 〔略〕</p>	<p>第10条 〔略〕 2 〔略〕</p>																								

浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行									改正後（案）																																																										
<p>（勤勉手当）</p> <p>第29条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>									職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	再		円	円	円	円	円	円	円	<p>（勤勉手当）</p> <p>第29条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>									職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	再		円	円	円	円	円	円	円												
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																											
		給料月額																																																																	
再		円	円	円	円	円	円	円																																																											
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																											
		給料月額																																																																	
再		円	円	円	円	円	円	円																																																											

浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行									改正後（案）								
任用職員以外の職員	1	<u>144,100</u>	<u>194,000</u>	<u>230,000</u>	<u>263,000</u>	<u>288,900</u>	319,200	362,900	任用職員	1	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	319,200	362,900
	2	<u>145,200</u>	<u>195,800</u>	<u>231,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,100</u>	321,400	365,500	2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>	321,400	365,500	
	3	<u>146,400</u>	<u>197,600</u>	<u>233,100</u>	<u>266,700</u>	<u>293,400</u>	323,700	367,900	3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>	323,700	367,900	
	4	<u>147,500</u>	<u>199,400</u>	<u>234,700</u>	<u>268,800</u>	<u>295,500</u>	325,900	370,500	4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>	325,900	370,500	
	5	<u>148,600</u>	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>	<u>270,500</u>	<u>297,400</u>	328,100	372,400	5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	328,100	372,400	
	6	<u>149,700</u>	<u>202,700</u>	<u>237,800</u>	<u>272,400</u>	<u>299,700</u>	330,100	374,900	6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>	330,100	374,900	
	7	<u>150,800</u>	<u>204,500</u>	<u>239,300</u>	<u>274,300</u>	<u>302,000</u>	332,300	377,200	7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300	377,200	
	8	<u>151,900</u>	<u>206,300</u>	<u>240,900</u>	<u>276,400</u>	304,200	334,500	379,700	8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	304,200	334,500	379,700	
	9	<u>153,000</u>	<u>207,900</u>	<u>242,100</u>	<u>278,400</u>	306,100	336,400	382,100	9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	306,100	336,400	382,100	
	10	<u>154,400</u>	<u>209,700</u>	<u>243,600</u>	<u>280,400</u>	308,400	338,600	384,800	10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	308,400	338,600	384,800	
	11	<u>155,700</u>	<u>211,500</u>	<u>245,200</u>	<u>282,500</u>	310,600	340,600	387,400	11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	310,600	340,600	387,400	
	12	<u>157,000</u>	<u>213,300</u>	<u>246,600</u>	<u>284,500</u>	312,900	342,800	390,100	12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	312,900	342,800	390,100	
	13	<u>158,300</u>	<u>214,700</u>	<u>248,100</u>	<u>286,500</u>	315,000	344,600	392,500	13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	315,000	344,600	392,500	
	14	<u>159,800</u>	<u>216,500</u>	<u>249,600</u>	<u>288,600</u>	317,100	346,600	394,800	14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	317,100	346,600	394,800	
	15	<u>161,300</u>	<u>218,200</u>	<u>250,900</u>	<u>290,600</u>	319,300	348,600	397,000	15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	319,300	348,600	397,000	
	16	<u>162,900</u>	<u>220,000</u>	<u>252,300</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	
	17	<u>164,200</u>	<u>221,700</u>	<u>253,800</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	
	18	<u>165,700</u>	<u>223,400</u>	<u>255,400</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	
	19	<u>167,200</u>	<u>225,000</u>	<u>257,100</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	
	20	<u>168,700</u>	<u>226,600</u>	<u>258,900</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	
	21	<u>170,100</u>	<u>228,000</u>	<u>260,500</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	
	22	<u>172,800</u>	<u>229,700</u>	<u>262,300</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	
	23	<u>175,400</u>	<u>231,300</u>	<u>264,000</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	
	24	<u>178,000</u>	<u>232,900</u>	<u>265,700</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	
	25	<u>180,700</u>	<u>234,000</u>	<u>267,600</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	

浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行								改正後（案）							
26	<u>182,400</u>	<u>235,500</u>	<u>269,500</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600
27	<u>184,000</u>	<u>236,900</u>	<u>271,300</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100
28	<u>185,700</u>	<u>238,200</u>	<u>273,100</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700
29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>274,800</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100	422,300
30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	<u>276,700</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900	423,600
31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	<u>278,600</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700	424,900
32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	<u>213,700</u>	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	48	<u>215,200</u>	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	<u>214,800</u>	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	49	<u>216,300</u>	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	<u>215,900</u>	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	50	<u>217,400</u>	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000

浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行								改正後（案）							
51	<u>216,900</u>	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	51	<u>218,400</u>	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	<u>218,000</u>	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	52	<u>219,500</u>	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	<u>219,100</u>	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	53	<u>220,600</u>	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	<u>220,100</u>	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	54	<u>221,600</u>	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	<u>221,000</u>	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	55	<u>222,500</u>	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	<u>222,000</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	56	<u>223,500</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	<u>222,400</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	<u>223,300</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	<u>224,100</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	<u>224,900</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	<u>225,600</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	<u>226,600</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	<u>227,400</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	<u>228,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	<u>229,000</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	<u>229,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	<u>230,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	<u>231,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	<u>232,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	<u>233,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	<u>233,700</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	<u>234,500</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	<u>235,300</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	<u>236,000</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	<u>236,700</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	

浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行							改正後（案）						
76	<u>237,300</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>238,000</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>238,800</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>239,600</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600				94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100				95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500				96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700				97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100				98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500				99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800				100		296,900	344,800			

浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行							改正後（案）						
101		297,100	345,100				101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500				102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900				103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300				104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800				105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200				106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600				107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000				108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500				109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900				110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200				111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500				112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000				113		300,800	350,000			
114		301,000					114		301,000				
115		301,300					115		301,300				
116		301,700					116		301,700				
117		301,900					117		301,900				
118		302,100					118		302,100				
119		302,400					119		302,400				
120		302,700					120		302,700				
121		303,100					121		303,100				
122		303,300					122		303,300				
123		303,600					123		303,600				
124		303,900					124		303,900				
125		304,200					125		304,200				

浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行									改正後（案）								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	<u>247,900</u>	<u>333,100</u>	<u>397,900</u>	471,700
	2	<u>250,400</u>	<u>336,100</u>	<u>400,800</u>	474,000
	3	<u>252,900</u>	<u>339,000</u>	<u>403,700</u>	476,200
	4	<u>255,400</u>	<u>342,000</u>	<u>406,500</u>	478,500
	5	<u>257,600</u>	<u>344,700</u>	<u>409,100</u>	480,700
	6	<u>261,400</u>	<u>348,000</u>	<u>411,800</u>	482,900
	7	<u>265,200</u>	<u>351,100</u>	<u>414,600</u>	485,100
	8	<u>269,000</u>	<u>354,200</u>	417,300	487,300
	9	<u>272,600</u>	<u>357,000</u>	419,500	489,300
	10	<u>276,600</u>	<u>359,900</u>	422,200	491,400
	11	<u>280,600</u>	<u>363,000</u>	424,800	493,500
	12	<u>284,600</u>	<u>366,200</u>	427,500	495,600
	13	<u>288,400</u>	<u>369,100</u>	429,900	497,700
14	<u>292,400</u>	<u>372,700</u>	432,400	499,800	

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	<u>249,800</u>	<u>335,000</u>	<u>399,000</u>	471,700
	2	<u>252,300</u>	<u>338,000</u>	<u>401,900</u>	474,000
	3	<u>254,800</u>	<u>340,900</u>	<u>404,500</u>	476,200
	4	<u>257,300</u>	<u>343,800</u>	<u>407,200</u>	478,500
	5	<u>259,500</u>	<u>346,500</u>	<u>409,800</u>	480,700
	6	<u>263,300</u>	<u>349,700</u>	<u>412,200</u>	482,900
	7	<u>267,100</u>	<u>352,800</u>	<u>414,900</u>	485,100
	8	<u>270,900</u>	<u>355,900</u>	417,300	487,300
	9	<u>274,500</u>	<u>358,700</u>	419,500	489,300
	10	<u>278,500</u>	<u>361,400</u>	422,200	491,400
	11	<u>282,500</u>	<u>364,500</u>	424,800	493,500
	12	<u>286,500</u>	<u>367,700</u>	427,500	495,600
	13	<u>290,300</u>	<u>370,600</u>	429,900	497,700
14	<u>294,300</u>	<u>374,100</u>	432,400	499,800	

浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
15	<u>296,300</u>	<u>375,900</u>	434,800	501,900	15	<u>298,200</u>	<u>377,100</u>	434,800	501,900
16	<u>300,200</u>	<u>379,600</u>	437,300	504,000	16	<u>302,100</u>	<u>380,700</u>	437,300	504,000
17	<u>303,900</u>	<u>383,200</u>	439,300	506,100	17	<u>305,800</u>	<u>384,300</u>	439,300	506,100
18	<u>307,500</u>	<u>385,900</u>	441,700	508,100	18	<u>309,400</u>	<u>387,000</u>	441,700	508,100
19	<u>311,000</u>	<u>388,700</u>	444,000	510,100	19	<u>312,900</u>	<u>389,500</u>	444,000	510,100
20	<u>314,600</u>	<u>391,400</u>	446,400	512,100	20	<u>316,500</u>	<u>392,100</u>	446,400	512,100
21	<u>318,200</u>	<u>394,200</u>	447,900	513,900	21	<u>320,100</u>	<u>394,900</u>	447,900	513,900
22	<u>321,900</u>	<u>396,800</u>	450,300	515,700	22	<u>323,800</u>	<u>397,200</u>	450,300	515,700
23	<u>325,400</u>	<u>399,400</u>	452,600	517,600	23	<u>327,300</u>	<u>399,700</u>	452,600	517,600
24	<u>328,900</u>	401,800	454,900	519,500	24	<u>330,600</u>	401,800	454,900	519,500
25	<u>332,400</u>	403,800	456,900	521,200	25	<u>334,100</u>	403,800	456,900	521,200
26	<u>335,200</u>	406,100	459,200	523,000	26	<u>336,800</u>	406,100	459,200	523,000
27	<u>337,800</u>	408,300	461,400	524,800	27	<u>339,400</u>	408,300	461,400	524,800
28	<u>340,400</u>	410,600	463,700	526,600	28	<u>342,000</u>	410,600	463,700	526,600
29	<u>343,200</u>	412,900	465,800	528,200	29	<u>344,800</u>	412,900	465,800	528,200
30	<u>345,300</u>	415,000	468,100	530,000	30	<u>346,700</u>	415,000	468,100	530,000
31	<u>347,500</u>	417,000	470,400	531,800	31	<u>348,900</u>	417,000	470,400	531,800
32	<u>349,900</u>	419,100	472,600	533,600	32	<u>351,300</u>	419,100	472,600	533,600
33	<u>352,100</u>	421,000	474,600	535,200	33	<u>353,500</u>	421,000	474,600	535,200
34	<u>354,500</u>	422,800	476,700	537,000	34	<u>355,800</u>	422,800	476,700	537,000
35	<u>356,700</u>	424,600	478,800	538,700	35	<u>357,900</u>	424,600	478,800	538,700
36	<u>359,200</u>	426,600	480,900	540,500	36	<u>360,200</u>	426,600	480,900	540,500
37	<u>361,400</u>	428,500	483,000	542,100	37	<u>362,400</u>	428,500	483,000	542,100
38	<u>363,800</u>	430,500	484,800	543,700	38	<u>364,800</u>	430,500	484,800	543,700
39	<u>366,200</u>	432,400	486,600	545,100	39	<u>367,000</u>	432,400	486,600	545,100

浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
40	<u>368,400</u>	434,400	488,400	546,700	40	<u>369,000</u>	434,400	488,400	546,700
41	<u>370,700</u>	436,200	490,100	548,200	41	<u>371,300</u>	436,200	490,100	548,200
42	<u>372,100</u>	438,000	491,900	549,600	42	<u>372,500</u>	438,000	491,900	549,600
43	<u>373,600</u>	439,700	493,700	551,000	43	<u>373,900</u>	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300	44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500	45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500	46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500	47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500	48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500	49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400	50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300	51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200	52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000	53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900	54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800	55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700	56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600	57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500	58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400	59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100	60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000	61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900	62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800	63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700	64	393,000	468,300	519,600	570,700

浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
65	393,300	469,000	520,500	571,600	65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400		66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100		67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000		68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900		69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700		70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600		71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500		72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300		73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200		74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100		75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800		76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600		77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500		78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400		79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300		80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100		81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000		82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900		83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800		84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600		85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500		86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400		87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300		88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100		89		482,400	541,100	

浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行						改正後（案）					
	90		483,000				90		483,000		
	91		483,600				91		483,600		
	92		484,000				92		484,000		
	93		484,500				93		484,500		
	94		485,100				94		485,100		
	95		485,700				95		485,700		
	96		486,300				96		486,300		
	97		486,800				97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
○浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月30日条例第19号			○浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月30日条例第19号		
別表第1（第3条関係） 行政職会計年度任用職員給料表			別表第1（第3条関係） 行政職会計年度任用職員給料表		
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円		円	円
1	<u>144,100</u>	<u>194,000</u>	1	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>
2	<u>145,200</u>	<u>195,800</u>	2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>
3	<u>146,400</u>	<u>197,600</u>	3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>
4	<u>147,500</u>	<u>199,400</u>	4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>
5	<u>148,600</u>	<u>200,900</u>	5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>
6	<u>149,700</u>	<u>202,700</u>	6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>
7	<u>150,800</u>	<u>204,500</u>	7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>
8	<u>151,900</u>	<u>206,300</u>	8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>
9	<u>153,000</u>	<u>207,900</u>	9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>
10	<u>154,400</u>	<u>209,700</u>	10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>
11	<u>155,700</u>	<u>211,500</u>	11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>
12	<u>157,000</u>	<u>213,300</u>	12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>
13	<u>158,300</u>	<u>214,700</u>	13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>
14	<u>159,800</u>	<u>216,500</u>	14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>
15	<u>161,300</u>	<u>218,200</u>	15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>
16	<u>162,900</u>	<u>220,000</u>	16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
17	<u>164,200</u>	<u>221,700</u>	17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>
18	<u>165,700</u>	<u>223,400</u>	18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>
19	<u>167,200</u>	<u>225,000</u>	19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>
20	<u>168,700</u>	<u>226,600</u>	20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>
21	<u>170,100</u>	<u>228,000</u>	21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>
22	<u>172,800</u>	<u>229,700</u>	22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>
23	<u>175,400</u>	<u>231,300</u>	23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>
24	<u>178,000</u>	<u>232,900</u>	24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>
25	<u>180,700</u>	<u>234,000</u>	25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>
26	<u>182,400</u>	<u>235,500</u>	26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>
27	<u>184,000</u>	<u>236,900</u>	27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>
28	<u>185,700</u>	<u>238,200</u>	28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>
29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>
30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>
31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>
32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>
33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>
34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>
35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>
36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>
37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>
38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>
39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>
41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>
42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>
43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>
44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>
45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>
46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>
47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>
48	<u>213,700</u>	263,600	48	<u>215,200</u>	263,600
49	<u>214,800</u>	264,700	49	<u>216,300</u>	264,700
50	<u>215,900</u>	265,800	50	<u>217,400</u>	265,800
51	<u>216,900</u>	267,100	51	<u>218,400</u>	267,100
52	<u>218,000</u>	268,400	52	<u>219,500</u>	268,400
53	<u>219,100</u>	269,400	53	<u>220,600</u>	269,400
54	<u>220,100</u>	270,500	54	<u>221,600</u>	270,500
55	<u>221,000</u>	271,800	55	<u>222,500</u>	271,800
56	<u>222,000</u>	273,100	56	<u>223,500</u>	273,100
57	<u>222,400</u>	274,000	57	<u>223,800</u>	274,000
58	<u>223,300</u>	275,000	58	<u>224,600</u>	275,000
59	<u>224,100</u>	275,900	59	<u>225,400</u>	275,900
60	<u>224,900</u>	277,000	60	<u>226,100</u>	277,000
61	<u>225,600</u>	278,100	61	<u>226,800</u>	278,100
62	<u>226,600</u>	279,100	62	<u>227,800</u>	279,100

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
63	<u>227,400</u>	280,000	63	<u>228,600</u>	280,000
64	<u>228,300</u>	281,000	64	<u>229,400</u>	281,000
65	<u>229,000</u>	281,500	65	<u>230,100</u>	281,500
66	<u>229,800</u>	282,400	66	<u>230,800</u>	282,400
67	<u>230,700</u>	283,100	67	<u>231,700</u>	283,100
68	<u>231,700</u>	284,000	68	<u>232,700</u>	284,000
69	<u>232,400</u>	285,000	69	<u>233,400</u>	285,000
70	<u>233,100</u>	285,800	70	<u>234,000</u>	285,800
71	<u>233,700</u>	286,600	71	<u>234,500</u>	286,600
72	<u>234,500</u>	287,400	72	<u>235,200</u>	287,400
73	<u>235,300</u>	288,200	73	<u>236,000</u>	288,200
74	<u>236,000</u>	288,700	74	<u>236,600</u>	288,700
75	<u>236,700</u>	289,100	75	<u>237,200</u>	289,100
76	<u>237,300</u>	289,600	76	<u>237,700</u>	289,600
77	<u>238,000</u>	289,800	77	<u>238,400</u>	289,800
78	<u>238,800</u>	290,100	78	<u>239,100</u>	290,100
79	<u>239,600</u>	290,300	79	<u>239,800</u>	290,300
80	240,300	290,700	80	240,300	290,700
81	240,800	290,900	81	240,800	290,900
82	241,500	291,100	82	241,500	291,100
83	242,200	291,500	83	242,200	291,500
84	242,900	291,800	84	242,900	291,800
85	243,500	292,100	85	243,500	292,100

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
86	244,200	292,400	86	244,200	292,400
87	244,900	292,700	87	244,900	292,700
88	245,600	293,100	88	245,600	293,100
89	246,100	293,400	89	246,100	293,400
90	246,600	293,800	90	246,600	293,800
91	246,900	294,100	91	246,900	294,100
92	247,300	294,500	92	247,300	294,500
93	247,600	294,700	93	247,600	294,700
94		294,900	94		294,900
95		295,200	95		295,200
96		295,600	96		295,600
97		295,800	97		295,800
98		296,100	98		296,100
99		296,500	99		296,500
100		296,900	100		296,900
101		297,100	101		297,100
102		297,400	102		297,400
103		297,800	103		297,800
104		298,100	104		298,100
105		298,300	105		298,300
106		298,600	106		298,600
107		299,000	107		299,000
108		299,300	108		299,300

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
109		299,500	109		299,500
110		299,900	110		299,900
111		300,300	111		300,300
112		300,600	112		300,600
113		300,800	113		300,800
114		301,000	114		301,000
115		301,300	115		301,300
116		301,700	116		301,700
117		301,900	117		301,900
118		302,100	118		302,100
119		302,400	119		302,400
120		302,700	120		302,700
121		303,100	121		303,100
122		303,300	122		303,300
123		303,600	123		303,600
124		303,900	124		303,900
125		304,200	125		304,200

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円

別表第2（第3条関係）

医療職会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
1	<u>247,900</u>	<u>333,100</u>	1	<u>249,800</u>	<u>335,000</u>
2	<u>250,400</u>	<u>336,100</u>	2	<u>252,300</u>	<u>338,000</u>
3	<u>252,900</u>	<u>339,000</u>	3	<u>254,800</u>	<u>340,900</u>
4	<u>255,400</u>	<u>342,000</u>	4	<u>257,300</u>	<u>343,800</u>
5	<u>257,600</u>	<u>344,700</u>	5	<u>259,500</u>	<u>346,500</u>
6	<u>261,400</u>	<u>348,000</u>	6	<u>263,300</u>	<u>349,700</u>
7	<u>265,200</u>	<u>351,100</u>	7	<u>267,100</u>	<u>352,800</u>
8	<u>269,000</u>	<u>354,200</u>	8	<u>270,900</u>	<u>355,900</u>
9	<u>272,600</u>	<u>357,000</u>	9	<u>274,500</u>	<u>358,700</u>
10	<u>276,600</u>	<u>359,900</u>	10	<u>278,500</u>	<u>361,400</u>
11	<u>280,600</u>	<u>363,000</u>	11	<u>282,500</u>	<u>364,500</u>
12	<u>284,600</u>	<u>366,200</u>	12	<u>286,500</u>	<u>367,700</u>
13	<u>288,400</u>	<u>369,100</u>	13	<u>290,300</u>	<u>370,600</u>
14	<u>292,400</u>	<u>372,700</u>	14	<u>294,300</u>	<u>374,100</u>
15	<u>296,300</u>	<u>375,900</u>	15	<u>298,200</u>	<u>377,100</u>
16	<u>300,200</u>	<u>379,600</u>	16	<u>302,100</u>	<u>380,700</u>
17	<u>303,900</u>	<u>383,200</u>	17	<u>305,800</u>	<u>384,300</u>
18	<u>307,500</u>	<u>385,900</u>	18	<u>309,400</u>	<u>387,000</u>
19	<u>311,000</u>	<u>388,700</u>	19	<u>312,900</u>	<u>389,500</u>
20	<u>314,600</u>	<u>391,400</u>	20	<u>316,500</u>	<u>392,100</u>
21	<u>318,200</u>	<u>394,200</u>	21	<u>320,100</u>	<u>394,900</u>
22	<u>321,900</u>	<u>396,800</u>	22	<u>323,800</u>	<u>397,200</u>
23	<u>325,400</u>	<u>399,400</u>	23	<u>327,300</u>	<u>399,700</u>

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
24	<u>328,900</u>	401,800	24	<u>330,600</u>	401,800
25	<u>332,400</u>	403,800	25	<u>334,100</u>	403,800
26	<u>335,200</u>	406,100	26	<u>336,800</u>	406,100
27	<u>337,800</u>	408,300	27	<u>339,400</u>	408,300
28	<u>340,400</u>	410,600	28	<u>342,000</u>	410,600
29	<u>343,200</u>	412,900	29	<u>344,800</u>	412,900
30	<u>345,300</u>	415,000	30	<u>346,700</u>	415,000
31	<u>347,500</u>	417,000	31	<u>348,900</u>	417,000
32	<u>349,900</u>	419,100	32	<u>351,300</u>	419,100
33	<u>352,100</u>	421,000	33	<u>353,500</u>	421,000
34	<u>354,500</u>	422,800	34	<u>355,800</u>	422,800
35	<u>356,700</u>	424,600	35	<u>357,900</u>	424,600
36	<u>359,200</u>	426,600	36	<u>360,200</u>	426,600
37	<u>361,400</u>	428,500	37	<u>362,400</u>	428,500
38	<u>363,800</u>	430,500	38	<u>364,800</u>	430,500
39	<u>366,200</u>	432,400	39	<u>367,000</u>	432,400
40	<u>368,400</u>	434,400	40	<u>369,000</u>	434,400
41	<u>370,700</u>	436,200	41	<u>371,300</u>	436,200
42	<u>372,100</u>	438,000	42	<u>372,500</u>	438,000
43	<u>373,600</u>	439,700	43	<u>373,900</u>	439,700
44	375,000	441,500	44	375,000	441,500
45	376,200	443,300	45	376,200	443,300
46	377,600	445,100	46	377,600	445,100

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
47	379,100	446,900	47	379,100	446,900
48	380,600	448,600	48	380,600	448,600
49	381,700	450,400	49	381,700	450,400
50	382,700	452,100	50	382,700	452,100
51	383,700	453,900	51	383,700	453,900
52	384,500	455,700	52	384,500	455,700
53	385,400	457,600	53	385,400	457,600
54	386,300	458,800	54	386,300	458,800
55	387,000	460,000	55	387,000	460,000
56	387,900	461,200	56	387,900	461,200
57	388,600	462,400	57	388,600	462,400
58	389,500	463,400	58	389,500	463,400
59	390,300	464,400	59	390,300	464,400
60	391,100	465,400	60	391,100	465,400
61	391,600	466,200	61	391,600	466,200
62	392,100	466,900	62	392,100	466,900
63	392,500	467,600	63	392,500	467,600
64	393,000	468,300	64	393,000	468,300
65	393,300	469,000	65	393,300	469,000
66		469,700	66		469,700
67		470,400	67		470,400
68		471,000	68		471,000
69		471,300	69		471,300

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
70		472,000	70		472,000
71		472,700	71		472,700
72		473,400	72		473,400
73		473,800	73		473,800
74		474,400	74		474,400
75		475,100	75		475,100
76		475,800	76		475,800
77		476,200	77		476,200
78		476,800	78		476,800
79		477,400	79		477,400
80		477,900	80		477,900
81		478,500	81		478,500
82		479,000	82		479,000
83		479,500	83		479,500
84		480,000	84		480,000
85		480,400	85		480,400
86		481,000	86		481,000
87		481,400	87		481,400
88		481,900	88		481,900
89		482,400	89		482,400
90		483,000	90		483,000
91		483,600	91		483,600
92		484,000	92		484,000

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
93		484,500	93		484,500
94		485,100	94		485,100
95		485,700	95		485,700
96		486,300	96		486,300
97		486,800	97		486,800
備考 この給料表は、医師である会計年度任用職員に適用する。			備考 この給料表は、医師である会計年度任用職員に適用する。		

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年浜田市条例第36号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>

浜田市長等の給与に関する条例（平成17年浜田市条例第54号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>

# 浜田市市有財産売却計画

【計画期間】令和元年度～令和5年度

## 目次

1	目的	・・・	P1
2	売却計画の概要	・・・	P1
3	売却収入の活用	・・・	P1
4	売却実績	・・・	P2
5	年度別の売却計画	・・・	P2～P4

## 1 目的

この浜田市市有財産売却計画は、浜田市市有財産利活用方針に基づいて計画的な遊休財産の売却を進めることにより、更なる自主財源の確保に資することを目的としています。

## 2 売却計画の概要

### (1) 売却対象財産

売却の対象となる財産は、遊休財産（未利用の財産）及び今後未利用となることが予定されている財産のうち、計画期間内に売却可能な財産とします。

### (2) 売却見込額の算出方法

売却見込額は、固定資産税評価相当額を基に算出します。ただし、不動産鑑定士による鑑定評価がある場合は、当該評価額で算出します。

### (3) 計画期間

計画期間は、5年間とし、毎年度見直しを行います。

## 3 売却収入の活用

市有財産の売却収入は、その収入額の一部を浜田市市民生活安定化基金に積み立て、市民生活の安定に資する事業に活用します。

## 4 売却実績

### 【過去5年間の売却実績】

年 度	区分	件数	面積	売却金額	備 考
平成 26 年度	土地	21 件	5,768 m <sup>2</sup>	92,793,394 円	
	建物	1 件	74 m <sup>2</sup>	884,370 円	
平成 27 年度	土地	29 件	22,092 m <sup>2</sup>	60,709,524 円	
	建物	7 件	456 m <sup>2</sup>	5,850,026 円	
平成 28 年度	土地	17 件	3,445 m <sup>2</sup>	32,489,218 円	
	建物	1 件	74 m <sup>2</sup>	43,783 円	
平成 29 年度	土地	19 件	11,321 m <sup>2</sup>	154,701,822 円	
	建物	1 件	116 m <sup>2</sup>	2,496,960 円	
平成 30 年度	土地	16 件	5,853 m <sup>2</sup>	81,582,437 円	
	建物	3 件	435 m <sup>2</sup>	9,294,307 円	
合 計	土地	102 件	48,479 m <sup>2</sup>	422,276,395 円	
	建物	13 件	1,155 m <sup>2</sup>	18,569,446 円	

※建物の面積は、延床面積です。

## 5 年度別の売却計画

### (1) 全体計画

年 度	区分	件数	面積	売却見込額		備 考
令和元年度	土地	13 件	4,349 m <sup>2</sup>	42,800 千円	45,400 千円	
	建物	3 件	201 m <sup>2</sup>	2,600 千円		
令和 2 年度	土地	14 件	2,941 m <sup>2</sup>	21,000 千円	23,600 千円	
	建物	3 件	284 m <sup>2</sup>	2,600 千円		
令和 3 年度	土地	14 件	4,713 m <sup>2</sup>	44,600 千円	52,500 千円	
	建物	1 件	565 m <sup>2</sup>	7,900 千円		
令和 4 年度	土地	13 件	2,891 m <sup>2</sup>	31,200 千円	31,200 千円	
	建物	0 件	-	-		
令和 5 年度	土地	15 件	3,152 m <sup>2</sup>	22,000 千円	22,000 千円	
	建物	0 件	-	-		
合 計	土地	69 件	18,046 m <sup>2</sup>	161,600 千円	174,700 千円	
	建物	7 件	1,050 m <sup>2</sup>	13,100 千円		

※土地の面積は、登記簿面積等のため、実測後に大きく変動する可能性があります。

※建物の面積は、延床面積です。

※売却見込額は、売却時の不動産鑑定評価等により大きく変動します。

(2) 年度別の売却予定物件

【令和元年度】

No.	物 件		所在地	面積	備考
1	旧那賀会館敷地	土地	殿町 78 番 2	279 m <sup>2</sup>	
2	旧給食センター跡地	土地	熱田町 824 番	2,740 m <sup>2</sup>	
3	災害公営住宅（河内町）	建物	河内町	61 m <sup>2</sup>	随意契約
4	災害公営住宅（三隅町岡見）	建物	三隅町岡見	65 m <sup>2</sup>	随意契約
5	災害公営住宅（三隅町河内）	建物	三隅町河内	75 m <sup>2</sup>	随意契約
6	岡見住宅団地（1区画）	土地	三隅町岡見	330 m <sup>2</sup>	
7	その他（里道等 10 件）	土地	—	1,000 m <sup>2</sup>	
小 計		土地	13 件	4,349 m <sup>2</sup>	
		建物	3 件	201 m <sup>2</sup>	

【令和 2 年度】

No.	物 件		所在地	面積	備考
1	災害公営住宅（後野町）	建物	後野町	61 m <sup>2</sup>	随意契約
2	災害公営住宅（宇津井町）	建物	宇津井町	61 m <sup>2</sup>	随意契約
3	上神代屋住宅	土地	弥栄町長安本郷	580 m <sup>2</sup>	
		建物	弥栄町長安本郷	162 m <sup>2</sup>	
4	旭インター周辺用地	土地	旭町丸原 138 番 1 外	700 m <sup>2</sup>	
5	岡見住宅団地（1区画）	土地	三隅町岡見	330 m <sup>2</sup>	
6	重富住宅団地（1区画）	土地	旭町本郷 362 番 36	331 m <sup>2</sup>	
7	その他（里道等 10 件）	土地	—	1,000 m <sup>2</sup>	
小 計		土地	14 件	2,941 m <sup>2</sup>	
		建物	3 件	284 m <sup>2</sup>	

【令和 3 年度】

No.	物 件		所在地	面積	備考
1	旧海上保安部宿舎敷地	土地	長浜町 991 番 1	160 m <sup>2</sup>	
2	三隅老人福祉センター跡地	土地	三隅町向野田 605 番 2 外	1,925 m <sup>2</sup>	建物解体
3	若者住宅	土地	三隅町向野田	1,298 m <sup>2</sup>	
		建物	三隅町向野田	565 m <sup>2</sup>	
4	岡見住宅団地（1区画）	土地	三隅町岡見	330 m <sup>2</sup>	
5	その他（里道等 10 件）	土地	—	1,000 m <sup>2</sup>	
小 計		土地	14 件	4,713 m <sup>2</sup>	
		建物	1 件	565 m <sup>2</sup>	

【令和4年度】

No.	物 件		所在地	面積	備考
1	旧長浜市営住宅跡地	土地	長浜町 1226 番外	1,300 m <sup>2</sup>	
2	三宮区画整理保留地	土地	相生町 4345 番	261 m <sup>2</sup>	
3	岡見住宅団地（1区画）	土地	三隅町岡見	330 m <sup>2</sup>	
4	その他（里道等 10 件）	土地	－	1,000 m <sup>2</sup>	
小 計		土地	13 件	2,891 m <sup>2</sup>	
		建物	0 件	-	

【令和5年度】

No.	物 件		所在地	面積	備考
1	下来原市有地	土地	金城町下来原 185 番 7	337 m <sup>2</sup>	
2	希望ヶ丘団地市有地	土地	金城町七条ハ 574 番 10	382 m <sup>2</sup>	
3	旭小学校付近市有地	土地	旭町丸原 134 番 3	400 m <sup>2</sup>	
4	旭支所付近市有地	土地	旭町今市 361 番 11	703 m <sup>2</sup>	
5	岡見住宅団地	土地	三隅町岡見	330 m <sup>2</sup>	
6	その他（里道等 10 件）	土地	－	1,000 m <sup>2</sup>	
小 計		土地	15 件	3,152 m <sup>2</sup>	
		建物	0 件	-	

※土地の面積は、登記簿面積等のため、実測後に大きく変動する可能性があります。

※建物の面積は、延床面積です。

令和元年 12 月

浜田市 総務部 行財政改革推進課

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

電話 0855-25-9140

令和元年 12 月 10 日  
総務文教委員会資料  
総務部 財政課

# 中期財政計画 及び見通し

- 「将来に責任ある持続可能な財政運営」を目指して -

計画期間 令和元年度～令和 5 年度 (5 年間)  
見通し期間 令和 6 年度～令和 10 年度 (5 年間)

令和元年 12 月

浜田市



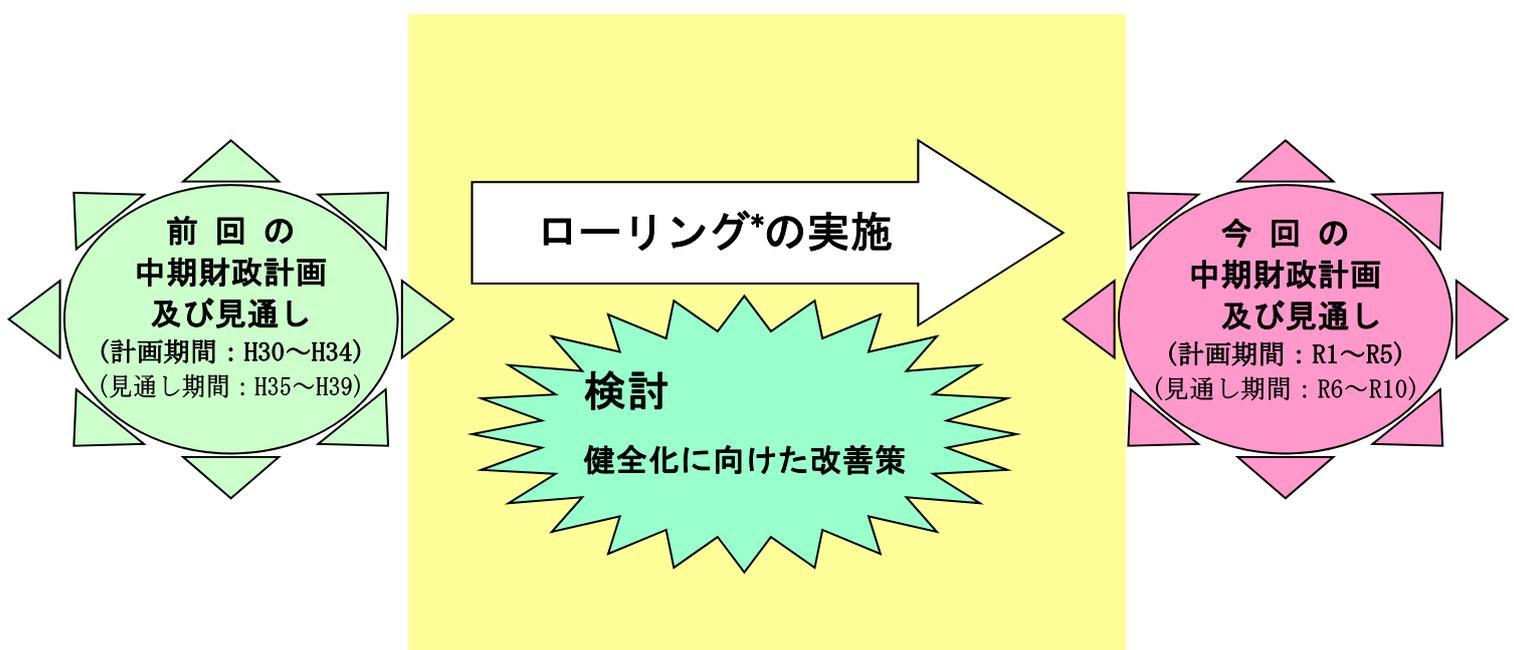
# 目次

1	策定のポイント.....	1
2	計画の基本的事項.....	2
3	推計の前提条件	
	歳入.....	3
	歳出.....	8
4	財政計画	
	歳入内訳.....	13
	収支・基金内訳.....	13
	歳出内訳.....	14
	財政指標.....	14
5	財政計画・見通しの分析.....	15
6	主要事業.....	17

本文中、\*の表示のある用語等については、別冊の用語解説をご参照ください。  
記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

# 1 策定のポイント

- (1) 平成 30 年度決算においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律\*（以下「財政健全化法」という。）に規定する実質公債費比率\*が 10.5%（昨年度 10.1%）となり、昨年度に引き続いて数値が悪化したところですが。県内他市と比べれば低い水準にありますが、類似団体\*の平均値（6.3%）との比較では依然高い水準で推移しております。さらに少子高齢化による人口減少問題、長引く地域経済の低迷、今後も社会保障経費が高い水準で推移することが見込まれるなど、財政運営は先行きが不透明な状況が続いています。
- (2) 昨年 12 月に策定した中期財政計画及び見通しは、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間を期間とし、持続可能な財政体質への転換を図るための「改善策」を一体化させた形の計画に変更しました。その結果、収支は改善し、計画期間中においては基金取り崩しに依存した財政体質からの脱却は可能となりましたが、国の制度改正（会計年度任用職員\*制度、幼児教育無償化等）をはじめ、自治体制度を含めた中山間地域対策など不確定要素が数多く、今後の財政状況への影響が懸念されることから、行財政改革に継続して取り組む必要性を強く訴えました。
- (3) 今回の中期財政計画及び見通しでは、期間は昨年度と同様に 10 年間とし、計画期間を令和元年度から令和 5 年度まで、見通し期間を令和 6 年度から令和 10 年度までとしています。昨年度計画に引き続き、今回も、「自然体」と健全化対策案の「改善策」を一体化させた計画としていますが、新たな需要として、学校統合計画審議会答申に基づく学校建設計画、行財政改革実施計画に基づく直営施設の外部委託化に要する経費を盛り込んでいます。



## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画期間

(計 画) 令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間とする。  
(見通し) 令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とする。

### (2) 対象会計区分

普通会計\* (一般会計のみ)

### (3) 歳入推計

- ・地方税
- ・地方交付税\*
- ・国県支出金
- ・地方債等



現行の税制及び地方財政対策諸制度に基づき推計する。

### (4) 歳出推計

性質別経費ごとに個別に推計する。

### (5) 行財政改革等

- ① 行財政改革実施計画効果額を反映する。
- ② 公共施設再配置実施計画の需要を反映する。
- ③ 定員適正化計画 (平成 30 年 9 月策定) を反映する。
- ④ 事務事業評価による事業の見直しを反映する。

### (6) 令和 2 年度以降の推計

- ① 合併算定替\*による特別加算措置の縮減に伴い普通交付税\* (臨時財政対策債\*含む) の逓減を見込む。
- ② 過疎対策事業債\*は令和 3 年度以降の発行延長を見込む。
- ③ 計画期間のみ財政調整基金\*による収支調整を行う。

### (7) その他

基準となる令和元年度については、今後の補正要因を加えた決算見込額を計上する。

### 3 推計の前提条件

#### 歳入

#### (1) 地方税（個人市民税、法人市民税、固定資産税\*、軽自動車税、たばこ税、入湯税）

（単位：億円）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地方税	74	73	71	70	86	83	80	78	76	74

税目	推計方法
個人市民税均等割	・令和元年度と同水準を見込む。
個人市民税所得割	・景気の状態・人口減を考慮し、令和2年度以降毎年1%の減とする。
法人市民税均等割	・令和元年度と同水準を見込む。
法人市民税法人税割	・令和元年度をベースとし、令和2年度以降は地方法人税率の引上げに伴う法人市民税率の引下げの影響を考慮したうえで推計する。
固定資産税	・土地は地価の下落による影響を見込む。 ・家屋の評価替に伴う減収を3年毎に5%減と見込む。 ・償却資産*は三隅火力発電所の影響額を反映する。 （定率法のため、初期の減額幅が大きくなる） ・クリーンエネルギー*発電設備に伴う償却資産の増収分を見込む。
軽自動車税	・令和2年度以降毎年1%の増とする。 ・令和2年度以降の税制改正の影響を見込む。
たばこ税	・令和2年度以降毎年1%の減とする。
入湯税	・令和2年度以降毎年1%の減とする。

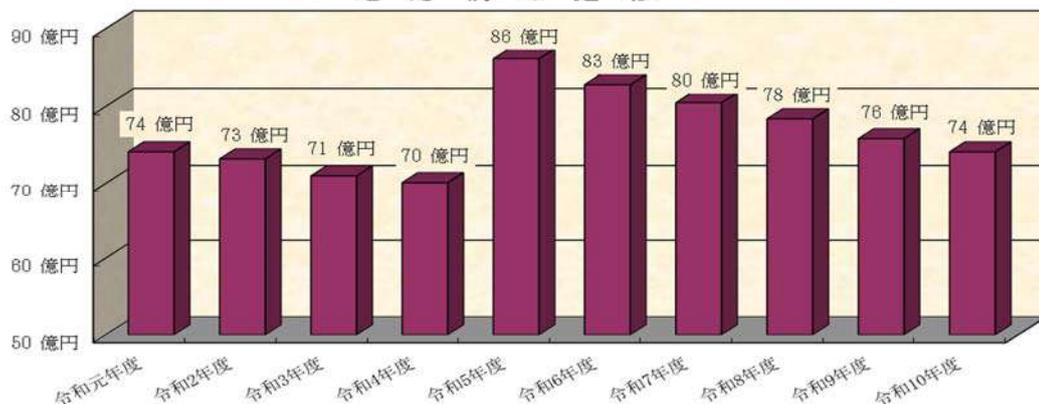
（単位：億円）

固定資産税(償却資産)	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
三隅火力発電所2号機分	-	-	-	-	16.8	15.0	13.4	11.9	10.6	9.4
クリーンエネルギー分	2.0	2.3	2.1	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8

※三隅火力発電所2号機分の固定資産税額は、茨城県の常陸那珂火力発電所2号機の数値を参考に当市で試算した金額です。

○正味の増収効果は、普通交付税との相殺もあり、1/4程度となります。

地方税の推移



## (2) 地方譲与税\*・各種交付金(地方消費税交付金\*等)

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地方譲与税、各種交付金	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18

### 《地方消費税交付金》

令和元年10月の消費税増税の影響を見込む。

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地方消費税交付金	9.7	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5

## (3) 地方交付税

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
普通交付税	107	109	105	105	92	91	89	87	86	86
特別交付税*	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13

### 《普通交付税》

① 人口減による影響額を減じる。人口ビジョン\*の人口推計を反映させる。

	H27	R2	R7
人口ビジョンによる人口推計	58,367 人	55,166 人	52,154 人

② 基準財政需要額\*の個別算定経費\* (公債費算入分及び事業費補正\*を除く) 及び包括算定経費\*は、令和2年度以降同水準と推計する。

③ 人口減少等特別対策事業費\* (2億6千万円程度) は、令和2年度から令和6年度にかけて段階的に減少する前提で推計する。

④ 水道事業統合に伴う影響は個別に推計する。

⑤ 公債費算入分及び事業費補正は個別に推計する。

⑥ 「合併算定替」による特別加算措置の縮減による影響を見込む。

⑦ 「市町村の姿の変化に対応した交付税の算定見直し\*」による影響を見込む。

※ 「合併算定替」による特別加算措置の縮減及び「市町村の姿の変化に対応した交付税の算定見直し」による加算額

	H28 (実績値)	H29 (実績値)	H30 (実績値)	R1 (実績値)	R2 (見込み値)	R3 (見込み値)
縮減割合	1割減	3割減	5割減	7割減	9割減	皆減
縮減額 (見直し後)	△ 1.3 億円	△ 3.4 億円	△ 4.8 億円	△ 6.7 億円	△ 8.1 億円	△ 9.9 億円
縮減額 (見直し前)	△ 2.3 億円	△ 7.0 億円	△ 11.7 億円	△ 17.2 億円	△ 22.1 億円	△ 25.5 億円
見直しによる一本算定への加算額	10.0 億円	11.8 億円	13.7 億円	15.1 億円	15.6 億円	15.6 億円

## 普通交付税・基準財政需要額・基準財政収入額の推移\*



### 《特別交付税》

通常ベースを13億円とする。

### (4) 使用料及び手数料

(単位: 億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
使用料及び手数料	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ① 令和2年度以降同水準で推計する。
- ② 長浜西住宅家賃収入については、影響額を個別に積算する。

### (5) 国県支出金

(単位: 億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国県支出金	89	73	73	80	67	68	68	69	71	68

- ① 扶助費\*の増に伴う影響額を見込む。
- ② 投資的経費\*の財源となる場合は、個別に積算する。
- ③ 幼児教育無償化(令和元年10月以降)による影響を見込む。

## (6) 繰入金

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
繰入金	19	15	13	11	8	10	9	7	5	8

- ① 令和5年度までの収支調整は財政調整基金で行う。
- ② 各基金からの繰入れは個別に積算する。
- ③ 行財政改革実施計画の効果額として、ふるさと応援基金\*からの繰入れを見込む。

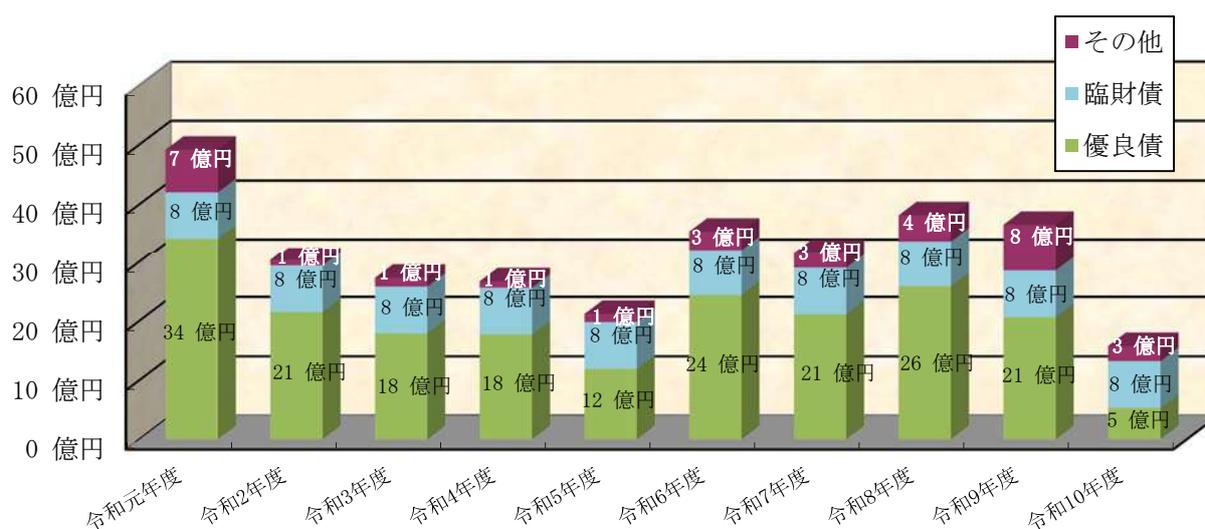
## (7) 地方債

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地方債	49	30	27	27	21	35	32	38	37	16

- ① 現行の地方債制度により推計する。  
投資事業に対し、その財源として過疎対策事業債や合併特例債\*といった交付税措置の大きい優良債を可能な限り活用する。また、過疎地域自立促進事業（ソフト分）についても活用を見込む（年間約3億円）。
- ② 財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため、発行総額を適切に管理する。
- ③ 実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債（臨財債）は、令和元年度発行可能額（約8億円）をベースに見込む。

### 地方債の推移



※ 優良債とは、当市独自の表現で、借りた金額のうち後年度に普通交付税として措置される金額の割合が大きい地方債のことをいいます。(例：過疎対策事業債、辺地対策事業債\*、合併特例債、緊急防災・減災事業債\*、緊急自然災害防止対策事業債\*)

## (8) その他の収入（ふるさと寄附金\*）

（単位：億円）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
ふるさと寄附金	10	8	6	6	6	6	6	6	6	6

- ① ふるさと寄附金の収入額は上記表のとおり見込む。
- ② 基金へ積み立てたふるさと寄附金は事業に充当するため計画的に繰入れる。
- ③ 合併特例債の代替として投資事業の財源に令和4年度1億円、令和5年度以降2億円、新規施策の財源に令和4年度以降2億円を毎年ふるさと応援基金から繰入れる。

（単位：億円）

ふるさと応援基金	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	合計
基金への積立額（歳出）	4.9	4.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	32.9
基金からの繰入金（歳入）	4.3	4.2	2.7	4.0	5.3	5.1	5.2	4.4	4.4	7.2	47.0
行革効果分	2.0	2.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	5.0
予算充実分	2.3	2.2	1.7	4.0	5.3	5.1	5.2	4.4	4.4	7.2	41.9
基金年度末残高	21.5	21.3	21.6	20.6	18.3	16.1	13.9	12.5	11.1	6.9	

### 〈採択ルール〉

- ① 他の財源が担保されていないものであること
- ② 継続事業でないこと
- ③ 経常的な事業でないこと
- ④ 寄附者の共感を得ることが出来る事業であること

なお、ハード事業については、原則として、優良債（過疎・辺地対策事業債等）の活用を優先する。

# 歳 出

## (1) 人件費\*

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
人 件 費	60	63	62	60	59	59	58	58	57	57

- ① 議員報酬
  - ・ 条例定数 24 人
- ② 特別職報酬
  - ・ 市長、副市長、教育長、自治区長 4 人(令和 2 年度まで)
  - ・ 市長、副市長、教育長 (令和 3 年度から)
- ③ 職員給与費
  - ・ 定員適正化計画に基づく推計
  - ・ 令和 10 年度まで退職者数の 3 分の 2 採用  
(ただし、消防職は 1 分の 1 採用)
  - ・ 令和 10 年度までで 88 人の削減を見込む。
  - ・ 消防職の 9 人増員分は、令和 5 年度から段階的に削減
  - ・ 再任用制度導入に伴い退職者の雇用 (7 割) を見込む。  
(平成 30 年度から)
  - ・ 再任用職員配置に伴い正規職員の削減を見込む。  
(令和元年度から)
- ④ 委員等報酬
  - ・ 再任用職員配置に伴い非常勤嘱託職員の削減を見込む。  
(平成 30 年度から)
  - ・ 非常勤嘱託職員への期末手当支給による影響を見込む。  
(令和 2 年度から)
  - ・ 会計年度任用職員制度導入により、臨時雇用職員及びパート雇用職員に係る人件費相当額として、3.2 億円を物件費\*から移行する。(令和 2 年度から)

## 人 件 費 及 び 職 員 数 の 状 況

職員区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
正規職員	50 億円	48 億円	48 億円	47 億円	46 億円	45 億円	45 億円	45 億円	44 億円	44 億円
議員・特別職	2 億円									
嘱託・臨時・パート職員	9 億円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会計年度任用職員	-	11 億円	11 億円	10 億円	9 億円	10 億円	10 億円	9 億円	9 億円	9 億円
その他	2 億円									
合計	63 億円	63 億円	62 億円	60 億円	59 億円	59 億円	58 億円	58 億円	57 億円	57 億円
正規職員数	600 人 (617 人)	582 人 (619 人)	574 人 (613 人)	564 人 (606 人)	551 人 (607 人)	542 人 (587 人)	535 人 (579 人)	526 人 (579 人)	521 人 (573 人)	522 人 (575 人)

※「嘱託・臨時・パート職員」については、物件費で計上されている金額を含みます。

※正規職員数：一般会計部門（消防職を含む）の正規職員数

( ) 内は再任用職員を含めた人数

## (2) 物件費

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
物件費	42	38	39	39	39	39	40	39	39	40

- ① 令和元年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 会計年度任用職員制度導入により、臨時雇用職員及びパート雇用職員に係る人件費相当額として、3.2億円を人件費へ移行する。(令和2年度から)
- ③ 令和4年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として1億円程度措置する。
- ④ 公共施設再配置計画の前倒し実施により、公共施設の維持管理経費の削減を見込む。(令和4年度から)
- ⑤ 働き方改革関連法の施行による影響として0.5億円程度措置する。  
(令和3年度から)
- ⑥ 直営施設(2施設)の外部委託化による影響を見込む。  
(令和5年度、令和8年度からそれぞれ1施設ずつ外部委託化)

## (3) 扶助費

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
扶助費	72	74	75	75	76	77	78	79	79	80

- ① 令和2年度は2%増、令和3年度以降は毎年度1%増と想定する。
- ② 幼児教育無償化(令和元年10月以降)による影響を見込む。

## (4) 補助費等\*

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
補助費等	46	44	39	37	36	34	33	32	31	31

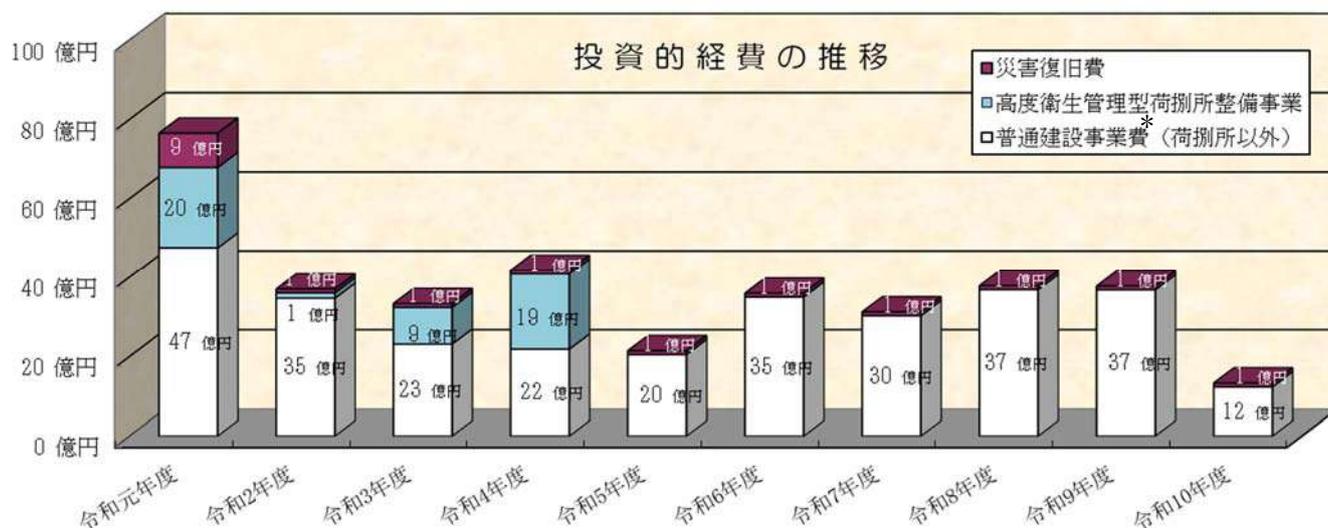
- ① 令和元年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 公共下水道事業の公営企業化による影響を見込む。
- ③ 令和4年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として1億円程度措置する。
- ④ 働き方改革関連法の施行による影響として0.5億円程度措置する。  
(令和3年度から)

## (5) 投資的経費

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
投資的経費	76	37	33	42	21	36	31	38	38	13

- ① 合併協議を経た『自治区枠』については、令和元年度で終了とする。
- ② 浜田自治区以外の4自治区を施工箇所とする投資事業は、令和3年度までで約56億円（市費\*ベース、①の『自治区枠』を含む）を見込む。
- ③ 合併特例債の代替財源として、投資事業にふるさと応援基金を令和4年度1億円、令和5年度以降2億円充当する。



### 【参考】投資的経費の事業区分別集計

(単位：千円)

事業区分	事業費	財 源 内 訳					市 費	* 実質市負担
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源*		
共通枠	35,992,559	8,348,747	1,024,939	20,480,600	3,614,423	2,523,850	23,004,450	10,088,442
自治区枠 (R1)	533,201	123,358	0	250,000	143,651	16,192	266,192	88,242
再掲 旧那賀郡施工分 (R1~R3)	3,961,460	845,628	284,953	2,112,120	504,517	214,242	2,326,362	891,946

※実質市負担とは、当市独自の表現で、地方債のうち普通交付税により後年度措置される金額を市費から差し引いた金額です（別冊「用語解説」P3参照）。

※旧那賀郡施工分の平成30年度までの実績額（市費ベース）は累計約33億円です。

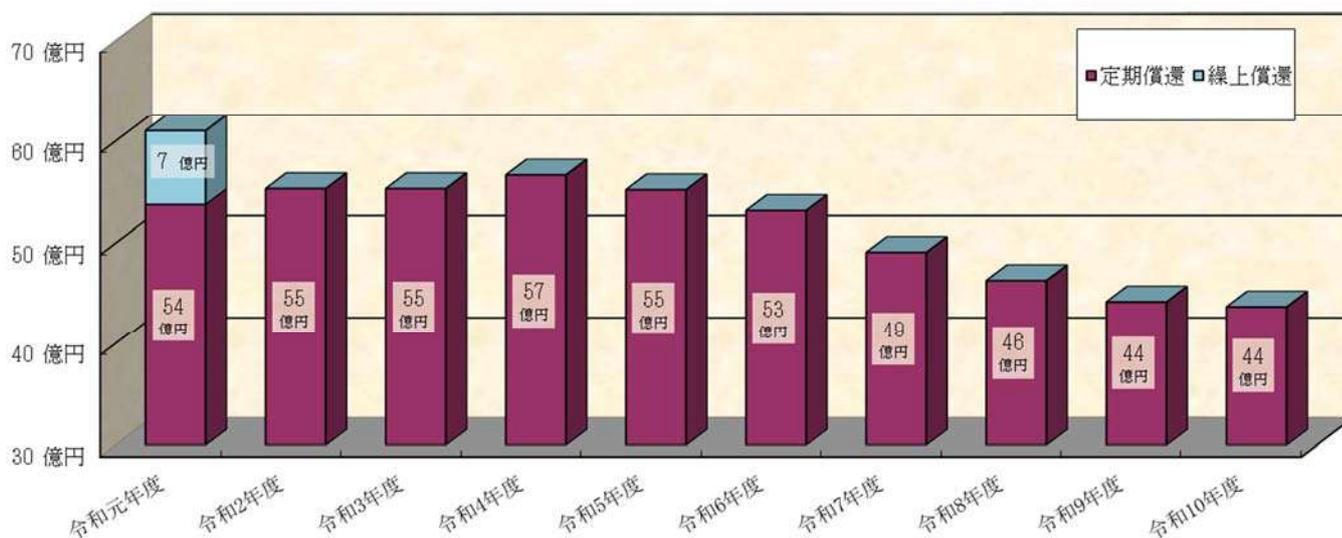
## (6) 公債費\*

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
公債費	61	55	55	57	55	53	49	46	44	44

- ① 令和元年度以降は個別に推計する。
- ② 借入金利は1.10%（前回同率）で推計する。  
(島根県の財政見通しと同率を見込む)
- ③ 実質公債費比率の逡減を図るため、令和元年度まで繰上償還\*を実施する。  
(合併以降累計 125億7,714万円)

公債費の推移



## (7) 積立金\*

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
積立金	9	9	3	3	8	5	5	5	3	3

- ① 令和5年度までの収支調整は財政調整基金で行う。
- ② 市民生活安定化基金\*は、新たに確保した自主財源の1/2を上限として積み立てを行う。ただし、市税に関しては、地方交付税の基準財政収入額として算入される額を除いた額の1/2を上限として積み立てを行う。(積み立てが行える期間の上限は3年とする。)

## (8) 繰出金\*

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
繰出金	37	35	35	34	34	34	34	34	33	33

- ① 下水道事業\*に係る繰出金は個別に推計する。公共下水道事業への繰出金は、令和2年度以降、公営企業化により補助費等で計上する。
- ② 介護保険\*は受給者の伸び等による影響額を具体的に見込む。
- ③ 後期高齢者医療\*に係る繰出金は2%程度の増と見込む。
- ④ 国民健康保険\*に係る繰出金において、保険料上昇抑制に係る繰出は見込まない。

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
公共下水道事業	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業集落排水事業	3.8	5.5	4.9	4.7	4.2	3.9	3.6	3.2	3.0	2.7
漁業集落排水事業	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
生活排水処理事業	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
介護保険	11.9	11.9	12.0	11.8	11.8	11.9	11.9	11.8	11.8	11.9
後期高齢者医療	10.3	10.6	10.8	11.0	11.2	11.5	11.7	11.9	12.2	12.4
国民健康保険	6.4	6.4	6.3	6.3	6.2	6.2	6.2	6.2	6.1	6.1
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	37.4	35.1	34.6	34.3	34.0	33.9	33.8	33.5	33.5	33.5

## 4 財政計画

【第1表 歳入内訳】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
<b>1. 地方税</b>	億円 74	億円 73	億円 71	億円 70	億円 86	億円 83	億円 80	億円 78	億円 76	億円 74
内 市民税	28	27	27	26	26	26	26	26	25	25
内 固定資産税	40	40	39	38	54	51	49	47	45	44
<b>2. 地方譲与税、各種交付金</b>	億円 15	億円 18								
<b>3. 地方交付税</b>	億円 121	億円 122	億円 118	億円 118	億円 105	億円 104	億円 102	億円 100	億円 99	億円 99
普通交付税	107	109	105	105	92	91	89	87	86	86
特別交付税	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13
<b>4. 使用料、手数料</b>	億円 5									
<b>5. 国、県支出金</b>	億円 89	億円 73	億円 73	億円 80	億円 67	億円 68	億円 68	億円 69	億円 71	億円 68
<b>6. 繰入金</b>	億円 19	億円 15	億円 13	億円 11	億円 8	億円 10	億円 9	億円 7	億円 5	億円 8
内 財政調整基金		0	5	3		2	2	2		
内 減債基金*	6	1	1							
内 地域振興基金*	3	4								
内 まちづくり振興基金*	2	1	3	2	2	2	1	0	0	0
内 ふるさと応援基金	4	4	3	4	5	5	5	4	4	7
内 市有財産有効活用推進基金*	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
内 市民生活安定化基金	0	1								
<b>7. 地方債</b>	億円 49	億円 30	億円 27	億円 27	億円 21	億円 35	億円 32	億円 38	億円 37	億円 16
内 合併特例債	12	7	3	2	1	0				
内 過疎・辺地対策事業債	21	12	14	15	9	20	20	24	17	5
内 公共事業等債・資金手当債*	3	1	1	1	1	3	2	4	8	2
内 臨時財政対策債(可能額)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
<b>8. その他の収入</b>	億円 36	億円 23	億円 21	億円 23	億円 22	億円 19	億円 20	億円 20	億円 20	億円 21
内 ふるさと寄附金	10	8	6	6	6	6	6	6	6	6
内 繰越金	5						1	1	1	1
<b>歳入合計</b>	億円 408	億円 360	億円 346	億円 352	億円 333	億円 343	億円 334	億円 336	億円 332	億円 308

【第2表 収支・基金内訳】

項 目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
<b>歳入総額</b>	億円 408	億円 360	億円 346	億円 352	億円 333	億円 343	億円 334	億円 336	億円 332	億円 308
正味の歳入総額*	398	360	341	349	333	343	333	335	330	307
<b>歳出総額</b>	億円 408	億円 360	億円 346	億円 352	億円 333	億円 342	億円 333	億円 334	億円 330	億円 307
正味の歳出総額*	398	359	346	352	329	342	333	334	330	307
<b>歳入歳出差額</b>	億円									
正味の歳入歳出差額	△1	0	△5	△3	3	1	0	0	0	0
<b>基金年度末現在高(普通会計)</b>	億円 147	億円 142	億円 132	億円 125	億円 124	億円 120	億円 117	億円 115	億円 113	億円 109
財政調整基金	39	40	34	31	35	32	31	29	29	29
減債基金	42	41	40	41	42	42	42	42	42	42
まちづくり振興基金	25	28	25	23	21	19	17	17	17	17
地域振興基金	4									
ふるさと応援基金	22	21	22	21	18	16	14	13	11	7
その他基金	14	12	11	10	9	11	13	14	14	14

【第3表 歳出内訳】

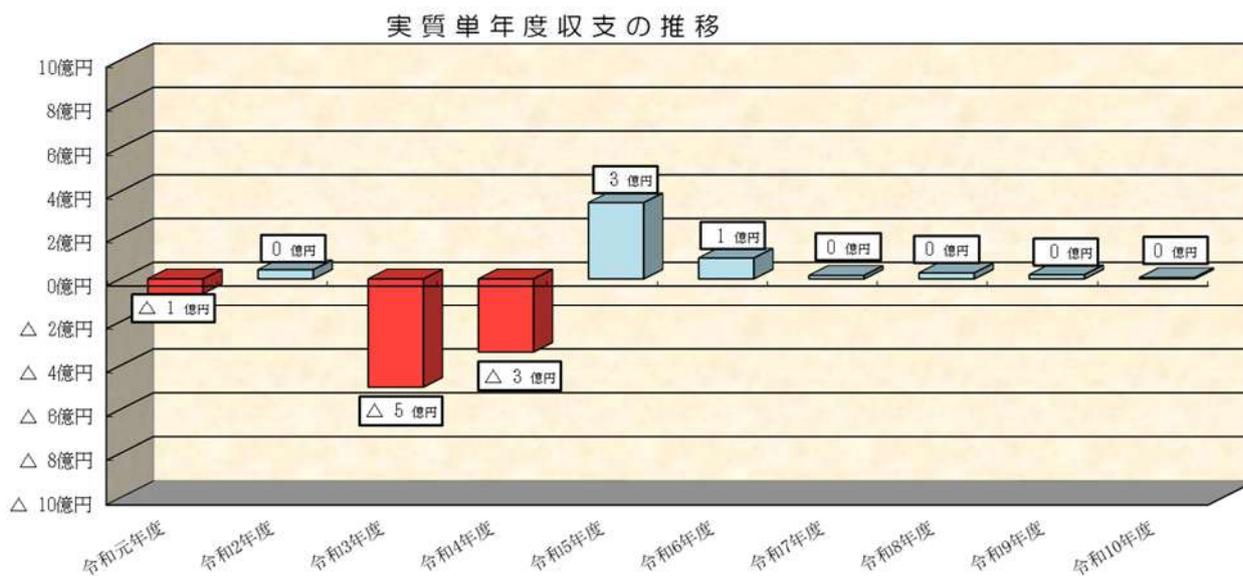
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
<b>1. 人件費</b>	億円 <b>60</b>	億円 <b>63</b>	億円 <b>62</b>	億円 <b>60</b>	億円 <b>59</b>	億円 <b>59</b>	億円 <b>58</b>	億円 <b>58</b>	億円 <b>57</b>	億円 <b>57</b>
内 議員報酬手当	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
内 特別職給与	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
内 職員給	50	48	48	47	46	45	45	45	44	44
正規職員数 ( ) 内は再任用含む職員数	600人 (617人)	582人 (619人)	574人 (613人)	564人 (606人)	551人 (607人)	542人 (587人)	535人 (579人)	526人 (579人)	521人 (573人)	522人 (575人)
<b>2. 物件費</b>	億円 <b>42</b>	億円 <b>38</b>	億円 <b>39</b>	億円 <b>39</b>	億円 <b>39</b>	億円 <b>39</b>	億円 <b>40</b>	億円 <b>39</b>	億円 <b>39</b>	億円 <b>40</b>
<b>3. 扶助費</b>	億円 <b>72</b>	億円 <b>74</b>	億円 <b>75</b>	億円 <b>75</b>	億円 <b>76</b>	億円 <b>77</b>	億円 <b>78</b>	億円 <b>79</b>	億円 <b>79</b>	億円 <b>80</b>
<b>4. 補助費等</b>	億円 <b>46</b>	億円 <b>44</b>	億円 <b>39</b>	億円 <b>37</b>	億円 <b>36</b>	億円 <b>34</b>	億円 <b>33</b>	億円 <b>32</b>	億円 <b>31</b>	億円 <b>31</b>
<b>5. 投資的経費</b>	億円 <b>76</b>	億円 <b>37</b>	億円 <b>33</b>	億円 <b>42</b>	億円 <b>21</b>	億円 <b>36</b>	億円 <b>31</b>	億円 <b>38</b>	億円 <b>38</b>	億円 <b>13</b>
自治区枠	5									
共通枠	71	37	33	42	21	36	31	38	38	13
再掲 旧那賀郡施工分	14	16	11							
<b>6. 公債費</b>	億円 <b>61</b>	億円 <b>55</b>	億円 <b>55</b>	億円 <b>57</b>	億円 <b>55</b>	億円 <b>53</b>	億円 <b>49</b>	億円 <b>46</b>	億円 <b>44</b>	億円 <b>44</b>
内 繰上償還額(ア)	7									
(ア)による繰上償還影響額		△1	△1	△1	△1	△1	△1	△1	△1	△1
<b>7. 積立金</b>	億円 <b>9</b>	億円 <b>9</b>	億円 <b>3</b>	億円 <b>3</b>	億円 <b>8</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>3</b>	億円 <b>3</b>
内 財政調整基金	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0
内 減債基金	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
内 ふるさと応援基金	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3
内 市有財産有効活用推進基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 市民生活安定化基金	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0
<b>8. 繰出金</b>	億円 <b>37</b>	億円 <b>35</b>	億円 <b>35</b>	億円 <b>34</b>	億円 <b>34</b>	億円 <b>34</b>	億円 <b>34</b>	億円 <b>34</b>	億円 <b>33</b>	億円 <b>33</b>
<b>9. その他</b>	億円 <b>5</b>									
<b>歳出合計</b>	億円 <b>408</b>	億円 <b>360</b>	億円 <b>346</b>	億円 <b>352</b>	億円 <b>333</b>	億円 <b>342</b>	億円 <b>333</b>	億円 <b>334</b>	億円 <b>330</b>	億円 <b>307</b>

【第4表 財政指標】

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
標準財政規模*	億円 201	億円 203	億円 197	億円 197	億円 199	億円 195	億円 190	億円 187	億円 183	億円 181
財政力指数*	0.396	0.391	0.389	0.388	0.412	0.433	0.455	0.453	0.453	0.451
経常収支比率*	% 94.1	% 93.7	% 97.5	% 97.7	% 94.7	% 95.7	% 95.5	% 95.6	% 95.7	% 95.6
実質公債費比率	% <b>11.0</b>	% <b>11.4</b>	% <b>12.4</b>	% <b>12.9</b>	% <b>12.9</b>	% <b>12.1</b>	% <b>11.2</b>	% <b>10.3</b>	% <b>9.4</b>	% <b>8.8</b>
地方債残高	億円 <b>523</b>	億円 <b>501</b>	億円 <b>476</b>	億円 <b>449</b>	億円 <b>418</b>	億円 <b>403</b>	億円 <b>388</b>	億円 <b>383</b>	億円 <b>379</b>	億円 <b>354</b>

## 5 財政計画・見通しの分析

- ① 歳入の根幹をなす普通交付税（臨時財政対策債含む）については、国の制度見直しが行われたものの、平成28年度以降の合併算定替による特別加算措置の縮減により、最終的に9億9千万円が縮減する見込みです。こうしたなか、主要事業のローリングを行うとともに、行財政改革実施計画の効果額、定員適正化計画による人件費への影響等に加え、新たな需要として、学校建設計画、直営施設の外部委託化の影響等を見込み推計しております。
- ② こうした結果、実質単年度収支\*は令和3年度からマイナスに転じ、ピーク時の財源不足額は約5億円となりますが、令和5年度からは財政調整基金を取り崩すことなく財政運営を行うことが可能となります。



- ③ しかしながら、今回の計画に盛り込んだ学校建設計画をはじめ大型投資事業に伴う地方債の償還が開始する令和10年度以降においては、財政運営が逼迫することが予想されます。加えて、国の制度改革（一般職員の定年延長等）や幼児教育無償化、会計年度任用職員制度に係る地方財政措置の動向が不透明であること、また当市の独自課題である中山間地域対策が議論の途中であることなど不確定要素も数多いことから、今後の財政状況へ影響を及ぼすことが懸念されます。
- ④ このような状況下において、持続可能な財政体質を実現し、その状態を維持していくためには、公共施設再配置計画で示した公共施設の3割削減など、既定の行財政改革の実施は当然のことながら、さらなる行財政改革の取組が求められます。人口減少等による変化に対応した体制づくりと事業のスクラップ&ビルドの推進等不断の努力による行財政改革に真摯に取り組んでいかなければなりません。
- ⑤ 行財政改革の取組を加速することにより、「将来に責任ある持続可能な財政運営」を実現し、現役世代の責任として、将来世代により良い「浜田市」を引き継がなければなりません。

# 6 主要事業

事業年度							
区分	平成30年度以前	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
継続	114 百万円	50 百万円	41 百万円	20 百万円	121 百万円	39 百万円	73 百万円
	市有財産有効活用推進事業【全自治区】 4億5,900万円（2,600万円）						
継続	9 百万円	127 百万円	157 百万円	141 百万円			
	旭支所庁舎複合化・周辺整備事業【旭】 4億3,400万円（1億3,600万円）						
継続		24 百万円	21 百万円				
	IRUエリアインターネット100M対応事業 【旭・弥栄】 4,500万円（1,400万円）						
継続	6 百万円		18 百万円	221 百万円			
	子育て支援のための拠点施設整備事業【浜田】 2億4,500万円（8,200万円）						
新規						31 百万円	2,329 百万円
	エコクリーンセンター基幹改良工事負担金 23億6,000万円（7億800万円）						
継続	375 百万円	26 百万円	33 百万円	44 百万円	45 百万円		
	元谷団地圃場整備事業【金城】 5億2,300万円（1億8,000万円）						
新規		1 百万円	2 百万円	3 百万円	4 百万円	6 百万円	144 百万円
	杵束・安城地区圃場整備事業【弥栄】 1億6,000万円（0円）						
継続	1,525 百万円	2,033 百万円	137 百万円	922 百万円	1,899 百万円		
	高度衛生管理型荷捌所整備事業【浜田】 65億1,600万円（3億5,700万円）						
継続		385 百万円	316 百万円				
	山陰浜田港公設市場整備事業 【浜田】 7億100万円（2億3,100万円）						
継続	192 百万円	35 百万円	11 百万円				
	谷線道路改良事業【弥栄】 2億3,800万円（3,500万円）						

事業年度							
区分	平成30年度以前	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
継続	181 百万円	62 百万円	21 百万円	21 百万円	32 百万円	32 百万円	157 百万円
	戸地線改良事業【旭】 5億600万円（7,600万円）						
継続	232 百万円	380 百万円	437 百万円	152 百万円			
	浜田駅周辺整備事業【浜田】 12億100万円（2億5,300万円）						
継続	20 百万円	32 百万円	16 百万円	21 百万円	21 百万円	21 百万円	79 百万円
	井野37号線道路改良事業【三隅】 2億1,000万円（2,900万円）						
継続	281 百万円	180 百万円	10 百万円				
	城山公園整備事業(浜田城周辺整備事業)【浜田】 4億7,100万円（9,200万円）						
継続		3 百万円	46 百万円	63 百万円	73 百万円	63 百万円	
	公共残土等処理場整備事業【三隅】 2億4,800万円（0円）						
新規						48 百万円	3,200 百万円
	学校建設事業【浜田】 32億4,800万円（10億3,700万円）						
継続					108 百万円	242 百万円	
	長沢公民館整備事業【浜田】 3億5,000万円（1億500万円）						
継続		26 百万円	214 百万円	112 百万円			
	(仮称)杵束地区コミュニティー施設整備事業【弥栄】 3億5,200万円（1億400万円）						
継続					45 百万円	190 百万円	518 百万円
	歴史文化保存展示施設整備事業【浜田】 7億5,300万円（0円）						

※ 事業費ベースで記載しています。ただし、( )内は実質市負担を表します。

※ "区分"については、今年度の計画策定において新たに掲載した事業を"新規"、前年度策定の計画で掲載されていたものは"継続"としています。

※ テキストボックスの右側矢印がない事業は令和7年度以降も事業が継続しています。

※ 掲載している金額は、全体事業費ではなく、事業開始から令和10年度までの合計金額です。

# 「中期財政計画及び見通し」 用語解説

令和元年 12 月

浜 田 市



用語	掲載ページ	説明
<b>あ行</b>		
い 一般財源	10	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
<b>か行</b>		
か 介護保険	12	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割を負担することでサービスを利用することができます。
会計年度任用職員	1・8・9・16	従来は臨時・非常勤職員に替わる新たな任用制度に基づく一般職非常勤職員。新任用制度は令和2年4月から導入される予定。
過疎対策事業債	2・6・7・13	過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）第2条の規定により公示された市町村が、同法第6条の規定により策定する過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （平成24年に改正され、令和2年度までの時限立法）
合併算定替	2・4・15	合併年度及びこれに続く10ヶ年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を理論上保障するものです。さらにその後5ヶ年度は、この増加額を段階的に縮減します。
合併特例債	6・7・10・13	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く15ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
き 基準財政収入額	5・11	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
基準財政需要額	4・5	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。
緊急自然災害防止対策事業債	6	災害の発生を予防し、拡大を防止するために緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和2年度まで）
緊急防災・減災事業債	6	防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災及び平成28年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。
く 繰上償還	11・14	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。
繰出金	12・14	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。

用語	掲載ページ	説明																												
クリーンエネルギー	3	電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のことです。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれます。具体的には、太陽光、水力、風力、地熱などが挙げられます。																												
け 経常収支比率	14	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。																												
下水道事業	12	主に雨水（うすい）および汚水（おすい）を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行います。																												
減債基金	13・14	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。 <参照> (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。																												
健全化判断比率		<p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」（早期健全化基準のみ）により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">市町村の基準</th> </tr> <tr> <th></th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>11.25%~15.00% (注1)</td> <td>20.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>16.25%~20.00% (注2)</td> <td>30.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25.00%</td> <td>35.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>350.00% (注3)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資金不足比率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.46%          (注2) 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.46%          (注3) 政令市は400.00%</p>	市町村の基準					早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	実質赤字比率	11.25%~15.00% (注1)	20.00%	-	連結実質赤字比率	16.25%~20.00% (注2)	30.00%	-	実質公債費比率	25.00%	35.00%	-	将来負担比率	350.00% (注3)	-	-	資金不足比率	-	-	20.00%
市町村の基準																														
	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準																											
実質赤字比率	11.25%~15.00% (注1)	20.00%	-																											
連結実質赤字比率	16.25%~20.00% (注2)	30.00%	-																											
実質公債費比率	25.00%	35.00%	-																											
将来負担比率	350.00% (注3)	-	-																											
資金不足比率	-	-	20.00%																											
こ 後期高齢者医療	12	75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢（75歳以上）になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るといった点が異なります。																												
公共事業等債	13	補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象として発行できる地方債です。事業費の原則90%充当であり、発行額のうち財源対策分（40%）の50%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。																												
公債費	11・14	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。																												
国民健康保険	12	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う社会保険のことです。																												

用語	掲載ページ	説明
固定資産税	3・13	毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。
個別算定経費	4	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行う経費のことです。
<b>さ行</b>		
さ 財政調整基金	2・6・11・13・14・15	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。
財政力指数	14	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し 事業費補正	4	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
資金手当債	13	一般的に、発行額または元利償還金が後年度に普通交付税の基準財政需要額へ算入されない地方債のことをいいます。
市町村の姿の変化に対応した交付税の算定見直し	4	平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税の算定に反映させることです。平成26年度以降5年程度かけて見直しが行われます。
実質公債費比率	1・6・11・14	地方債協議制度（平成18年度移行）において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借り入れに引き続き許可を要することとされています。 地方公共団体の一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率です。 財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
実質市負担	10・18	浜田市の造語で、地方債のうち、実際に償還が発生した年度に普通交付税により措置される金額を市費から差し引いた金額で、浜田市が実際に負担する金額です。
実質単年度収支	15	今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。
市費	10	浜田市の造語で、一般財源に地方債を加えたものです。
市民生活安定化基金	11・13・14	水道料金や国民健康保険料等の急増を抑制し、市民生活の安定を図るための財源として、平成29年度に造成した基金です。なお、企業立地等による税収や財産処分など、新たに確保した自主財源の1/2を上限に基金へ積み立てを行います。
市有財産有効活用推進基金	13・14	土地の利活用や処分のための公共施設の解体経費等の財源として、平成29年度に造成した基金です。
償却資産	3	会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることが出来る土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。

用語	掲載ページ	説明
正味の歳出総額	13	歳出総額から財政調整基金積立金及び公債費繰上償還額を差し引いた実質的な単年度の歳出予算額を表しています。
正味の歳入総額	13	歳入総額から繰越金、財政調整基金繰入金及び繰上償還財源としての減債基金繰入金を差し引いた実質的な単年度の歳入予算額を表しています。
人件費	8・9・14・15	職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費のことです。
人口ビジョン	4	平成27年10月に策定した「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で提示した浜田市の人口の将来展望のことです。
人口減少等特別対策事業費	4	地方公共団体による人口減少対策等の取り組みを息長く支援する観点から、平成27年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
<b>た行</b>		
ち 地域振興基金	13	合併市町村が、それぞれにおいて取り組んできた個性あるまちづくりを継承し、これを推進することを目的として設置された基金です。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	1	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成19年6月成立） 平成20年度の決算から特別会計や第3セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。
地方交付税	2・4・11・13	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。
地方消費税交付金	4	都道府県の地方消費税収入額のうち、清算後の地方消費税の2分の1に相当する額が人口及び従業者数の割合で市町村に交付されるものです。なお、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法の成立により、消費税率は平成26年4月に5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月には10%へ引き上げられました。
地方譲与税	4・13	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等があります。
つ 積立金	11・14	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と 投資的経費	5・10・14	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費のほか、災害復旧に要する経費も含まれます。
特別交付税	4・5・13	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。

用語	掲載ページ	説明
<b>は行</b>		
ひ 標準財政規模	14	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことです。
ひ 扶助費	5・9・14	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。
普通会計	2・13	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。当市の場合、平成23年度で住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止されたため、一般会計のみが対象となります。
普通建設事業費	10	道路、橋梁、学校、庁舎等公用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。
普通交付税	2・3・4・5・6・10・13・15	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
物件費	8・9・14	賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。
ふるさと応援基金	6・7・9・10・13・14	当市に寄附されたふるさと寄附金を適正に管理・運用するために創設した基金のことです。
ふるさと寄附金	7・13	自分の故郷や応援したい自治体などへ寄付することで、個人住民税の一部が控除される寄附金のことです。「ふるさと納税」とも呼ばれています。
へ 辺地対策事業債	6・7・13	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんびな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特例債です。地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
ほ 包括算定経費	4	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行う「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費のことです。
補助費等	9・12・14	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費です。
<b>ま行</b>		
ま まちづくり振興基金	13	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金のことです。
<b>ら行</b>		
り 臨時財政対策債	2・6・13・15	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。

用 語	掲載ページ	説 明
る 類似団体	1	決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の区分のことです。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の2要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。
ろ ローリング	1・15	計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うことです。

令和元年 12 月 10 日  
総務文教委員会資料  
教育委員会教育総務課

# 教 育 委 員 会

## 自己点検・評価報告書

令和元年 11 月



浜田市教育委員会

## 自己点検・評価に当たって

近年の教育を取り巻く環境の変化は大きく、社会情勢の要請から教育委員会制度の改正が行われ、教育行政に大きな変革をもたらしました。

平成 27 年度には、第 2 次浜田市総合振興計画及び浜田市教育大綱の策定等教育行政において重要な計画の策定を行い、新たな教育振興計画はこれら上位計画等との連動の強化を図り、市上位計画等の実現をより具現化するための実施計画（アクションプラン）として策定しており、教育委員会としては、本計画に沿って浜田市の教育振興を着実に推進し、教育行政の執行責任を果たしてまいります。

平成 30 年度は、この教育振興計画（平成 28 年度～平成 33 年度）の 3 年目の実施年度となりました。

教育委員会による自己点検及び評価は、その執行責任を果たすために必要な事務であります。この点検及び評価は、執行された学校教育や社会教育、スポーツ、文化財等の具体的な教育行政事務が、教育委員会が決定した基本方針に沿っているのか、それが時代の要請に応えた教育行政となっているのか、教育委員会自らが、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うものです。

なお、この点検及び評価に関することは、教育行政の基本方針に関することなどとともに、教育長に委任できず、教育委員会自らが管理・執行する事務として位置づけられており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 25 条第 2 項）、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています（地教行法第 26 条）。

浜田市教育委員会の自己点検・評価は、平成 27 年度に策定した浜田市教育振興計画（平成 28 年度～平成 33 年度）の施策体系に基づいて点検・評価を行っています。施策体系にある主要施策と具体的取組一覧から、それぞれの事業について事業終了後、事務局から報告を受け、点検・評価を行い、その結果を、「教育委員会自己点検・評価結果報告書」のとおり取りまとめましたので、地教行法第 26 条の規定により報告します。

令和元年 11 月

浜田市教育委員会

## 《 目 次 》

	ページ
1 教育委員会自己点検・評価（総評）	1
2 浜田市教育振興計画事業進捗状況 教育委員会自己点検・評価項目一覧	9
I 学校教育の充実	
(1) 生きる力の育成	
① ふるさと郷育の推進 (生涯学習課・学校教育課)	10
② キャリア教育の推進 (学校教育課)	12
③ 自然体験活動の推進 (学校教育課・生涯学習課)	14
④ 学力向上総合対策事業 (学校教育課)	15
⑤ 小中連携教育推進事業 (学校教育課)	17
⑥ 外国語指導助手の招致 (学校教育課)	19
⑦ 土曜学習支援事業 (生涯学習課・学校教育課)	20
⑧ 学校司書等配置事業 (学校教育課)	21
⑨ 学校支援員配置事業 (学校教育課)	22
⑩ 小中学校一斉学力調査等実施事業 (学校教育課)	24
⑪ ICT教育整備事業 (学校教育課)	25
⑫ 特色ある学校づくりの推進 (学校教育課)	26
⑬ 学校事務の共同実施 (学校教育課)	27
⑭ 学校施設整備事業 (教育総務課)	29
⑮ 学校統合計画策定 (教育総務課)	31
⑯ 児童生徒の安全で安心な環境の確保 (学校教育課・教育総務課)	32
⑰ 幼児教育の充実 (教育総務課・学校教育課)	34
⑱ 幼児教育の環境整備 (教育総務課)	35
(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進	
① 児童生徒健全育成事業 (学校教育課)	36
② 問題行動、いじめ等の指導相談 (学校教育課)	37
③ 親学プログラムの実施 (生涯学習課・学校教育課)	38
④ 特別支援教育推進事業 (学校教育課)	39
⑤ 要保護・準要保護児童生徒就学援助 (学校教育課)	41
⑥ 人権意識高揚の推進 (人権同和教育室)	42

(3) 食育と体づくりの推進		
① 食育推進事業	(教育総務課)	44
② 学校給食での地産地消の推進	(教育総務課)	45
③ 学校体育大会支援事業	(学校教育課)	46
④ 学校保健・環境衛生の充実	(学校教育課)	47
II 家庭教育支援の推進		
(1) 家庭教育支援の充実		
① 親学プログラムの実施	(生涯学習課)	49
② 家庭教育支援チームの結成	(生涯学習課)	50
③ つなぐ、つながる事業 (三世代交流・通学合宿支援)	(生涯学習課)	51
④ 「家読 (うちどく)」の推進	(生涯学習課・学校教育課)	52
⑤ P T A活動との連携強化	(青少年サポートセンター)	53
(2) 青少年の健全育成		
① 関係協議会等への補助事業	(青少年サポートセンター)	54
② 青少年団体育成補助事業	(青少年サポートセンター)	55
③ 青少年自立支援事業	(青少年サポートセンター)	56
III 社会教育の推進		
(1) ふるさと郷育の推進		
① 「浜田市の人物読本」の活用	(生涯学習課)	57
② ふるさと再発見事業	(生涯学習課)	58
③ ふるさと教育推進事業	(生涯学習課・学校教育課)	60
④ 自然体験活動の推進	(生涯学習課)	61
⑤ 土曜学習支援事業	(生涯学習課)	63
⑥ つなぐ、つながる事業 (三世代交流・通学合宿支援)	(生涯学習課)	64
⑦ 学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業	(生涯学習課)	65
(2) 公民館における人材育成と拠点整備		
① 公民館活動推進事業	(生涯学習課)	67
② 地域課題の解決支援事業	(生涯学習課)	68
③ 人権・同和問題学習活動	(人権同和教育室)	70

	ページ
④ 公民館施設改修事業 (生涯学習課) ……	72
 (3) 図書館サービスの充実	
① 多様な分野の図書の充実 (中央図書館) ……	73
② レファレンスサービスの充実 (中央図書館) ……	74
③ 「特集展示」コーナーの充実 (中央図書館) ……	75
④ ボランティア登録者数の増加 (中央図書館) ……	76
⑤ 移動図書館車・簡易閲覧所の運用 (中央図書館) ……	77
⑥ 子どもの読書週間、秋の読書週間での読書活動推進事業 (中央図書館) ……	79
⑦ 電子書籍などの新たな情報への対応 (中央図書館) ……	80
 IV 生涯スポーツの振興	
(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	
① 総合スポーツ大会の開催 (生涯学習課) ……	81
② 浜田市体育協会によるスポーツ振興事業 (生涯学習課) ……	82
③ 「体操のまち 浜田」振興事業 (生涯学習課) ……	83
 (2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上	
① 「JFA夢の教室」の開催 (生涯学習課) ……	84
② トップアスリートなどの各種スポーツ教室の開催 (生涯学習課) ……	85
 (3) スポーツ・レクリエーション環境の整備	
① 学校開放事業 (生涯学習課) ……	86
② 運動施設整備事業 (生涯学習課) ……	87
③ 軽スポーツ活動の推進 (生涯学習課) ……	88
 V 歴史・文化の伝承と創造	
(1) 芸術・文化の振興	
① 石央文化ホールの管理運営 (文化振興課) ……	89
② 世界こども美術館の管理運営 (文化振興課) ……	90
③ 石正美術館の管理運営 (文化振興課) ……	91
④ 市民による文化活動への支援 (文化振興課) ……	92
⑤ 子どもを育む文化振興 (文化振興課) ……	93

(2) 伝統文化の保存と継承		
① 伝統文化の保存と継承	(文化振興課) ……	94
(3) 文化財の調査・保存と活用		
① 文化財の収集・保存	(文化振興課) ……	95
② 文化財の活用	(文化振興課) ……	96
③ 各指定文化財の管理	(文化振興課) ……	97
④ 市内遺跡発掘調査事業	(文化振興課) ……	98
⑤ 市誌編纂事業	(文化振興課) ……	99
(4) 地域文化の交流拠点づくり		
① (仮称) 浜田歴史資料館整備事業	(文化振興課) ……	100
② 浜田城周辺整備事業	(文化振興課) ……	101
3 浜田市教育振興計画の目標達成度について	……	102

# 1. 教育委員会自己点検・評価（総評）

空 白

## 1. 教育委員会自己点検・評価（総評）

浜田市教育委員会の自己点検・評価は、平成 27 年度に策定した浜田市教育振興計画（平成 28 年度～平成 33 年度）の施策体系に基づいて点検・評価を行っている。

浜田市教育振興計画の基本理念は、「人権尊重」、「共生」、「学校、家庭、地域の連動」の 3 つの「教育推進」により形作られており、この 3 点からなる基本理念を体現するための 5 本の施策の柱である「Ⅰ 学校教育の充実」、「Ⅱ 家庭教育支援の推進」、「Ⅲ 社会教育の推進」、「Ⅳ 生涯スポーツの振興」、「Ⅴ 歴史・文化の伝承と創造」について、総括評価を行う。



## I 学校教育の充実

学校教育の充実については、将来を担う子どもの学力や豊かな心、健やかな体力を育む役割を果たしており、「生きる力」を育成することが重要となっていることから生きる力の育成への取組、また、各学校では、学力の向上を図るとともに、子どもの能力や興味を引き出すよう、これまで以上に一人ひとりに応じた指導が重要となっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にす教育の推進の取組に努めた。

学力の向上については小学校外国語活動の先行実施に取組むために、指導主事による小学校全校の訪問や小学校専属の外国語指導助手を1名増員し、小学校外国語活動の時数増を行った。また指導主事と外国語指導助手による小学校教員向けの英会話教室を開催し小学校教員の英語力を高める取組を行い、全面実施に向けた準備を行った。

環境整備の取組については平成30年度の猛暑を受け、小中学校、幼稚園の普通教室のエアコン設置計画を前倒しし、令和元年度中に設置完了とする方針を示し、中学校3年教室のエアコン整備及び1、2年教室の設備設計を行い、教育環境の充実を図った。

また、学校統合については、学校統合計画審議会からの答申を踏まえて保護者や地域の方の意見を参考に、浜田市教育委員会として教育環境の整備を最優先に考えつつも、公共施設再配置計画等の行財政改革の観点も踏まえて計画を策定する必要がある。

一人ひとりを大切にす教育の推進については、浜田市教育委員会として、特にいじめ問題に対し、いじめは人の尊厳に関わる重大な問題であり、絶対に許されない行為であることを強く認識しているところであり、人を人として大切にす人権感覚を育てる研修を行うなどいじめ問題の根絶に取組む必要がある。

## II 家庭教育支援の推進

家庭教育支援の推進については、家庭環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域における教育力の低下が懸念されているところであり、地域ぐるみで子どもの育ちを支える取組を推進する必要性、また、子どもたちを取り巻く環境の変化を受け、行政による様々な教育施策の展開・推進とともに、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもの育ちを支えるための連携・協働の取組の充実が必要である現状を踏まえ、家庭教育支援の充実、

青少年の健全育成に努めた。

家庭教育支援の充実については、平成 29 年度に構築した浜田市独自の乳幼児期に特化したプログラムを含む 3 つのプログラムを包括した H O O P ! (浜田親子共育応援プログラム) の普及を目指し、「親としての役割」や「子どもとのかかわり方」の気付きを促す取組を進めているが、乳幼児期からのプログラムについては保護者の参加も多く、開催回数も増えており効果的であるものの、小中学校期については多くの保護者に参加してもらう取組や P T A との連携等の課題がある。また支援体制についても、教育委員会事務局内の課を越えた連携や子育て部局等との連携を図っていく必要がある。

青少年の健全育成については、P T A との連携強化、日常生活を送る上で様々な困難を抱える子どもから若者に対して、社会参加や就学・就労等社会的自立に向けた支援の継続が必要である。

### Ⅲ 社会教育の推進

社会教育の推進については、子どもたちの自然体験や社会経験の不足等を要因として、善悪の判断や規範意識の低下など、家庭や地域での教育力の低下が懸念される中、地域住民がより良く暮らすため、地域課題の解決に向けた学びを通して、地域社会の発展、活性化に寄与する人材を育成することが求められていることを踏まえ、ふるさと郷育の推進、公民館における人材育成と拠点整備、図書館サービスの充実の取組を行った。

ふるさと郷育の推進においては、9 中学校区すべてで、学校、家庭、地域のネットワーク体制の構築を行うことができた。また、はまだっ子共育プロジェクトの実践集を作成し、平成 28 年度からの取組を振り返り、今後の新たな事業展開につなぐこととした。

また、公民館における人材育成と拠点整備についても、地域住民による特色ある取組を支援し、主体的に地域課題の解決に取組み、地域に根ざした公民館活動の推進を図るため、学校支援活動、土曜日の教育活動、放課後子ども教室、家庭教育支援活動や地域が主体となった活動等の多様な活動の場として、より多くの住民の参画を促す取組を行った。

人的・物的・制度的・歴史的制約等の課題も多く、これらの整理を行うことが、公民館における人材育成と拠点整備につながるものと考えられる。

図書館サービスの充実については、中央図書館、各分館及び移動図書館を含め、地域課題や地域住民のニーズに適した蔵書の充実に取り組むなど浜田市全域の図書館サービスの整備・拡大に努めた。中でも平成 30 年度は、貴重資料（古文書）のデジタル化を開始し、安全な保管に努めるとともに閲覧環境の向上に取り組んだ。今後も引き続き、デジタル化に取り組むとともに、市民、特に子どもの読書活動普及や、人的サービスの更なる向上を図り、いつでもどこでも、気軽に利用できる市民の施設を心がけていく必要がある。

#### **IV 生涯スポーツの振興**

生涯スポーツの振興については、スポーツに対するニーズや関わり方が高度化・多様化している中で、それぞれの世代に応じた心身の健康を養うスポーツ・レクリエーション活動の推進、スポーツ少年団や競技団体等と連携したスポーツ精神の高揚と競技力の向上、気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツ・レクリエーション環境整備等の取組を行った。

平成 30 年度は全国中学校体操競技選手権大会が島根県立体育館で開催され、大会の成功及び地元の選手が活躍できるよう支援を行った。また、浜田市総合スポーツ大会、トップアスリートを招いた教室開催、総合型地域スポーツクラブの設置等、生涯スポーツの振興に取り組んでおり、これらの取組は着実に定着してきている。

運動施設の改修・整備等については、類似施設の統廃合を含め、将来のスポーツ施設整備及び利活用の方針を十分に検討するため、平成 29 年度にスポーツ推進審議会よりスポーツ施設の適正な配置及び整備の答申を受け、計画の策定に向けて取り組んでいるが策定が遅れており、早期に策定する必要がある。

浜田市体育協会及び浜田市スポーツ少年団等のスポーツ関係団体への支援及び協力による市のスポーツ振興の効果は大きく、引き続き連携を深め、効果を上げられるような工夫を持って、スポーツの振興を図る必要がある。

#### **V 歴史・文化の伝承と創造**

芸術文化の振興については、伝統文化の保存・継承、芸術・文化活動の活性化、芸術の鑑賞機会や発表の場の提供等の取組を行い、市内の多種多様な文化・芸術活

動等を行う個人や各種団体のそれぞれの活発な活動を応援し、連携を図り、芸術文化の振興・発展に努めた。

また、石央文化ホール、石正美術館、世界こども美術館など拠点施設は、指定管理者により運営されており、その管理運営及び事業企画には指定管理者の努力がうかがえるが、利用者が減少傾向であることから、今後の市の芸術文化の振興の方向性を考える中において、中・長期的な展望を踏まえた教育委員会の主体的な展開と指定管理者の一層の協働が必要であると考えます。

文化財行政については、専門機関や識見者と連携して貴重な文化財の調査研究、埋蔵文化財の分布及び発掘調査、文化財の保護活用、資料館等の活用等の取組を行うとともに、平成 30 年度は浜田市指定文化財の指定として初めて無形文化遺産の指定を行う等、貴重な文化遺産の保護を適切に行い、後世へ確実に継承すること、及び情報の収集や、発掘調査の現地説明会、地域の自治会や各種団体への講演、学校授業での学習会等を通じ、市民、児童、生徒へ学習資料として活用の発信に努めており、継続して取組む必要がある。

今後、収集した情報等をまとめ、提供・発信するためには、市誌編纂の方向性や資料館のあり方等を充分かつ慎重に検討していくことが必要である。

空 白

## 2. 浜田市教育振興計画事業進捗状況 教育委員会自己点検・評価項目一覧

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 1

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) A
		郷育
具 体 的 取 組	① ふるさと郷育の推進	
担 当 課	生涯学習課・学校教育課	
内 容	ふるさと教育の「教」の字を「郷里」の「郷」の字に置き換えた「ふるさと郷育（きょういく）」を推進し、子どもたちに、ふるさとに愛着や誇りを持たせ、将来地元で働きたい、地元に住みたい、という気持ちを育む。地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、ふるさとを愛する心が育つよう地域ぐるみで子どもを育む取組を推進する。	
30 年 度 の 目 標	<p>「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」の活用事業、ふるさと再発見事業、つなぐ、つながる事業、ふるさと教育推進事業(県委託事業)等の事業を実施する。</p> <p>また、中学校区毎に学校、家庭、地域のネットワーク体制を構築し、地域ぐるみで子どもを育む体制を整備する。</p>	
30 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「浜田市の人物読本ふるさとの50人」の活用事業として人物読本を新4年生へ配付。</li> <li>2 「ふるさと再発見事業」「ふるさと地域学習事業」を全ての公民館で実施。</li> <li>3 「三世代交流事業」を13公民館で実施。</li> <li>4 「通学合宿事業」を3公民館で実施。</li> <li>5 「体験活動支援事業」を6公民館で実施。</li> <li>6 ふるさと教育推進事業(県委託事業)を中学校区内での小学校と中学の連携による授業を実施。また、教職員を対象とした「ふるさと郷育研修」を実施。</li> <li>7 浜田市小中連携教育での「ふるさと郷育」(県事業を含む)の推進として4つの柱の中の「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子ども」の育成の取組を中学校区で実施。 目標指標の一つである「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」については、小学6年が75.9%(目標値65%)、中学3年が78.7%(60%)で、向上している。</li> <li>8 ネットワーク体制の構築を9中学校区すべてでネットワーク体制を構築。</li> </ol>	

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

公民館や地域のボランティアの協力を得て、子どもたちに、ふるさとに対する愛着や誇りを涵養する取組が教育活動に定着しており、小中連携教育の中でも、「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子ども」の育成を柱の一つとして取組を継続している。目標指標の一つである「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」については、小学6年が75.9%（対前年度比3.3%増）、中学3年が78.7%（対前年度比6.8%増）と上昇し、目標値を達成している点は、子どもたちの意識が向上していると捉えることができる。また、全ての中学校区でネットワーク体制を構築することができた。「地域に開かれた教育課程」を実現し、学校教育での取組が、多様な他者とともに協働しながら学ぶ教育活動となるために、生涯学習と学校教育課との一層の連携強化に努める必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 2

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		郷育
具 体 的 取 組		② キャリア教育の推進
担 当 課		学校教育課
内 容		1 キャリア教育の必要性について教職員への啓発を図る。 2 中学校の職場体験活動を広く市民に知らせるための啓発活動を行う。 3 児童生徒が将来に対する夢や希望をもち、学習意欲が高まるようキャリア教育に視点をあてた授業を行う。
30 年 度 の 目 標		キャリア教育推進ネットワークを中学校区に構築する。
30 年 度 の 実 績		1 各中学校区でキャリア教育に関する取組を行った。 (1) 一中校区：2度の中学校授業体験（オープンスクール）。授業への慣れとともに小学校間の交流の機会となった。 (2) 二中校区：オープンスクール。小中合同あいさつ運動。「ようこそ先輩」として、中学生をはじめ、地域先輩等が小学校を訪問し交流活動。二中吹奏楽部訪問演奏。 (3) 三中校区：小中互いの授業公開。高校生の出前授業。 (4) 四中校区：夏休み小学生学習会に中学生が支援。 (5) 浜田東中校区：オープンスクール。 (6) 金城中校区：小中連携キャリア教育計画（系統表）を生かした実践 (7) 旭中校区：小中連携キャリア教育計画（系統表）を生かした実践 (8) 弥栄中校区：小6中1交流会 (9) 三隅中校区：オープンスクール。 2 「生き方モデルの出会いの場」として、「ジョブカフェ」や「ようこそ先輩」等の地域の企業家やその道の先輩・達人等との交流や職場見学や職場体験活動を計画的に実施。 3 平成31年度キャリア・パスポート活用・研究事業を浜田市で受ける計画案作成。研究校を原井小、第一中とし、職員研修等の準備を実施。

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

キャリア教育の教職員に対する啓発については、研修や文書等で行っており、小学校教員においても意識は向上してきた。児童生徒が将来に対する夢や希望をもち、学習意欲が高まるようにキャリア教育に視点をあてた授業については、教育活動全体を通じた取組が各校でなされている。

小学校では、生活科や特別活動等をはじめ、他者を認めたり、集団の中で役割遂行等、キャリア形成の基礎的な能力を育成する活動が多く実施されている。また、小学校高学年や中学校では、地域の企業家や先輩・達人等との出会いを積極的に設定し、夢見ることや自分を見つめることの大切さと職業観を育てる活動を実施していることを評価する。

平成31年度県委託事業「キャリア・パスポート活用・研究」を浜田市で受けることが決定した。平成32年度から新学習指導要領の完全実施となることから、研究校を中心に、各学校に見通しをもって価値ある取組ができるよう、本事業を有効に活用し、キャリア教育の一層の充実に努める。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 3

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 郷育
具 体 的 取 組		③ 自然体験活動の推進
担 当 課		学校教育課・生涯学習課
内 容		子どもたちが、地域の豊かな自然にふれあう体験などを通して、自然に感動する心、ふるさとを愛する心の育成を図る。 また、宿泊を含む体験活動、集団活動を行うことで、人間関係のつくり方、公衆道徳、規範意識などを身につけるとともに、感動する心、コミュニケーション力、社会性、思いやりの心などの生きる力を育む。
30 年 度 の 目 標		子どもたちが、地元の地域資源に親しみながら、日常では経験できない宿泊を含む体験活動、集団活動を行うことで、人間関係のつくり方、公衆道徳、規範意識などを身につけるとともに、感動する心、コミュニケーション力、社会性、思いやりの心などの生きる力を育む一助となるように、夏休み中に2泊3日の宿泊体験活動を計画実施する。
30 年 度 の 実 績		1 浜田地区広域行政組合、江津市教育委員会と連携し、浜田・江津市内の小学5,6年生を対象とした浜田広域圏子ども交流事業「夏休み！ふるさと体験・友だちづくり活動」を実施。 (1) 実施期間 8月1日(水)～8月3日(金) (2泊3日) (2) 実施場所 県立少年自然の家、金城町、江津市桜江町ほか (3) 主な内容 沢登り体験、炊飯活動(カレーライス作り) 肝試し(県大生考案)、カヌー体験、川遊び 民泊、農作業体験、モノづくり(キャンドル作り) ほか (4) 参加人数 小学5,6年生 13校 48人(浜田市 34人、江津市 14人) 県大生ボランティアスタッフ 10人 2 幼稚園・小学校の自然体験学習はNo.40に記載
教育委員会の評価		子どもたちが、地元の地域資源に触れ、民泊体験や農業体験などを通じて、自然とふれあい、農業についての理解を深め、ふるさとの良さを実感する良い機会となった。参加した6年生の内、7人が昨年度も参加しており、夏休みの子どもたちが参加する事業として圏域に定着している。 参加した子ども達には、協同して作業を進める姿、決められた係の仕事に真剣に取り組んでいる姿を随所に見ることができた。他校の児童と学校以外で交流できる場、地域の方々との交流の場として、本事業の果たす役割は大きいものとなっている。 また、民泊や農業体験を楽しみながら安全に行う過程で、指導者の指示やルールに従うこと、挨拶の重要性を学ぶ機会となった。 連日を超える猛暑日での実施となったが、熱中症になることなく、県大生のボランティアスタッフ、浜田市スタッフ、江津市スタッフの役割分担により、円滑な運営を行うことができていた。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 4

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		④ 学力向上総合対策事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 全ての小学校と中学校へ年3回の学校訪問指導を行う。 2 市指導主事による国語、算数・数学、道徳、キャリア教育、学校図書館活用教育、協調学習等の手法による授業について学校訪問指導を行い、教員の指導力の向上を図る。 3 学力向上総合対策事業（家庭学習の充実、メディア時間の適正化、国語教育の充実、教員の授業力向上）の更なる周知と充実を図る。
30 年 度 の 目 標		全国学力・学習状況調査における国語A・B、算数・数学A・B問題の浜田市平均正答率が県平均を上回る。児童生徒意識調査の肯定割合の向上を目指す。
30 年 度 の 実 績		1 全ての小学校と中学校へ年3回の学校訪問指導を行った。1回目は、学力向上の取組を中心に30年度の計画の聞き取りや情報提供を行った。2回目は、市指導主事による授業研究訪問指導、3回目は、県学力調査結果をもとに、全国調査結果からの課題の検証と今後の取組についての聞き取り及び指導・助言を行った。 2 教育委員及び教育委員会事務局職員の視察及び意見交換 1月17日（木） 広島県安芸太田町立加計中学校 教科：理科 3 教員の授業力向上を目指した研修会を開催した。 (1) コアティーチャーの研修：3人の教職員を福井市に派遣 ア 6月18日（月）～6月22日（金） イ コアティーチャーによる公開授業及び福井市視察報告会 2回 (2) スーパーティーチャー示範授業（4年国語）による授業力向上研修 ア 7月23日（月） 参加者75人 会場 国府小学校 イ 講師 森ノ宮医療大学 教授 阿部秀高 氏 (3) 新しい学びプロジェクト（協調学習）研修会 講師 東京大学 大学発教育支援コンソーシアム推進機構 (C o R E F) 特任助教 飯窪 真也 氏 ア 8月24日（金） 参加者37人 会場 中央図書館 イ 2月25日（月） 参加者44人 会場 第三中学校 (4) 新しい学びプロジェクト研究協議会への参加（公開授業：社会） ア 11月20日（火） 参加者5人 会場 広島県安芸太田町立加計加計中学校 (5) 指定校による研究推進 ア 学校図書館活用教育指定校（美川小・国府小）：5年目 イ 算数・数学研究指定校（雲雀丘小・第二中）：2年目 ウ 協調学習指定校（金城中）：2年目、（旭中）：1年目 4 全国学力調査の各教科の平均正答率 小学校6年においては、国語Aは県平均と同率、国語Bは－2P、算数Aは－1P、算数Bは－3P。中学校3年については、国語B・数学Bともに－5P。理科は、小中ともに－4P。

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

各学校では、児童生徒が課題発見や課題解決に向けて主体的、対話的な深い学びが成立するような授業改善に向けて取組が行われており、「めあて・振り返り」「話し合い活動の積極的参加」等の意識は向上してきた。現在の取組を、学校全体で組織的に取り組むことが必要である。スーパーティーチャー示範授業や協調学習等の研修会及び指定校（図書館活用、協調学習、算数・数学）による実践研究で、授業改善が進んできた。特に、中学校での協調学習の導入による授業改善が広がりつつあり、学びに向かう力の育成にも効果をあげている。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 5

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		⑤ 小中連携教育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		浜田市小中連携教育基本方針に基づき、小中連携教育推進委員会で方向性を定め、9つの中学校ブロックで、それぞれの実態に合わせた小中連携教育を推進する。
30 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各中学校区（9中学校区）をブロックとして、地域や学校の実態に応じた小中連携教育を推進する。</li> <li>2 小中連携教育の推進委員会、ブロック代表者会において今年度の方針を決めて各ブロックの特色を出しつつ、全体としても統一性のある取組となるようにする。</li> <li>3 各ブロック内における取組をまとめる。リーフレットを作成し、浜田市のホームページで紹介する。</li> </ol>
30 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「浜田市小中連携教育基本方針」に基づき、各中学校ブロックで、それぞれの実態にあわせた小中連携教育を推進した。 （上半期H28～30:3年間3年次）</li> <li>2 基本方針に基づく以下の4つの取組について、各ブロックの成果と課題を実践記録集としてまとめた。また、リーフレットにまとめ、全保護者に配布するとともに市のホームページにもアップした。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中学校区で一体となった生活習慣づくり 「2時間以上テレビゲーム等をする、子どもの割合」 小29.8%(対前年度比-2.8%)、中47.2%(-15.5%) 「普段1日あたり1時間以上家庭学習する子どもの割合」 小61.7%(対前年度比-8.7%)、中64.4%(+4.6%)</li> <li>(2) 学習意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成</li> <li>(3) 学校不適應を考慮し、変化に対応できる子どもの育成 「自分には良いところがあると思っている子どもの割合」 小78.5%(+2.9%)、中73.6%(+2%) 「人の気持ちが分かる人間になりたいと思っている子どもの割合」 小92.4%(対H27年度+0.5%)、中96.7%(+0.4%)</li> <li>(4) ふるさを愛し、ふるさを誇りに思う子どもの育成 「総合的な学習の時間で学習したことが普段の生活に役立つと思う子どもの割合」小86.9%(H28年度比+7.2%)、中85.8%(+14.2%) 「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」小72.6%(+5.3%)、中71.9%(+11.6%)</li> </ol> </li> </ol>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

生活習慣づくりについては、2時間以上テレビゲームをする割合はスタート値に比較すると減少しており、目標指標の数値にも見られるように家庭学習時間は徐々に増加の傾向にある。しかし、中学生の学習時間は全国に比較すると低い状況であり、更に継続した取組が必要である。

学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成については、目標指標の数値から見て、徐々に上向きになっていると捉えている。まだ目標値には達していないので、「人との関わり」の活動を充実させる取組に努めていく必要がある。ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成では、2つの項目ともスタート値を上回っており、図書館活用や調べる学習活動等が充実してきたと考えられる。総合的な学習の時間が探究的な取組となるよう一層の充実を目指したい。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 6

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成  学力向上
具 体 的 取 組		⑥ 外国語指導助手の招致
担 当 課		学校教育課
内 容		1 中学校の英語教育及び国際理解教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）を配置して、担当教員の指導の下に授業を行う。 2 小学校の外国語活動や国際理解教育を推進するため、外国語指導助手を配置して、担当教員の指導の下に授業を行う。
30 年 度 の 目 標		1 小中学校に授業時数に応じて外国語指導助手を配置する。 2 外国語指導助手は、ネイティブスピーカーであることを活かして、児童生徒の異文化への興味関心を引き出し、学習意欲を高めるとともに、担当教員と連携を図りつつ、活動の仕方を示したり児童生徒とやりとりを行い、言語活動や評価等をする。
30 年 度 の 実 績		外国語指導助手は、中学校の英語教育の充実に努めるとともに、浜田市中学校英語キャンプの開催、国際交流事業など幅広い活動を展開した。 また、小学校の外国語活動は、小学校3～6年生で担任教員や英語専科教員とのティーム・ティーチングによる年間35時間の外国語活動を実施した。さらに小学校専属の外国語指導助手は、小学校教員向けの英会話教室で講師を務めた。  1 外国語指導助手 8人配置 2 小学校教員向けの英会話教室 28回開催（延べ人数 199人）
教育委員会の評価		小中学校ともに教員と連携を図りながら、ネイティブスピーカーであることを活かして英語や異国の文化に対する興味関心を高め、児童生徒とのやりとりをしながら言語活動の指導を行い、コミュニケーション能力を高めた。 また、英語キャンプだけでなく、給食の時間や休み時間にも積極的に子どもたちと関わり、自然に会話をする中で、お互いの文化の違いに気づいたり、相手の文化の良さを認めたりする機会を提供した。 小学校外国語活動先行実施に取組むために、指導助手を1名増やし、全面実施に向けた取組を行った。 さらに、英会話教室等により、全面実施に向けた小学校教員の英語力向上に貢献した。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 7

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		学力向上
具 体 的 取 組	⑦ 土曜学習支援事業【No. 41へ再掲】	
担 当 課	生涯学習課・学校教育課	
内 容	<p>浜田市の子どもたちを地域で育むことに併せ、学力向上に資するため、土曜日を利用して学習の場を提供する。浜田市立中央図書館多目的室等を利用し、希望する中学生を対象に教育職員免許所有者等による自学（数学・英語）支援と、公民館で小学生を中心とした学習支援の2つの取組を行う。</p>	
30 年 度 の 目 標	<p>公民館等が主体となっていく土曜学習の機会を増やすことにより、より多くの小中学生の土曜日の充実、家庭学習の機会を提供し、学習習慣の定着、学力向上を図る。</p>	
30 年 度 の 実 績	<p>浜田市立中央図書館多目的室を利用した土曜学習の開催実績なし。事業実施にあたり、学習内容の精査や講師、生徒の確保等の課題が多く開催できなかった。 公民館が主体で行っていた土曜学習の機会を提供した。</p> <p>開催実績 美川公民館 英語教室 年間44回開催 1日当たりの子どもの平均参加人数7人</p>	
教育委員会の評価	<p>中央図書館多目的室を利用した土曜学習の開催ができなかったことについては、事業内容の精査、再構築に時間がかかりすぎたためであり、早期の事業着手、開催をすべきであった。 次年度は、児童生徒のニーズを把握し、かつ事務事業評価に基づき、内容を精査し、公民館等社会教育施設を活用した事業の拡大を図る必要がある。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 8

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		⑧ 学校司書等配置事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 学校図書館の充実…蔵書の整備、施設整備を行う。 2 学校司書、学校図書館支援員を配置する。 3 読書センター機能の充実…オリエンテーション、読み聞かせ、朝読書等を行い、読書意欲の向上と読書習慣の定着を図る。 4 学習センター・情報センター機能の充実…レファレンス、資料収集を進める。
30 年 度 の 目 標		1 学校司書、学校図書館支援員を配置し、研修を通して資質・能力の育成を図る。 2 浜田市学校図書館活用教育研究指定校に2校を指定し、学校図書館を活用した調べる学習などの探求的な学習等の取組を推進する。 3 授業で活用できる書籍資料の収集、ブックリストの作成。
30 年 度 の 実 績		1 担当の指導主事と嘱託職員を配置し、学校訪問指導及び学校図書館訪問を通して指導・支援を行った。学校図書館だよりの発行や研修会の実施により学校との連携及び学校司書、学校図書館支援員の資質・能力の育成を図った。 (1) 調べる学習研修会 6月1日(金) (2) 学校図書館活用教育研修会 8月23日(木) (3) 学校司書等連絡会 4月20日(金)、9月28日(金)、11月13日(火)、2月5日(火) 2 浜田市学校図書館活用教育研究指定校(美川小・国府小)での公開授業 計5回 3 調べる学習応援講座の実施 7月26日(木)、27日(金) 参加者 中央図書館12組20人 旭図書館5組7人 4 浜田市小中学校 調べる学習コンクールの実施 応募作品 182点、校内審査対象作品 1,191点 5 学校司書、学校図書館支援員は前年度に引き続き全小中学校に配置した。 6 図書の貸出冊数は小学生1人当たり平均93冊(前年度87冊)、中学生1人当たり平均19冊(前年度20冊)であった。
教育委員会の評価		研究指定校では学校司書と司書教諭等の教職員との連携がより図られるようになった。また、公開授業等により、ブックリストの共有化や他校への波及効果につながっている。 調べる学習応援講座は、中央図書館と旭図書館の2館で実施した。学校司書や司書教諭の資質・能力の向上に役立つとともに、参加小学生親子への調べる学習の奨励・意識向上にも効果があった。 調べる学習コンクール研修会、ポプラディア出前授業(百科事典の使い方)により授業での図書館活用が進んできた。また、コラボ読みの研修会等により読書活動の推進も図ることができた。 図書館を通じて、研修会の案内や情報交換など県や他市との連携も進んできている。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 9

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	I 学校教育の充実  (1) 生きる力の育成  学力向上
具 体 的 取 組		⑨ 学校支援員配置事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 特別な支援を要する児童生徒に対し、学校支援員を配置する。 2 日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導員を配置する。 3 専門的な指導者がいない部活動に対し、部活動地域指導者を配置する。 4 放課後学習に県立大学生を派遣する。
30 年 度 の 目 標		特別な支援を必要とする児童生徒の割合は増加傾向にあるので、児童生徒の実態にあわせて適切な人員の配置を行うとともに、研修会により学校支援員の資質の向上を図る。また、日本語指導が必要な外国籍児童生徒に対し、日本語指導員の配置を図る。 専門的な指導者がいない部活動に対し、部活動地域指導者を配置し、部活動の活性化、質的向上を図る。 放課後学習会が学力向上に寄与するように、適切な県立大学生の派遣を行う。
30 年 度 の 実 績		1 学校支援員の配置、研修開催 (1) 配置校 24校 (小学校 16校、中学校 8校) (2) 配置数 54人 (小学校 33人、中学校 21人) (3) 浜田市学校支援員研修会1回 (参加者35人) 2 日本語指導員の配置 (1) 日本語指導員数 4人 (小学校 3校、中学校 1校) (2) 指導が必要な外国籍児童数 7人 (小学校 4人、中学校 3人) 3 部活動地域指導者の配置 (1) 部活動地域指導者 延べ17人 (文化部 9人、運動部 8人) (2) 配置校 9校 (文化部 4校、運動部 5校) 4 県立大学生による学習支援 (1) 実施延べ日数 117日、延べ従事者数 368人 (2) 小学校6校 松原小学校、石見小学校、周布小学校、長浜小学校、今福小学校、旭小学校 (3) 中学校4校 第三中学校、第四中学校、浜田東中学校、金城中学校

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

学校支援員の配置は、特別な配慮を要する児童生徒等の情緒の安定と授業に向かう意欲の向上、学級運営の安定化に大きく貢献している。児童・生徒数は減少傾向にあるが、支援を要する児童生徒は増加してきており、学校からの要望も高く、一層の事業推進が必要である。

また、学校支援員の研修を開催し、意見交換なども行うことができた。

日本語指導が必要な外国籍児童は増加傾向にあり、日本語指導員による日本語指導の支援が必要不可欠となっている。日本語指導の可能な人材は限られているため、人材の確保が課題である。

部活動地域指導者については、本年度から市教育委員会の所管となったため、希望のあった中学校に配置を行った。全中学校から要望があり、部活動の活性化、質的向上に寄与することができた。

県立大学生による学習支援については、配置した学校の満足度も高く、引き続き、事業を行う必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 10

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画	主要施策	(1) 生きる力の育成
における項目		学力向上
具 体 的 取 組		⑩ 小中学校一斉学力調査等実施事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 昨年度の学力調査結果からの課題（家庭学習の充実・適正なメディアとの関わり・国語教育の充実・教員の授業力向上）に基づき、学力総合対策事業に取り組む。 2 市、各学校で学力調査結果を分析する。また、全ての小中学校を訪問し、学力向上に向けた課題と対策について聞き取りを行い、指導、助言する。
30 年 度 の 目 標		4月の全国学力調査、12月の島根県学力調査を活用したP D C Aサイクルにより取組の改善を行い、学力向上を図る。
30 年 度 の 実 績		1 家庭学習の充実のために、家庭学習ノートコンテストを実施。学習内容の定着を図るため、学習プリント配信システムを活用し、学校の要望により学習プリントを印刷して配布した。 2 全国学力調査の各教科の平均正答率 小学校6年においては、国語A・算数Aは県平均と同率。国語B・算数Bは下回った。中学校3年については、下回った。 （教員の授業力向上については、学力向上総合対策事業に記載） 3 県学力調査の状況 小学5年については、国語、算数ともに県平均を上回った。小学6年は、ともに下回った。中学1年は国語は同率であるが、数学・理科は下回った。2年については、全ての教科で県平均を下回った。 4 学校訪問を5～6月に実施し、各学校の校内研究や学力向上の取組を確認、助言。また、島根県学力調査結果をもとに、各学校での分析・対策に係る学校訪問を2月に実施し、今後の対応等の聞き取り及び指導・助言を行った。
教育委員会の評価		1 全国学力調査において、小学校では県平均と同率の教科も出てきた。活用問題については特に中学校で課題がある。学校全体で組織的に取り組み、授業改善を目指す地道な教育活動の一層の推進が必要である。 2 県学力調査は、平成30年度から、小学校では対象学年が5年、6年に、教科は国語、算数となった。5年は県平均を上回っており、6年も同率となっており改善傾向が認められる。 3 各学校とも、学力向上に向けた取組を学校全体で話し合い、「すぐに取り組むこと」「計画的に継続していくこと」等を明確にして実践している。日々の授業改善にも取り組んでいるが、「めあて」「振り返り」の確実な実施や、「主体的・対話的な深い学び」の実現に向けた取組は、一層の充実が必要である。 4 学力調査を行う意義や知・徳・体の調和のとれた目指すべき子ども像を地域、学校、家庭、P T A等と共有するとともに、実現するための役割分担を適切に行うために、生涯学習課との連携を深める必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 11

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 教育環境
具 体 的 取 組		⑪ ICT教育整備事業
担 当 課		学校教育課
内 容	インターネットや情報機器を有効に活用し、学力向上のため分かりやすい授業の実践に取り組む。	
30 年 度 の 目 標	1 ICT機器を活用した教育を推進するため教員研修等を実施する。 2 令和2年度から小学校でプログラミング教育が必修となるため、その調査研究を行う。	
30 年 度 の 実 績	1 図書館活用教育に関して、ポプラディアネット（電子図鑑）を既存の学校貸出用タブレットに加え、小学校に導入しているタブレットにおいても利用できるようにし、児童生徒がタブレットに触れる機会を増やした。また、操作研修を教職員部会、原井小学校、美川小学校で実施し教員及び児童生徒がより充実して学べるよう努めた。 2 タブレットとロボットを使用したプログラミング教育に関して、市教研総合的な学習部会の研修会において、教員を対象に体験的な研修を行った。 3 市校長会、教頭会において、プログラミング教育の推進（市の推進計画案）について伝え、令和2年度から実施する計画案を練っていくこととした。	
教育委員会の評価	<p>タブレットパソコンを平成28年度に導入した小学校においては、インターネットによる調べ学習や、カメラ機能を利用した撮影だけでなく、それらを編集しプレゼン資料に応用し共有するなど、ICT機器を活用した教育が進んできた。また教員が、NHKが作成した動画を教材として取り入れた授業も増えている。</p> <p>プログラミング教育に関しては、実際にロボットを使用した教員研修を実施し、令和2年度に向けての調査研究を進めることができた。カリキュラム等さらに研究を進めていく。またロボット教材を購入するための予算を確保することができた。</p> <p>文部科学省より、新学習指導要領の実施を見据えたICT環境の推進が一層図られる中、教員用及び児童生徒用パソコンの台数を増やすことはもとより、ICT機器がより広く校内で活用できるような無線LAN環境の整備や、教室に大型提示装置と実物投影機を整備する必要がある。また、学校によって機器の整備状況や活用状況に差があるため、使いやすい機器やソフトを導入しその解消に向けた取組が必要と考える。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 12

点 検 ・ 評 価 項 目																														
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実																												
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成																												
		教育環境																												
具 体 的 取 組		⑫ 特色ある学校づくりの推進																												
担 当 課		学校教育課																												
内 容		1 学校及び地域の特性を活かした特色ある学校づくり事業を推進するために次の事業に係る経費を交付する。 (1) 学力向上を図るための事業に係る経費 (2) 総合的な学習の時間及び体験事業に係る経費 (3) スポーツ及び芸術活動事業に係る経費 (4) ボランティア活動事業に係る経費 (5) 中学校校区等の複数の学校による合同事業に係る経費 (6) その他学校運営の円滑化を図るための事業に係る経費																												
30 年 度 の 目 標		学校及び地域の特性を踏まえた校長の学校経営方針に基づき、特色ある学校づくりに向けた事業を選定し、計画的に実施する。																												
30 年 度 の 実 績		1 平成30年度特色ある学校づくり事業交付金交付実績 (1) 小学校 16校 3,668,036円 (2) 中学校 9校 2,030,500円 (3) 合 計 25校 5,698,536円 (交付金 学校割 15万円/校、児童生徒数割 500円/人)  2 対象経費別実施校数（複数事業可） (単位：校) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">対象経費</th> <th style="width: 10%;">小</th> <th style="width: 10%;">中</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 学力向上を図るための事業に係る経費</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>② 総合的な学習の時間及び体験事業に係る経費</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>③ スポーツ及び芸術活動事業に係る経費</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>④ ボランティア活動事業に係る経費</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>⑤ 中学校校区等の複数の学校による合同事業に係る経費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他学校運営の円滑化を図るための事業に係る経費</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費	小	中	計	① 学力向上を図るための事業に係る経費	19	5	24	② 総合的な学習の時間及び体験事業に係る経費	18	14	32	③ スポーツ及び芸術活動事業に係る経費	12	4	16	④ ボランティア活動事業に係る経費	1	1	2	⑤ 中学校校区等の複数の学校による合同事業に係る経費	0	0	0	⑥ その他学校運営の円滑化を図るための事業に係る経費	2	0	2
対象経費	小	中	計																											
① 学力向上を図るための事業に係る経費	19	5	24																											
② 総合的な学習の時間及び体験事業に係る経費	18	14	32																											
③ スポーツ及び芸術活動事業に係る経費	12	4	16																											
④ ボランティア活動事業に係る経費	1	1	2																											
⑤ 中学校校区等の複数の学校による合同事業に係る経費	0	0	0																											
⑥ その他学校運営の円滑化を図るための事業に係る経費	2	0	2																											
教育委員会の評価		平成30年度は、標準学力調査（CRT）の実施、自学ノートの購入、ICT教育充実のための機器整備など、学力向上を図るための指導改善や環境整備を進めている学校があった。また、神楽・和太鼓伝承体験活動、校内相撲大会、地域交流、農業体験、自然体験、宿泊研修、キャリア教育・メディア講演会、食育講演会事業、芸術鑑賞など、多様な事業が実施され、各校の特色を出すことに貢献した。																												

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 13

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
		教育環境
具 体 的 取 組		⑬ 学校事務の共同実施
担 当 課		学校教育課
内 容		1 次の視点から、学校事務共同実施に取り組む。 (1) 多忙化する教職員の事務負担の軽減を図る。 (2) 複雑化、大量化する学校事務の適正化及び効率化を図る。 (3) 学校間の事務処理ノウハウを共有し、校内の事務処理システムを改善する。 (4) 事務職員同士のスキルアップやコミュニケーションの醸成を図る。
30 年 度 の 目 標		1 「教育力向上のための浜田市立小中学校事務共同実施要綱」に基づき、5つのグループに分けた事務の共同実施を行う。 2 隔月にグループリーダー会を開催。共同実施連絡会を年2回、実践発表会を年1回、共同実施検討会議を必要に応じ実施。 3 業務部会（総務・教務部、財務部、条件整備部）による事務処理の見直し、標準化、システム化、学校事務ポータルサイトの更なる活用。 4 事務共同実施の活動状況について教職員の理解を図るため、共同実施だよりを年2回作成。 5 新規採用職員配置校や事務職員未配置校への支援
30 年 度 の 実 績		1 松原小学校の「学校事務共同実施拠点室」において、定例の学校事務共同実施グループリーダー会及び、全体会及び業務部会を行った。 2 年間計画に基づいて学校事務共同実施を開催し、学校間の事務の標準化・効率化・適正化を図るとともに、課題の情報共有、検討を行った。また、2月の事務共同実施実践発表会で、各グループ及び業務部会の取組みについて発表を行い、事務職員全体での情報共有を図った。 3 業務部会については、財務部では、「資金前渡総合システム」の2019年度完全実施の準備、改善を行った。条件整備部では、校務用ポータルサイトの「授業づくりに関する項目」について、内容充実を図った。総務・教務部では、就学援助に関し、通知文書や申請書の見直しなど、保護者の負担軽減・事務処理の軽減に取り組んだ。 4 共同実施だよりを年2回発行し、事務共同実施の活動状況について教職員の理解を図った。 5 新規採用職員配置校や事務職員未配置校への支援を行った。 6 浜田市小中学校事務共同実施要綱について、現状に即した内容に改正を行った。（検討会議メンバーの明確化、業務部会の記載等）

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

学校事務共同実施は、事務の効率化・標準化・適正化の中心的な取組であり、実施要綱に基づき、年間計画に沿ってグループ会等が活発に行われている。

平成30年度も、各グループや業務部会において、事務の標準化、効率化を図る取り組みが活発に行われおり、実施要綱についても、教育委員会と連携し、現状に即した内容に改正することができたことは評価できる。

事務共同実施実践発表会では、各グループ、業務部の実践発表を行い、教育委員会や各小中学校の校長、教頭、教員、浜田教育事務所職員も参加して活動内容を共有することができた。

また、新規採用職員配置校や事務職員未配置校への支援を行うことで、事務職員のスキルアップが図られ、学校事務の適正化、効率化を行うことができた。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 14

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成  教育環境
具 体 的 取 組		⑭ 学校施設整備事業
担 当 課		教育総務課
内 容		老朽化した学校施設の改修等を実施し、教育環境の向上を図る。 屋内運動場の吊天井等非構造部材の落下防止等耐震対策を計画的に実施する。
30 年 度 の 目 標		老朽化した学校施設の修繕を計画的に行うために、学校施設の長寿命化計画策定業務委託を行う。 施設改修については、石見小・三階小学校の小荷物専用昇降機（給食用リフト）の改修、美川小の渡り廊下屋根塗装等を行う。 非構造部材の耐震化工事については、第三中学校柔道場の吊天井耐震対策工事の設計委託を行う。 教育環境整備として、トイレの洋式化に取り組むこととしており、今福小学校と第二中学校トイレの一部洋式化工事を行う。 学校施設の夏の暑さ対策として、普通教室エアコン整備事業を実施することとし、中学校3年教室から、3年間にわたり段階的にエアコン設置をする計画を立てた。3年教室と特別支援教室については、年度当初から設備設計を行い、電源・空調機器設置工事を実施し令和元年度の夏から使用できるよう整備する。

**点 検 ・ 評 価 項 目**

30 年 度 の 実 績	<p>学校施設の計画的かつ効率的な維持管理へ転換を図り、トータルコスト削減を目的に学校施設長寿命化計画を策定した。しかしながら、学校統合計画との整合を図る必要があるため、統廃合や複合化は行わないものとして整理しており、統合計画を受けて見直しを図るものとした。</p> <p>施設改修工事</p> <p>(1) 石見小学校 小荷物専用昇降機（給食用リフト）改修工事 3,596,400円</p> <p>(2) 三階小学校 小荷物専用昇降機（給食用リフト）改修工事 3,704,400円</p> <p>(3) 美川小学校 渡り廊下屋根塗装工事 1,231,200円</p> <p>(4) 第三中学校 柔道場の吊天井耐震対策工事設計委託 702,000円</p> <p>(5) 今福小学校 トイレの一部洋式化工事 1,425,600円</p> <p>(6) 第二中学校 トイレの一部洋式化工事 6,264,000円</p> <p>第二中学校トイレ洋式化工事については、国の学校施設環境改善交付金の交付を受けて実施した。</p> <p>平成30年の夏は特に異常な猛暑となり、命の危険がある災害レベルの暑さであるとされた。他県での熱中症による学校での死亡事故を受け、国がエアコン設置の特例交付金制度を創設したことからその財源を活用し、小中学校・幼稚園の普通教室（保育室）のエアコン設置計画を前倒しすることとした。</p> <p>エアコン設置工事</p> <p>(1) 中学校の普通教室エアコン設備設計業務委託 9,126,000円</p> <p>(2) 中学校の3年普通教室、特別支援教室電源整備工事・設置工事 95,059,440円</p> <p>(3) 中学校の1、2年教室の設備設計委託 3,132,000円</p> <p>中学校3年教室のエアコン整備に続いて1、2年教室の設備設計を行い工事に着手した。中学校1、2年教室については、令和元年度夏までの完了予定、小学校・幼稚園は設備設計後、令和元年度中に完了の予定として計画した。</p>
教育委員会の評価	<p>学校施設長寿命化計画については、学校統合計画との整合を図る必要がある。</p> <p>多くの学校施設が老朽化しており改修の必要性が増す中、優先順位を付け改修工事を実施した。</p> <p>非構造部材の耐震対策工事については、早急な完了が求められており、計画の前倒しを検討する必要がある。</p> <p>トイレの洋式化については、当面、各階に洋式トイレの設置がない学校から順次実施しているが、当事業が終了後は更に洋式トイレの設置率を高めるよう整備計画を立てて実施していく必要がある。</p> <p>普通教室エアコン整備事業については、中学校3年教室及び特別支援教室の設置が完了し、令和元年度の夏から使用できるものとなった。引き続き、円滑な工事を実施し、夏の学習環境改善に努めたい。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 15

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		教育環境
具 体 的 取 組		⑮ 学校統合計画策定
担 当 課		教育総務課
内 容	<p>現行の学校統合計画は平成27年度で完了したが、現計画の目的であった極少人数学級（複式学級）の解消以外にも、今後の児童・生徒の減少、中学校の部活動のあり方、さらに校区の見直し等の諸課題があり、それらの諸課題に対応する次期学校統合計画を策定する。</p>	
30 年 度 の 目 標	<p>次期学校統合計画の策定に向け、平成29年5月に学校統合計画審議会へ諮問を行い、審議会を開催している。今年度も引き続き審議会を開催し、今年度中に審議会からの答申を受ける。</p>	
30 年 度 の 実 績	<p>次期学校統合計画を策定するにあたり、平成29年度は、計4回浜田市立学校統合計画審議会を開催し、この中で学校校舎の現地視察も行った。今年度は5月、7月、8月、9月（2回）、1月の計6回の審議会を開催し、2月に答申を受けた。</p>	
教育委員会の評価	<p>学校規模の適正化については、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならない大変デリケートかつ困難な課題を含んでいる。 しかしながら施設の老朽化、今後の児童、生徒の減少、中学校の部活動のあり方等の諸課題に対して、審議会から出された答申を踏まえて保護者や地域の方の意見を参考に、次期学校統合計画を策定する必要がある。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 16

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 学校安全
具 体 的 取 組	⑯ 児童生徒の安全で安心な環境の確保	
担 当 課	学校教育課・教育総務課	
内 容	児童生徒が安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、学校・家庭及び地域の関係機関・団体が連携を図りながら、地域社会全体で児童生徒の安全を見守る体制を整備する。	
30 年 度 の 目 標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒の安全に関する理解を高め、安全に行動しようとする態度を育てる。</li> <li>2 登下校中の不審者からの被害、交通事故の防止に努める。</li> <li>3 防災に関する意識を高め、自然災害時の人的被害の低減を図る。</li> <li>4 学校内における施設・遊具等の安全点検に努める。</li> </ol>	
30 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校において、危機対応と安全指導を行った。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防犯教室、不審者侵入対応訓練</li> <li>(2) ネットトラブル防止教室 子ども安全センター職員又は外部講師が研修を行った。</li> </ol> </li> <li>2 防犯ボランティア団体、保護者、地域との連携を図った。 浜田市子ども安全連絡協議会で情報交換、防犯研修会を開催した。</li> <li>3 不審者や有害鳥獣の情報発信（メール）を行った。</li> <li>4 浜田市通学路安全推進会議 浜田市通学路交通安全プログラムに基づき対策の検討をした。</li> <li>5 平成30年6月22日に策定された「登下校防犯プラン」に基づいた防犯の観点による緊急合同点検を実施した。点検結果をクラウドファンディングによる防犯カメラ設置に活かした。</li> <li>6 教育委員会ボランティア表彰の実施               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人 3人（三階小、旭小）</li> <li>(2) 団体 2団体（日脚町自治会、治和町6町内見守り隊）</li> </ol> </li> <li>7 学校において、安全点検簿に基づく定期点検（月1回）を実施した。 （有資格者による施設・屋外遊具の点検は3年に1回実施、平成30年度は無し。）</li> </ol>	

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

危機対応については、防犯教室、不審者侵入対応訓練により児童生徒及び教職員の防犯意識が高まった。ネットトラブル防止については、トラブルの原因や対応方法も多様化しているため、より一層の啓発と専門的知識の研修が必要である。

浜田市通学路安全推進会議を設置し道路管理者や警察等と危険箇所の情報共有と一体的な対策が行われており、今後も連携が必要である。

防犯の観点による緊急合同点検を実施し、防犯カメラ設置が必要な箇所を抽出することができ、クラウドファンディングによる防犯カメラ設置に活用することができた。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 17

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
		幼児教育
具 体 的 取 組		⑰ 幼児教育の充実
担 当 課		教育総務課・学校教育課
内 容		<p>生きる力の基礎を育む教育を実践するため、幼稚園における体験活動を充実させる等、園児の主体性を育み、経験の積み重ねを支援する取組を進める。</p> <p>また、小学校における教育への円滑な接続が図られるよう小学校や関係機関と連携を強化する。</p>
30 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼稚園と小学校への円滑な接続を進める上で、就学前の教育、保育について一体となる専門部署の検討を行う。</li> <li>2 幼児教育から学校教育への円滑な接続を実現するためスタートカリキュラムの策定を行う。</li> </ol>
30 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和元年度より就学前世代である幼児教育、保育行政の窓口を市長部局に一元化し、一体的に業務を行うために関係各課との調整を行った。</li> <li>2 スタート カリキュラム（素案）を作成した。</li> <li>3 幼稚園毎に、海山川における体験学習や作物の栽培等を通して自然とふれ合うことにより、豊かな感性やたくましく生きる力を育み、自然の恵みを感じる体験を得ることを目的として自然体験活動推進事業を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原井幼稚園 11月2日(金)</li> <li>(2) 石見幼稚園 4月26日(木)、6月19日(火)、7月12日(木)、9月7日(金)、10月5日(金)</li> <li>(3) 長浜幼稚園 6月23日(金)、7月14日(金)、10月19日(木)</li> <li>(4) 美川幼稚園 4月23日(金)、5月1日(月)、6月11日(月)、9月13日(木)</li> </ol> </li> </ol> <p>※活動内容についてはNo. 40を参照</p>
教育委員会の評価		<p>平成30年度より幼稚園教育要領が全面改定され、学習指導要領と同じ方向性となった。また、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3歳以上と共通の内容となり、5つの領域における保育内容は同一のものでの指導となった。</p> <p>他市においては、市長部局で施設管理、入園管理を行い、幼稚園、保育園の態様にとらわれず、3歳から5歳の未就学児全てを対象とした幼児教育に取り組み始めている状況にある。当市も令和元年度から市長部局に一元化するため、またスタートカリキュラムについては、令和元年度に県がスタートカリキュラムを作成するため、その内容を確認したうえで、市のスタートカリキュラム案を見直す必要がある。より一層市長部局との連携を深める必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 18

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成  幼児教育
具 体 的 取 組		⑱ 幼児教育の環境整備
担 当 課		教育総務課
内 容		<p>公立幼稚園における少子化等に伴う幼稚園児数の減少への対応及び幼児教育の充実を図るため、また、行政の効率化の観点から、現在の4園から地域性や施設、職員体制等を勘案し幼稚園を統合し、教育環境の整備を行う。</p> <p>また、平成27年度施行の子ども子育て支援事業計画では、各種保育サービスについても盛り込まれており、統合幼稚園建設というハードの整備と合わせ、保育サービス等のソフトの整備についての検討が必要である。</p>
30 年 度 の 目 標		<p>平成22年2月に決定した「公立幼稚園は存続するが、園児の減少や運営の効率化に鑑み、1園を閉園する。」との方針に変更はないものの、子ども・子育て関連3法に基づく新制度移行に対応するため、平成26年4月に予定していた原井幼稚園と石見幼稚園の統合は、当面の間、延期することとしたことについて、平成28年1月に当該幼稚園を統合し、統合幼稚園を新設することの方針決定がされている。</p> <p>平成30年度も引き続き、この方針決定に基づき、浜田市の幼児期の教育及び保育のあり方について検討するとともに、併せて、統合幼稚園の建設場所等の検討を行う。</p>
30 年 度 の 実 績		<p>原井幼稚園について、平成31年度浜田市立幼稚園の入園児募集を行ったところ、募集期間内での入園申込がなく、平成31年度在園予定園児数も0人であったため、平成30年度末をもって休園とした。</p> <p>なお、今後については年度末に行った、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の中での公立幼稚園のニーズ調査結果も鑑みて今後の公立幼稚園のあり方を検討する中で方針を定める。</p> <p>公立幼稚園PTA連合会から要望されている預かり保育について、事務局職員及び幼稚園教職員が島根県教育委員会主催の研修に参加する等、研究を行った。</p>
教育委員会の評価		<p>平成27年度において、原井幼稚園と石見幼稚園を統合した統合幼稚園を新設する方針を表明しているが、極端な園児数の減少及び原井幼稚園の休園等もあり、改めて検討する必要がある。</p> <p>また、現状の保育サービスの他にどのような特色を持った保育サービスを行って充実を図っていくのかについても園舎整備に併せて検討していく必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 19

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進
		問題行動対応
具 体 的 取 組	① 児童生徒健全育成事業	
担 当 課	学校教育課	
内 容	1 不登校及び不登校傾向児童生徒の未然防止、学校への復帰に向けて児童生徒及び保護者への相談支援体制の充実を行う。 2 いじめ・問題行動や虐待等を防ぐために、児童生徒及び保護者への相談支援に加えて関係機関が連携して支援体制を充実する。	
30 年 度 の 目 標	1 不登校及び不登校傾向児童の未然防止、学校復帰に向けては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員を学校に配置・派遣することで相談支援体制の充実を図るとともに、教育支援センター山びこ学級により学校以外の場所での相談支援体制の充実を図る。 2 いじめ問題対策については、いじめの認知の共通理解を促進する。 3 問題行動については、指導主事を中心に各校の管理職及び担当教職員と連携して、相談支援体制の充実を図る。 4 虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携して相談支援体制の充実に努める。	
30 年 度 の 実 績	1 スクールカウンセラー（SC）活用事業 (1) 相談件数延べ 1,118件（うち教職員 104件・保護者 156件） 2 スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業 (1) 訪問時間延べ 391時間（不登校 21件、家庭環境の問題 15件） 3 子どもと親の相談員 (1) 石見小学校と国府小学校に各1人配置 4 山びこ学級通級者の状況 (1) 小学生延べ 233人（実数 6人）、復帰者数 0人 (2) 中学校延べ 1,223人（実数 14人）、復帰者数 0人 5 いじめ問題対策 (1) 浜田市いじめ問題対策連絡協議会 2回開催 (2) 浜田市いじめ防止対策推進委員会設置 2回開催 6 要保護児童対策地域協議会において毎月開催される児童相談連絡会議に参加	
教育委員会の評価	不登校児童生徒への対応については、児童生徒支援室を中心にSC、SSW、子どもと親の相談員等と学校及び関係機関等が連携して未然防止と学校復帰に向けて取り組んだ。結果的に学校復帰者はいなかったが、山びこ学級に通級したことで、進学できた生徒がいたことや、進学後も中途退学せず、通学し続けている傾向にあることは評価できる。また、平成29年度で廃止した心のかけ橋支援事業の取組を継承し、山びこ学級保護者会を定期的に保護者同士や子ども同士の交流の場として活用しており評価できる。 いじめ問題対策については、学期ごとに実態を把握するとともに、いじめ問題対策基本方針に基づき浜田市いじめ問題対策連絡協議会、浜田市いじめ防止対策推進委員会を開催して対策を行っており、今後とも継続した取組が必要である。	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 20

点 検 ・ 評 価 項 目																	
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実															
	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進															
		問題行動対応															
具 体 的 取 組	② 問題行動、いじめ等の指導相談																
担 当 課	学校教育課																
内 容	児童生徒の問題行動、不登校、いじめ問題など生徒指導上の諸問題に対して、指導主事（派遣、嘱託）が小中学校へ指導助言を行うとともに、児童生徒やその保護者と面談して解決にあたる。																
30 年 度 の 目 標	小中学校へ指導助言を行うとともに、児童生徒やその保護者と面談して問題の解決を図る。 福祉部局との連携を図り、様々な背景のある家庭への対応に努める。																
30 年 度 の 実 績	<p>生徒指導担当の指導主事（派遣、嘱託）において次のとおり対応しており、ケース会議や夏休み学校訪問では関係機関（子育て支援課、児童相談所、教育センター等）と連携して対応している。</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>電話対応</td> <td>162件（対前年度比50件減）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ケース会議</td> <td>25件（対前年度比7件減）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>面談対応</td> <td>46件（対前年度比8件増）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>夏休み学校訪問</td> <td>25校（対前年度比増減なし）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2">その他定期的な会議等に参加</td> </tr> </table>		1	電話対応	162件（対前年度比50件減）	2	ケース会議	25件（対前年度比7件減）	3	面談対応	46件（対前年度比8件増）	4	夏休み学校訪問	25校（対前年度比増減なし）	5	その他定期的な会議等に参加	
1	電話対応	162件（対前年度比50件減）															
2	ケース会議	25件（対前年度比7件減）															
3	面談対応	46件（対前年度比8件増）															
4	夏休み学校訪問	25校（対前年度比増減なし）															
5	その他定期的な会議等に参加																
教育委員会の評価	<p>虐待・ネグレクト等の案件もあるため、福祉部局とも連携して支援を行っており、評価できる。</p> <p>保護者対応において、学校からの要請があった案件については、その要請に応じて学校とともに対応し、保護者から直接連絡があった場合は、電話・面談対応後、学校に連絡し情報共有している。</p> <p>事案に応じて、定例教育委員会や教育委員会協議会等を通じ、教育委員との意見交換を行い、様々な視点から対応を検討している。</p>																

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 21

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進 問題行動対応
具 体 的 取 組		③ 親学プログラムの実施【No. 29へ再掲】
担 当 課		生涯学習課・学校教育課
内 容		<p>この「親学プログラム」は、子育てについて一つの答えを求めたり、家庭における正しい子育て方法を指導するマニュアルではなく、参加型学習の手法を用いて、参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促すことを目的として実施する。</p> <p>平成29年度には乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムを構築し、これまでの「親学プログラム1」「親学プログラム2」を包括したHOOP!(浜田親子共育応援プログラム)とした。</p>
30 年 度 の 目 標		<p>より多くの保護者の方々に親としての役割や子どもとの関わり方への気づきを提供していくため、実施回数を増やしていく。</p> <p>平成29年度に構築した乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムの普及を目指す。</p>
30 年 度 の 実 績		<p>島根県や浜田市が作成したプログラムを中学校の懇談会や保育園、幼稚園、子育て支援センターで実施した。</p> <p>また、教育委員会主催の講座を3回実施した。</p> <p>1 親学ファシリテーター 73名 2 親学プログラム実施回数 平成30年度 20回 (保育園8回、幼稚園4回、中学校1回、公民館1回、子育て支援センター2回、まちづくり推進委員会1回、教育委員会3回)</p>
教育委員会の評価		<p>更なるプログラムの普及を図るためには、引き続き、関係課等と連携を図り、普及啓発に努めるとともに幼稚園や保育園、小中学校、公民館等へのプログラムの周知・啓発を一層強化し、より多くの機会での活用を推進していく必要がある。</p> <p>小中学校の実施回数が少ないため、啓発チラシを作成・配布する等保護者の意識改革やPTAとの連携を図る必要がある。併せて平成27年度に開発した問題行動への対応プログラムの実施を推進する取組が必要である。</p> <p>また、プログラム実施にあたり新たなファシリテーターの養成も必要である。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 22

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進  特別支援
具 体 的 取 組		④ 特別支援教育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容	容	<p>教育上特別な配慮を必要とする幼児、児童、生徒に対して、特別支援連携協議会、相談支援チーム及び教育支援委員会の活動を通して、医療・福祉などの関係機関が連携した教育相談、就学に関する助言、支援を行う。</p> <p>学校現場においては、県事業で非常勤講師を配置し、特別な支援が必要な児童への対応や、派遣指導主事が指導助言を行う。</p> <p>各種研修会の周知や企画をし、教員の資質向上を図る。</p>
30 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所(園)、幼稚園を巡回訪問し、発達障がい早期発見に努める。特別に支援が必要な子どもやその保護者の相談に応じ、適切な関係機関と連携して支援を行う。</li> <li>2 特別な支援が必要な幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる能力を最大限に伸ばすために、適切な就学と支援のあり方について保護者と教育相談を行うとともに、在籍校への支援を行う。</li> <li>3 派遣指導主事を中心に、相談支援チームによる学校等への訪問を行い、学校等への支援を行う。</li> <li>4 年中児の保護者を対象にした就学相談会を子育て支援課と連携して行う。</li> <li>5 県事業により通常の学級及び特別支援学級に配置した非常勤講師(ここにこサポートティーチャー)を活用し、特別な支援が必要な児童への対応(チームティーチングや別室指導等)を行う。</li> <li>6 幼保小中職員を対象にした研修会や教育課程編成研修会を行う。</li> <li>7 小学1年担任を対象にしたひらがなの読みの実態把握と指導・支援研修会を行う。</li> </ol>

**点 検 ・ 評 価 項 目**

30 年 度 の 実 績	<p>1 相談支援チームによる保育所(園)、幼稚園巡回訪問実績 0歳児：4人、1歳児：20人、2歳児：44人、3歳児：77人 4歳児：88人、5歳児：93人、合計：326人</p> <p>2 教育支援委員会審議実績 幼保：30人、小学校：36人、中学校：5人、合計：71人</p> <p>3 相談支援チームによる学校訪問 要請訪問：29件、小1学級訪問：9件、フォロー訪問：7件 合計：45件</p> <p>4 年中児就学相談会（参加者25名）</p> <p>5 にこにこサポートティーチャー配置校 通常の学級：9校 特別支援学級：3校</p> <p>6 各種研修会実施 (1) コーディネーター研修会1回（参加者36人） (2) 特別支援教育研修会1回（参加者40人） (3) 教育課程編成研修会1回（参加者26人） (4) 浜田市学校支援員研修会1回（参加者35人）</p> <p>7 小1ひらがなの読みの実態把握と指導・支援研修会 （参加者第1回35人、第2回31人） （2回とも全小学校からの参加あり）</p>
教育委員会の評価	<p>特別な支援の必要な幼児児童生徒の早期発見については、相談支援チームが、全ての幼稚園等を訪問して効果をあげている。また、子育て支援課と連携して在宅児の把握も行っており、今後も続けていく必要がある。</p> <p>特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズの把握については、学校でのケース会議の他、教育支援委員会の審議を通して学校及び保護者と教育相談を行い、また派遣指導主事を中心とした学校訪問では、各学校への指導助言や関係機関との連携を行い、支援につながっている。</p> <p>年中児の保護者に対する相談会では、1年後の就学までの見通しをもつことで不安の軽減が図られた。</p> <p>にこにこサポートティーチャーの配置校では、児童の実態に応じて、個別指導やチームティーチングの対応を行い、きめ細やかな指導が行われている。</p> <p>各種研修会を実施し、教員等の資質向上や情報共有が図られている。特にひらがなの読みの研修会では内容が実践的であり研修アンケートでは前向きに取り組もうとする回答が多かった。また、指導の際に使用するカードを市教委において作成することで、教員の負担の軽減が図られた。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 23

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進
		貧困対策
具 体 的 取 組	⑤ 要保護・準要保護児童生徒就学援助	
担 当 課	学校教育課	
内 容	児童生徒の教育を受ける権利を保障し、貧困の連鎖を断ち切るために経済的な不安を抱える家庭に対する学用品費や給食費などの支援を実施する。	
30 年 度 の 目 標	児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、速やかに認定の審査を行う。 市教研事務部会の協力を得て、保護者への周知のため制度案内のリーフレットを配布する。また、新入学学用品費の入学前支給を実施するため、リーフレットを作成し、周知を図る。	
30 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要保護は、小学校11件、中学校9件、合計20件を認定した。</li> <li>2 準要保護は、小学校551件、中学校311件、合計862件を認定した。</li> <li>3 要保護・準要保護を受ける児童生徒の割合（5月1日現在）は、小学校で19.94%、中学校で22.09%、全体で20.67%であった。</li> <li>4 認定者には、要綱に従い学用品費、校外活動費（交通費等）、修学旅行費、遠距離通学費、給食費、医療費等、小学校39,421,531円、中学校35,136,560円の扶助を行った。 なお、不認定者が小学校40人、中学校16人、合計56人あった。</li> <li>5 上記4のうち、新入学学用品費の入学前支給は、小学校58件2,354,800円、中学校82件3,886,800円、合計140件6,241,600円を認定し、支給した。</li> </ol>	
教育委員会の評価	<p>児童生徒数が年々減少している中、準要保護認定件数は少しずつ増加しており、制度の周知を図った成果も出ている。</p> <p>新入学学用品費の入学前支給では、入学前支給認定割合が小中学校とも伸びてきているが、更なる取組として未就学児の保護者への周知方法の改善を検討する必要がある。また、支給項目について、他市の状況も勘案しながら、拡大を検討する必要がある。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 24

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進
		人権・同和教育
具 体 的 取 組		⑥ 人権意識高揚の推進
担 当 課		人権同和教育室
内 容	差別をしない、させない、許さない社会を構築していくためには、人権意識を高める教育や啓発が最も重要である。人を人として大切にする児童・生徒の人権感覚を育てるため、引続き人権・同和教育を推進する。	
30 年 度 の 目 標	教職員研修、人権集会等の開催を繰り返し実施することにより、自分を大切にするとともに他人も大切に人権意識の高い児童生徒の育成に努める。	
30 年 度 の 実 績	<p>1 学校職員人権・同和问题研修会を全小中学校で年2回以上実施（内1回は運動団体から講師を招いての研修）</p> <p>2 地域ぐるみで育てる人権意識講座（人権集会等） 19回            (1) 内訳            ア 中学校 11回            イ 小学校 7回（一中校区合同、二中校区合同、三中校区合同、三隅中校区合同、国府小学校、美川小学校、旭小学校）            ウ 特別支援学校 1回</p> <p>3 文部科学省の指定校である第三中学校の取組            第三中学校が平成30年度・31年度の文部科学省の人権教育研究指定校に指定された。毎年、生徒会が主催となりニコニコフォーラムという人権集会を開催しているが、平成30年度はニコニコフォーラムを6月と12月の2回開催した。フォーラムでは、三中生徒会の人権宣言や生徒の企画した人権に関する絵や音楽を発表したり、人権同和问题に取り組む人の話を生徒、職員、保護者、地域の人と一緒に話を聞き、共に考える講演会を開催した。両集会とも約340人の参加があった。公開授業も4回実施した。</p> <p>4 浜田市人権作品コンクールの実施（作文、ポスター）について            人権意識の高揚・啓発を図ることを目的に、昭和59年から始まり今回で36回目となる人権作品コンクールを実施した。作文は小中学校、ポスターは中学校を対象とし、入賞作品に対し、表彰式を行なった。            また、市役所1階ロビーと世界こども美術館では作品の展示を行い、入賞作品を各学校へ冊子として配布し、全世帯へリーフレットを配布した。</p>	

### 点 検 ・ 評 価 項 目

#### 教育委員会の評価

「差別の現実から学ぶ」運動団体講師の研修は、当事者の思い、願いを直接学ぶことのできる有意義な研修となっている。

教職員研修や地域ぐるみの学習（人権集会等）は、児童生徒、教職員、保護者、関係団体と地域住民が共に学び合い、参加者それぞれが人権意識を高める事業になっている。これらを途切れることなく継続して実施することが、自分を大切にするとともに他人も大切にす自尊感情の高い児童生徒の育成につながるものとする。

第三中学校では、研究主題である「自己有用感をもち、安心して自分の思いを表現できる生徒の育成」を基底に、指定2年目の研究発表会に向けて準備を進めている。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 25

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 食育と体づくりの推進
		食育
具 体 的 取 組		① 食育推進事業
担 当 課		教育総務課
内 容		朝ご飯をしっかりと食べることや、家族や仲間と一緒に楽しく食べることができるよう、浜田の様々な資源を活かした食育を推進する。
30 年 度 の 目 標		給食だよりでの啓発、給食の朝ごはん献立の実施、食の指導、和食推進献立、郷土料理、行事食の提供等、地元の資源を活用した食育を行う。
30 年 度 の 実 績		<p>浜田を代表する食材を使用した浜田市統一献立「おいしい浜田の日」を実施し、まるごと一尾アジの塩焼き等を提供した。</p> <p>また、和食推進の観点から「まごわやさしい」献立や満点朝ごはん献立、四季を味わう献立等の提供を行った。</p> <p>毎日の学校の放送資料にも食材の説明を取り入れた。</p> <p>三隅小学校においては、文部科学省の「つながる食育推進事業」のモデル校であることから、全国学校給食週間に合わせて文部科学省内の食堂において三隅小学校の給食が提供された。</p> <p>給食の異物混入事案発生については、異物が冷凍食材の中に混入していたことが原因である。これを受けて、学校給食会へは食材納入業者への注意喚起と検品時や調理作業中の目視確認の再徹底を行う等チェック体制強化について指導を行った。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>【文科省の食堂で 提供したメニュー】</p> <p>焼きさば飯 赤天のマヨネーズ焼 ミルクおから すまし汁 オレンジ 牛乳</p> </div> </div>
教育委員会の評価		<p>アジ一尾塩焼きは通常の給食の食材として仕入れが可能となり、魚の食べ方や箸の使い方、浜田の水産業の学習にも活かすことができた。</p> <p>食育の推進は地産地消とセットで考える必要があり、各給食センター・学校調理場において地元産品活用を進めるとともに、地域の特色を生かした食育指導を行っており継続した取り組みを行う。</p> <p>文部科学省の食堂で提供された三隅小学校の給食は、郷土料理「焼きさば飯」浜田名物「赤天」を使用したもので、文部科学大臣からも高評価をいただいた。つながる食育推進事業の取り組みについて三隅小学校から全国に情報発信できた。</p> <p>安全安心な給食の提供のため、給食に関わるすべての事業者、また、工程において、危機管理意識の徹底に努める必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 26

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(3) 食育と体づくりの推進
		食育
具 体 的 取 組	② 学校給食での地産地消の推進	
担 当 課	教育総務課	
内 容	<p>地元の食材や旬のものを取り入れ、安全安心な給食を提供する。地元食材が活用できるよう仕入れの仕組みを研究し、仕入れ額増加を図る。児童生徒の食に関する体験の機会を増やす。</p>	
30 年 度 の 目 標	<p>島根県地元産品活用割合調査において70%を維持する。 地元の食材を使い食育指導を行い、地域の食材や産業を知り、食への感謝の気持ちを育てる。</p>	
30 年 度 の 実 績	<p>島根県地元産品活用割合調査の結果は70.5%であり、県内8市では1位であった。 農林振興課と連携し、給食に使用する野菜の冷凍加工について検討を開始した。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p><b>【弥栄】</b>                      里いもご飯                      豚肉のごま焼                      白菜のおひたし                      かぼちゃのみそしる                      牛乳</p> </div> </div>	
教育委員会の評価	<p>毎日の給食に使用する野菜について地元産品が安定的に仕入れることができれば地産地消率は高い水準で維持できる。 ただし、地産地消を高い率で維持していることは評価できるが、この率は上限と想定される。 今後も浜田産の食材が多く仕入れられるよう関係機関と連携をし取り組む必要がある。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 27

点 検 ・ 評 価 項 目																	
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱  主要施策	I 学校教育の充実  (3) 食育と体づくりの推進  体育															
具 体 的 取 組		③ 学校体育大会支援事業															
担 当 課		学校教育課															
内 容	<p>児童生徒の体力向上を図ることで健全な心身の育成に寄与することを目的に、小中学校の体育大会開催や部活動の支援を行う。 今年8月に開催される全国中学校体操競技選手権大会の成功に向けて運営支援を行う。</p>																
30 年 度 の 目 標	<p>小学校の陸上競技大会や体操競技大会、中学校の部活動を円滑に実施し、保護者等の負担軽減に資するよう支援を継続する。 今年8月に開催される全国中学校体操競技選手権大会を成功させる。</p>																
30 年 度 の 実 績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 85%;">浜田市小学校体育連盟事業補助 (主に陸上競技大会と体操競技大会の交通費)</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">1,670,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>浜田市中学校体育連盟事業補助 (主に負担金、会場使用料、審判謝金、用具の購入)</td> <td style="text-align: right;">1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>浜田市中学校部活動事業補助 (主に交通費、備品購入費)</td> <td style="text-align: right;">7,300,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>全国大会派遣事業補助 (旅費、宿泊費)</td> <td style="text-align: right;">712,828円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>全国中学校体育大会(体操)関係事業 (負担金、事務局費、人件費等)</td> <td style="text-align: right;">5,973,256円</td> </tr> </table>		1	浜田市小学校体育連盟事業補助 (主に陸上競技大会と体操競技大会の交通費)	1,670,000円	2	浜田市中学校体育連盟事業補助 (主に負担金、会場使用料、審判謝金、用具の購入)	1,200,000円	3	浜田市中学校部活動事業補助 (主に交通費、備品購入費)	7,300,000円	4	全国大会派遣事業補助 (旅費、宿泊費)	712,828円	5	全国中学校体育大会(体操)関係事業 (負担金、事務局費、人件費等)	5,973,256円
1	浜田市小学校体育連盟事業補助 (主に陸上競技大会と体操競技大会の交通費)	1,670,000円															
2	浜田市中学校体育連盟事業補助 (主に負担金、会場使用料、審判謝金、用具の購入)	1,200,000円															
3	浜田市中学校部活動事業補助 (主に交通費、備品購入費)	7,300,000円															
4	全国大会派遣事業補助 (旅費、宿泊費)	712,828円															
5	全国中学校体育大会(体操)関係事業 (負担金、事務局費、人件費等)	5,973,256円															
教育委員会の評価	<p>市小学校体育連盟は、陸上競技大会、体操競技大会を開催し、児童の競技スポーツに対する興味関心を喚起しており、健全な身体の育成を図ることができた。</p> <p>市中学校体育連盟は、市中学校総合体育大会を開催し、部活動等の練習成果を競う場を提供しており、県大会、中国大会、全国大会などより高いレベルで競い合う機会に向けて、身体づくり、技術向上及びチームワーク醸成など更なる意欲向上に繋げることができた。</p> <p>また、全国大会出場者には、旅費の実費の補助を行って、保護者の経済的負担を軽減しており、安心して出場できる環境づくりができた。</p> <p>平成30年8月20日(月)から22日(水)まで、浜田市で全国中学校体操競技選手権大会が開催され、無事成功のうち終了することができた。なお、市教委は、昨年より浜田一中内に大会事務局を設置し、専任教員と嘱託職員各1名を配置し、また、大会期間中に、市教委職員延べ30人の職員を配置し、運営を支援することで、大会成功に寄与した。</p>																

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 28

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(3) 食育と体づくりの推進
		保健
具 体 的 取 組	④ 学校保健・環境衛生の充実	
担 当 課	学校教育課	
内 容	<p>児童生徒の健康状態を把握し、保健指導等を実施することにより、児童生徒の健康保持増進を図る。 児童生徒の学校生活が安全に営まれるよう、適切な教育環境・衛生の維持・改善を図る。</p>	
30 年 度 の 目 標	<p>1 健康診断を実施し、健やかな成長を促す。 2 学校環境衛生検査を実施し、教育環境の維持管理を推進し、安全安心な学校生活を維持する。 3 浜田市学校保健会等の事業への支援を行い、児童生徒の心身の健全な育成、教職員の健康維持・増進に取り組む。</p>	
30 年 度 の 実 績	<p>1 健康診断 (1) 就学時健康診断（入学予定園児） (2) 就園前健康診断（新入园児） (3) 定期健康診断（幼児・児童・生徒） (4) 心電図検査（小学4～6年生、中学生）、精密検査 (5) 尿検査（幼児・児童・生徒） (6) 心電・心音検査（小学1年生） (7) 寄生虫検査（幼児・小学1～3年生） (8) 動脈硬化危険因子調査（小学4年生、中学1年生）</p> <p>2 学校環境衛生検査 (1) 空气中化学物質検査 (2) 校舎消毒 (3) プール水質検査 (4) 学校薬剤師による検査（飲料水水質検査、ダニ・アレルゲン検査、照度検査等）</p> <p>3 浜田市学校保健会等の事業活動への支援 (1) 学童検診への支援 (2) 浜田市学校保健会講演会「『がん教育』のはじまり」、「平成29年度浜田市生活習慣病検診の結果」の開催支援</p> <p>4 その他 (1) 平成30年度島根県体育・健康優良学校等表彰 学校保健優良学校の部 浜田市立第二中学校 (2) フッ化物洗口の取り組み推進 2月7日（木） 浜田圏域歯科保健連絡調整会議 3月26日（火） 浜田圏域におけるフッ化物洗口実施に関する協議</p>	

### 点 検 ・ 評 価 項 目

#### 教育委員会の評価

児童生徒の健康状態を把握し、保健指導等を実施することにより、児童生徒の健康保持増進を図るとともに、児童生徒の学校生活が安全に営まれるよう、適切な教育環境・衛生の維持・改善を図ることができた。

浜田市学校保健会については、小学4年生、中学1年生を対象に学童検診を実施しており、結果については、生活習慣病の予防や疫病のスクリーニングに効果を発揮するとともに、養護教諭が健康相談を行って、一層の健康増進を図ることができていた。

また、教職員の関心の高いテーマについての講演会を毎年開催しており、平成30年度は、「『がん教育』のはじまり」であったが、同年は第二中学校が、がん教育への取り組みが評価され、県の表彰を受賞するという素晴らしい成果があった。

平成30年度は、浜田圏域のフッ化物洗口の推進に係る協議が行われていることから、来年度は、市内小中学校での取り組み推進が期待される。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 29

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実
		家庭教育支援
具 体 的 取 組	① 親学プログラムの実施【No. 21の再掲】	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	<p>この「親学プログラム」は、子育てについて一つの答えを求めたり、家庭における正しい子育て方法を指導するマニュアルではなく、参加型学習の手法を用いて、参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促すことを目的として実施する。</p> <p>平成29年度には乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムを構築し、これまでの「親学プログラム1」「親学プログラム2」を包括したHOOP!(浜田親子共育応援プログラム)とした。</p>	
30 年 度 の 目 標	<p>より多くの保護者の方々に親としての役割や子どもとの関わり方への気づきを提供していくため、実施回数を増やしていく。</p> <p>平成29年度に構築した乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムの普及を目指す。</p>	
30 年 度 の 実 績	<p>島根県や浜田市が作成したプログラムを中学校の懇談会や保育園、幼稚園、子育て支援センターで実施した。</p> <p>また、教育委員会主催の講座を3回実施した。</p> <p>1 親学ファシリテーター 73人 2 親学プログラム実施回数 平成30年度 20回 (保育園8回、幼稚園4回、中学校1回、公民館1回、子育て支援センター2回、まちづくり推進委員会1回、教育委員会3回)</p>	
教育委員会の評価	<p>プログラムの普及を図るためには、保護者の育児に対する不安や学びのニーズを把握し適切な学びの機会を提供することで、プログラムの認知を得ていく必要がある。引き続き、子育て支援課等と連携を図り、普及啓発に努めるとともに幼稚園、保育園、小中学校への親学プログラムの周知・啓発を強化し、より多くの機会での活用を推進していく必要がある。</p> <p>また、PTA活動を負担に思う保護者が増えている中で学齢期から取り組むことには参加者不足等課題が多い現状がある。しかし、乳幼児期から取り組むプログラムは保護者の参加も多く、開催回数も増えており、大変効果的である。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 30

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実 家庭教育支援
具 体 的 取 組		② 家庭教育支援チームの結成
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>家庭教育の支援の中で最も大きな課題となっている部分に、学校や専門機関の支援が届きにくい家庭に対する支援のあり方をどうするかということがある。身近な同等の立場で支援を行うことができれば支援が届きやすく、支援を受ける側も安心感を持つことができる。そのことにより、地域家庭（他の家）をサポートする力の養成にも役立つことになる。地域人材を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みづくり（「家庭教育支援チーム」型支援）が急務である。チームを組織化するに当たっては、人材確保、組織・運営のルールづくり、拠点の確保などが必要となる。</p>
30 年 度 の 目 標		<p>家庭教育支援チームは、地域の人材の力を生かして、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と学校・地域をつなげ家庭教育の充実を支援する。平成30年度は地域人材の発掘を行い家庭教育支援チームの結成に向けて取組を進める。</p>
30 年 度 の 実 績		<p>福祉部局や学校教育課と、相談支援チームとの区分や家庭教育支援チームの組織体制や支援内容についての協議は引き続き行っているが、チームの結成までには至らなかった。</p>
教育委員会の評価		<p>地域のニーズに対しては、すでに各課において個別対応しているが、家庭教育支援チームの組織体制、既存事業や活動との整理を行ったうえ、チームの結成を目指す必要がある。</p> <p>はまだ子育て推進事業のネットワーク会議においても校区毎に意見交換を行い地域ニーズの把握に努めるとともに、引き続き、福祉部局、学校教育課とも連携し、家庭教育支援チームの設置について検討する必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 31

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
教育振興計画	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実
における項目		家庭教育支援
具 体 的 取 組		③ つなぐ、つながる事業（三世代交流・通学合宿支援）【No. 42へ再掲】
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>1 三世代交流事業（公民館による実施）への支援 シニア世代と子ども及びその親世代を含めた三世代が、自然とのふれあいや様々な体験的活動を実施することにより、子どもの健全な心身の育成と豊かな人間性を育むとともに、家庭と地域とのつながりや世代間交流の場を提供する。</p> <p>2 通学合宿支援事業（公民館による実施）への支援 小学生が家庭を離れて公民館等で寝泊まりしながら小学校に通学する「通学合宿」は、家庭から離れた公民館を拠点にした「地域」という場の中で生活することによって、礼儀等のふるまいを身につけることを目的とする。また、併せて、家族の大切さを親子ともに再認識することを目的とする。</p>
30 年 度 の 目 標		三世代交流事業・通学合宿支援事業への支援を行うことによって、より多くの地域での事業実施を促し、家庭教育支援、ひいてはコミュニティの活性化を図る。
30 年 度 の 実 績		<p>1 三世代交流事業 平成30年度 12事業</p> <p>(1) 浜田公民館 盆踊り、とのまちフェス2018等 (2) 長浜公民館 サマーコンサート、郷土かるた大会等 (3) 国府公民館 防災を考える (4) 周布公民館 大人も子どもも一緒に生命を育てる、水産業の学習 (5) 美川公民館 幼小中合同しめ縄づくり交流会 (6) 大麻公民館 5月人形展、端午の集い等 (7) 雲城公民館 しめ縄、そば打ち (8) 今福公民館 川の生物観察やアユの掴み取り体験 (9) 波佐公民館 軽スポーツ（ラダーゲッター）、調理実習 (10) 小国公民館 そば打ち体験、クリスマス会、三世代で魚料理等 (11) 都川公民館 お茶席体験、警察官による講話等 (12) 岡見公民館 さつまいもの苗植え、収穫 ※美又公民館（七夕交流会）は台風のため中止</p> <p>2 通学合宿支援事業 平成30年度 3事業 (1) 国府公民館（有福分館）、周布公民館、杵束公民館 ※波佐公民館は7月の豪雨災害のため中止</p>
教育委員会の評価		<p>各種事業を通じ地域の異なる世代と自然とのふれあいや様々な体験活動を行うことにより、子どもの健全な心身の育成と豊かな人間性を育むことや自立心、協調性を高め、家族の大切さや地域とのつながりを深めた。</p> <p>また、防災や地域の伝統文化、高齢者のもっている技術の伝承により、家庭と地域とのつながりの創出、家庭教育支援等の成果が得られた。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 32

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実 家庭教育支援
具 体 的 取 組		④ 「家読（うちどく）」の推進
担 当 課		生涯学習課・学校教育課
内 容		「家読（家庭読書）」とは、特別なルールやノルマがあるものではなく、家庭で、読書を通じて、家族の心の絆を深め、豊かな心を育むことを目的としているものである。方法も自由で、家族で話し合い、その家庭に一番合ったものにするのが大切である。読書には、子どもにとっても親にとっても、家庭教育の中で意義あるものである。「家読」の推進に向けて、具体的な取組を検討していく。
30 年 度 の 目 標		テレビやインターネット、スマートフォンやゲーム等、娯楽や情報獲得の手段としてのメディアの多様化が小中学生の家庭での読書に影響を与えている。メディアとの適切な関わり方も含め、「家読」の啓発を進めていく。
30 年 度 の 実 績		小中連携教育の「生活習慣づくり」の中で家読の推進を行った。 小学校においては、毎月第2土曜日や月末一週間を家読の日として推進、ノーメディア週間において図書の出借冊数を増やす取組、各校の図書館だよりで家読の方法や取組状況の紹介、また保護者への周知を行うなど、家読の啓発を行った。 中学校においても、早寝早起き等の生活リズムを整えたり、家読を通じた家族のコミュニケーションの時間をつくる取組を行った。
教育委員会の評価		<p>【生涯学習課】 学校と家庭、地域が目的意識を持った取組を行うために、一同が集まる場での研修会等の開催を通してより一層の「家読」推進を目指す必要がある。 また、「家読」の実態把握や効果的な成果を目指し、学校教育課とも連携した取組を推進する必要がある。</p> <p>【学校教育課】 学校においては、取組内容に違いはあるが、家読の啓発活動を行っており、また学校図書館の貸出冊数も増えているため、家庭での意識高揚は進んでいると考えている。 家読の推進には、学校への啓発のみならず、家庭、地域との連携が必要であり、特に幼少期からの習慣づけが必要であることから、子育て支援課や中央図書館、公民館とも連携し、取組を進める必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 33

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実
		P T A連携
具 体 的 取 組		⑤ P T A活動との連携強化
担 当 課		青少年サポートセンター
内 容		浜田市P T A連合会が実施するP T A活動の充実に向けた研修事業を支援するとともに、子どもに関する市教育施策等について意見を交換し連携を強化する。
30 年 度 の 目 標		1 浜田市P T A連合会研修大会に対する事業経費の助成 人間性豊かな子どもの育成を目指し、自己啓発、P T Aの進むべき方向等について研修する事業に対し助成を行う。 2 市長表敬訪問の実施と教育委員会事務局との意見交換会の開催 市長を表敬し意見交換を年1回実施。また、教育委員会事務局と定期的な意見交換を行うため年2回程度意見交換会を開催し、学校、家庭、地域における教育環境の課題等について協議する。
30 年 度 の 実 績		1 浜田市P T A連合会研修大会に対する事業経費の助成 (1) 実施日 6月24日(日) (2) 内 容 ・ 功労者表彰 4名 ・ 講演会 「あーよかったな あなたがいて ～「優しさ」という温かい貯金～」 仲島 正教 氏 (3) 助成額 184,000円 2 市長表敬及び浜田市P T A連合会役員と教育委員会事務局との意見交換会の開催等 (1) 市長表敬 7月19日(木) (2) 浜田市P T A連合会委員総会参加 5月11日(金) (3) 島根県P T A連合会研修大会浜田大会参加 6月24日(日) (4) 第1回教育委員会事務局との意見交換会 7月19日(木) (5) 第2回教育委員会事務局との意見交換会 1月30日(水)
教育委員会の評価		「浜田市教育振興計画」の基本理念実現のためには、家庭、学校、地域との協働・連携が不可欠で、浜田市P T A連合会の果たす役割は重要である。P T A会員の資質を高める研修事業を支援するとともに、浜田市P T A連合会役員との意見交換会を行い連携を強化していく必要がある。 また、P T A連合会の事務局は、事務量が多い上、毎年持ち回り制で担当が変更になり、学校の業務に加え、P T A連合会の運営が負担となっている状況がある。負担軽減になるようP T A連合会内部で検討する必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 34

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	II 家庭教育支援の推進  (2) 青少年の健全育成  健全育成
具 体 的 取 組	① 関係協議会等への補助事業	
担 当 課	青少年サポートセンター	
内 容	自治区単位（弥栄自治区を除く。）で設置している青少年健全育成協議会等の活動支援を行う。	
30 年 度 の 目 標	1 青少年健全育成協議会等への助成 弥栄自治区を除く4自治区に設置されている協議会等に補助を行う。 2 協議会統合の検討 4協議会はそれぞれの歴史があり、事業内容・予算等異なるが、できる部分から統合に向け検討を行う。	
30 年 度 の 実 績	1 青少年健全育成協議会等への助成 (1) 浜田青少年健全育成推進会議 229,000円 (2) 金城自治区青少年健全育成連絡協議会 763,000円 (3) あさひ子ども健全育成協議会 58,000円 (4) 青少年育成三隅町民会議 194,000円  2 協議会統合の検討 青少年サポートセンターに事務局のある金城、三隅両自治区の組織等で、調整を行える部分について検討を行った。	
教育委員会の評価	各協議会とも、地域に密着した青少年健全育成活動に取り組んだ。 また、4協議会とも沿革が異なり、事業内容や予算等も異なる中、組織の一本化に向けての調整は困難を要するが、それぞれ会員の高齢化による会の運営が負担になっている等の問題もあり、全体の会の存続等も検討しながら調整を図る必要がある。	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 35

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
	主要施策	(2) 青少年の健全育成
		健全育成
具 体 的 取 組	② 青少年団体育成補助事業	
担 当 課	青少年サポートセンター	
内 容	浜田市内の青少年育成を目的として活動している団体への活動支援を行う。	
30 年 度 の 目 標	1 活動費の助成 児童数の減少により各団体の会員数は減少しているが、引き続き活動を支援するために補助を行う。	
30 年 度 の 実 績	<p>1 活動費の助成</p> <p>(1) 浜田海洋少年団 92,000円 第13回 日本海洋少年団中国地区連盟競技大会へ参加 開催日時 8月17日(金)～19日(日) 場 所 山口県秋徳二島 山口県セミナーパーク(全般) 山口県阿智須 山口きらら博記念公園(水泳) 参加者 24名</p> <p>(2) ボーイスカウト 36,000円 ボーイスカウト体験会の開催 開催日時 3月31日(日) 内 容 展示・スカウトゲーム・クラフト 開催場所 原井小学校 体育館 スタッフ 15人</p>	
教育委員会の評価	<p>浜田海洋少年団は定期的な活動と全国大会に参加し、会員数確保のため精力的に活動している。</p> <p>ボーイスカウト1団・2団については、会員数の減少により組織を統合し、現在は浜田ボーイスカウト1団として活動している。原井小学校の体育館を借り、ボーイスカウトの活動を紹介する展示やスカウトゲーム等を行い積極的に会員の募集を行っており、継続して支援する必要がある。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 36

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 青少年の健全育成  健全育成
具 体 的 取 組		③ 青少年自立支援事業
担 当 課		青少年サポートセンター
内 容		不登校、ひきこもり・ニートなど日常生活を送る上で様々な困難を抱える子どもから概ね40歳までの若者に対して、居場所や様々な体験活動の場を提供することにより、社会参加や就学・就労等社会的自立に向けた支援を行う。
30 年 度 の 目 標		1 不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援 不登校やひきこもりの子ども・若者が気軽に過ごせる居場所の提供及び自立に向けて他者と関わりながら行う体験活動などを実施する。 2 居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携
30 年 度 の 実 績		1 不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援 (1) 居場所利用者 延べ1,044人（実利用者53人） (2) 体験教室及び活動 80回、延べ282人参加 (3) 若年無業者（ひきこもり、ニート）相談 34人（内、短期バイトを含む就労者7人） 2 居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携 (1) 教室・クラブ活動の開催及び内容の見直し (2) 所内支援検討会議の開催（定期 月1回、状況に応じ随時有り） (3) 訪問による在宅支援の充実 (4) 関係機関との情報交換等連携の充実 延べ相談件数 1,133件
教育委員会の評価		前年度は、施設の整備工事や移転等があったため、単純に比較はできないが、居場所の利用者数は増となっている。また、訪問による相談・支援等の充実を図っており、新たな居場所利用や社会参加につながることができた。自立支援では、就労、職業的自立ができたものは少数ではあるが増加しており、継続的な支援が大切である。 今後も不登校、ひきこもり・ニートなどの困難を抱える子ども・若者が安心して利用できる居場所の確保と、相談・支援体制の充実や、参加しやすい体験教室・活動の検討を適時行い、社会参加、自立に向けた支援を継続する必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 37

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進 郷育
具 体 的 取 組	① 「浜田市の人物読本」の活用	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	平成27年度に「浜田市の人物読本ふるさとの50人」を作製。浜田市の人物50人を選定し、「ふるさとの50人」として紹介している。 小学4年生以上を対象とした学校補助教材として、授業での活用を進め、ふるさとへの愛着心の醸成を図る。	
30 年 度 の 目 標	小学校新4年生に配付。授業での活用を図る。 また、平成29年度に実施した活用状況を把握、評価分析を目的としたアンケートをとりまとめ、各校での活用状況を広く紹介する。	
30 年 度 の 実 績	ふるさと郷育の推進に向け、小学校新4年生全員へ「浜田市の人物読本ふるさとの50人」を配付した。 併せて平成29年度に実施したアンケート結果について集約、取りまとめを行い、各校の活用状況について把握した。アンケート結果では、小学校において国語科、社会科などの各教科、総合的な学習の時間や道徳において様々な学年での活用が見られた。また、小学校、中学校ともに、学校図書館において掲示を行った。 なお、状況について各校へ情報提供を行った。 また、多くの方への購読を目的とし引き続き、市内書店と頒付業務委託を行った。（頒布冊数：87冊）	
教 育 委 員 会 の 評 価	授業や総合的な学習の時間、図書館活動等で広く活用され、ふるさとへの愛着心の醸成を担うツールとして定着してきた。今後もより多くの活用を推進する必要がある。 また、アンケート結果について各校に情報提供はできたが今後の活用方法等について協議する場を設け一層の事業推進が必要である。	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 38

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
		郷育
具 体 的 取 組		② ふるさと再発見事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>中学生を対象としたお宝や資源（ひと・もの・こと）を活かした体験型学習プログラム。</p> <p>この事業は、キャリア教育としても活用され、平成26年度に金城中学校区で取り組まれた事業を全市に広げるものである。</p> <p>また、大人の学びとして成人を対象としたふるさと教育にも取り組むものとする。</p>
30 年 度 の 目 標		全公民館において事業を実施することにより、ふるさと郷育の推進を図る。
30 年 度 の 実 績		<p>1 全ての公民館でふるさと再発見事業を実施し、ふるさと郷育を推進した。</p> <p>（旭自治区内公民館については、5館連携事業として実施）</p> <p>(1) 浜田公民館 「地域の〇〇名人」</p> <p>(2) 石見公民館 「浜田一中校区ふるさとめぐり」等</p> <p>(3) 長浜公民館 「八朔花祭り路上かるた大会」等</p> <p>(4) 国府公民館 「ワカメ干し体験」「SAKEプロジェクト」等</p> <p>(5) 周布公民館 「観て・知って・誇りに思う地域の企業めぐり」</p> <p>(6) 美川公民館 「美川の歴史めぐり・第二次幕長戦争石州口の戦い」</p> <p>(7) 大麻公民館 「大麻地区をもっと知ろう」</p> <p>(8) 雲城公民館 「ふるさと再発見～雲城地域の現状と課題～」</p> <p>(9) 今福公民館 「金城中学校ふるさと再発見」等</p> <p>(10) 美又公民館 「今福小学校米づくり体験、昔遊びを楽しもう」等</p> <p>(11) 久佐公民館 「今福小学校稲作実習田での体験」等</p> <p>(12) 波佐公民館 「波佐の良さを再発見し、次世代へ繋げよう」</p> <p>(13) 小国公民館 「雲城小学校5年生稲作体験・米作り」等</p> <p>(14) 杵束公民館 「弥栄小春探検弥栄の未来を考える」</p> <p>(15) 安城公民館 「春を見つけよう」「弥栄の未来を考える」</p> <p>(16) 三隅公民館 「三隅氏学習会～三隅中学校偏～」</p> <p>(17) 三保公民館 「潮路なぎさみちウォーキング」</p> <p>(18) 岡見公民館 「グリーンカーテン」「うちわ祭り」等</p> <p>(19) 井野公民館 「和紙を活用したふるさと再発見事業」</p> <p>(20) 黒沢公民館 「かっぱランド夏祭り」</p> <p>(21) 白砂公民館 「ふるさと再発見事業」</p> <p>2 各自治区の公民館が連携し、地域住民を対象としたふるさと地域学習を実施した。</p> <p>(1) 周布、長浜、大麻三館連携 「観て・触れて・作って！石見神楽の良さを再発見！」</p> <p>(2) 旭自治区公民館連携協議会 「旭いいところ再発見（中学校お出かけスケッチ会、旭のいいところ再発見ツアー、わんぱくデイキャンプ、旭小2年生学校支援）」</p>

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

より多くの子どもたちに自分たちの住んでいる地域の特性を活かした体験活動や行事への参加を促す取組ができている。事業を通して地域の宝を再確認してもらう機会を提供し、ふるさとへの理解や愛着と誇りを持ち、次世代に伝え守っていこうとする人材育成を今後も推進する。また、子どもたちだけでなく、地域の大人も学び、自己有用感を持ち、お互いに高まり合うことを目指す必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 39

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
における項目		郷育
具 体 的 取 組		③ ふるさと教育推進事業
担 当 課		生涯学習課・学校教育課
内 容		<p>島根県事業である「ふるさと教育推進事業」を実施する。</p> <p>子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進したりするなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進する。</p> <p>小中学校9年間を体系化し、教育課程の中で地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を実施し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する。</p> <p>また、地域ぐるみでふるさと教育の支援を行うことにより、子どもだけでなく、おとな、家庭、学校といった地域も共に高揚する。</p>
30 年 度 の 目 標		<p>全ての小中学校において、教育課程の中で地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を年間35時間以上実施し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する。</p>
30 年 度 の 実 績		<p>1 全ての小中学校で、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を年間35時間以上実施した。それぞれの小中学校で地域の特色を活かし、学年に応じて様々なふるさと教育を行った。</p> <p>2 浜田市小中連携教育での「ふるさと郷育」（県事業を含む）の推進4つの柱の中の「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子ども」の育成の取組を、中学校区で実施した。</p> <p>目標指標の一つである「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」については、小学6年が75.9%（目標値65%）、中学3年が78.7%（目標値60%）で、向上している。</p> <p>3 平成29～30年度に新しく浜田市へ赴任された教職員を対象とした「ふるさと郷育研修」を実施した。</p>
教育委員会の評価		<p>今後も小中学校におけるふるさと教育を推進し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する必要がある。</p> <p>公民館や地域のボランティアの協力を得て、子どもたちに、ふるさとに対する愛着や誇りを涵養する取組が教育活動に定着しており、小中連携教育の中でも、「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子ども」の育成を柱の一つとして取組を継続している。目標指標の一つである「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」については、小学6年が75.9%（対前年度比+3.3%）、中学3年が78.7%（対前年度比+6.8%）と上昇し、目標値を達成している点は、子どもたちの意識が向上していると捉えることができる。また、「地域に開かれた教育課程」を実現し、学校教育での取組が、多様な他者とともに協働しながら学ぶ教育活動となるよう、生涯学習課と学校教育課の一層の連携強化を図っていく必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 40

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
		郷育
具 体 的 取 組		④ 自然体験活動の推進
担 当 課		生涯学習課
内 容		学校教育の中で「自然体験活動」を推進し、子どもの頃から豊かな自然に触れることによって、ふるさとを愛する心を育てる。
30 年 度 の 目 標		全ての小学校、幼稚園において、授業の中で海・山・川といった自然を活用した体験活動ができるように支援を行う。
30 年 度 の 実 績		<p>自然体験活動推進事業として、支援を行い、全ての幼稚園、小学校において自然体験活動を授業の中で実施した。</p> <p>1 幼稚園</p> <p>(1) 原井幼稚園 海の生物に親しむ</p> <p>(2) 石見幼稚園 海や山で遊ぼう</p> <p>(3) 長浜幼稚園 田んぼでどろんこ遊び、茶摘み体験等</p> <p>(4) 美川幼稚園 たけのこ掘り、山探検、梅狩り、カヌー体験</p> <p>2 小学校</p> <p>(1) 原井小学校 カヌー体験、乗馬体験、雪遊び体験等</p> <p>(2) 雲雀丘小学校 カヌー体験、水辺の安全教室等</p> <p>(3) 松原小学校 釣り体験、海の生物とのふれあい等</p> <p>(4) 石見小学校 カヌー体験、紙漉き体験等</p> <p>(5) 美川小学校 生物観察、お茶作りを学ぶ、間伐体験等</p> <p>(6) 周布小学校 沢登り体験、周布川を活用した学習</p> <p>(7) 長浜小学校 アクアス体験、植物を育てる等</p> <p>(8) 国府小学校 応急手当の仕方や事故の未然防止を学ぶ</p> <p>(9) 三階小学校 野遊び、川遊び、稲作、三階の環境守り隊等</p> <p>(10) 雲城小学校 スキー体験、基礎的なスキー技術の取得等</p> <p>(11) 今福小学校 スキー教室（※事前準備、学習は行ったが、雪不足のため中止）</p> <p>(12) 波佐小学校 スキー教室（※事前準備、学習は行ったが、雪不足のため中止）</p> <p>(13) 旭小学校 川の生物観察、学習、魚釣り体験等、スキー教室（※事前準備、学習は行ったが、雪不足のため中止）</p> <p>(14) 弥栄小学校 大豆づくり、川遊び、山探検、スキー教室（※事前準備、学習は行ったが、雪不足のため中止）</p> <p>(15) 三隅小学校 季節の植物探し、柿渋を使った作品作り等</p> <p>(16) 岡見小学校 漁師からの講話、生物に触れ、親しむ等</p>

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

浜田市の宝である海、山、川の自然に触れ、様々な体験をすることで、ふるさとの良さやすばらしさを再発見し、ふるさとへの愛着や誇りの醸成を図り、心豊かでたくましく、自ら課題を見つけ、自ら学び考える子どもを育てる取組みを推進できた。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 41

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進  郷育
具 体 的 取 組		⑤ 土曜学習支援事業【No. 7の再掲】
担 当 課		生涯学習課
内 容		浜田市の子どもたちを地域で育むことに併せ、学力向上に資するため、土曜日を利用して学習の場を提供する。浜田市立中央図書館多目的室等を利用し、希望する中学生を対象に教育職員免許所有者等による自学（数学・英語）支援と、公民館で小学生を中心とした学習支援の2つの取組を行う。
30 年 度 の 目 標		公民館等が主体となっていく土曜学習の機会を増やすことにより、より多くの小中学生の土曜日の充実、家庭学習の機会を提供し、学習習慣の定着、学力向上を図る。
30 年 度 の 実 績		浜田市立中央図書館多目的室を利用した土曜学習の開催実績なし。 事業実施にあたり、学習内容の精査や講師、生徒の確保等の課題が多く開催できなかった。 公民館が主体で行っていた土曜学習の機会を提供した。  開催実績 美川公民館 英語教室 年間44回開催 1日当たりの子どもの平均参加人数7人
教育委員会の評価		今年度は上記実績のとおり公民館が行っていた既存の土曜学習のみの実施となっている。土曜学習実施館は、美川公民館のみであり、今後は、より多くの公民館が実施するよう制度の検討をする必要がある。 次年度は、児童生徒のニーズを把握し、かつ内容を精査し事業の実施を目指すこと。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 42

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
における項目		教育支援
具 体 的 取 組		③ つなぐ、つながる事業（三世代交流・通学合宿支援）【No. 31へ再掲】
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>1 三世代交流事業（公民館による実施）への支援 シニア世代と子ども及びその親世代を含めた三世代が、自然とのふれあいや様々な体験的活動を実施することにより、子どもの健全な心身の育成と豊かな人間性を育むとともに、家庭と地域とのつながりや世代間交流の場を提供する。</p> <p>2 通学合宿支援事業（公民館による実施）への支援 小学生が家庭を離れて公民館等で寝泊まりしながら小学校に通学する「通学合宿」は、家庭から離れた公民館を拠点にした「地域」という場の中で生活することによって、礼儀等のふるまいを身につけることを目的とする。また、併せて、家族の大切さを親子ともに再認識することを目的とする。</p>
30 年 度 の 目 標		三世代交流事業・通学合宿支援事業への支援を行うことによって、より多くの地域での事業実施を促し、家庭教育支援、ひいてはコミュニティの活性化を図る。
30 年 度 の 実 績		<p>1 三世代交流事業 平成30年度 12館</p> <p>(1) 浜田公民館 盆踊り、とのまちフェス2018等 (2) 長浜公民館 サマーコンサート、郷土かるた大会等 (3) 国府公民館 防災を考える (4) 周布公民館 大人も子どもも一緒に生命を育てる、水産業の学習 (5) 美川公民館 幼小中合同しめ縄づくり交流会 (6) 大麻公民館 5月人形展、端午の集い等 (7) 雲城公民館 しめ縄づくり、そば打ち体験 (8) 今福公民館 川の生物観察やアユのつかみ取り体験 (9) 波佐公民館 軽スポーツ（ラダーゲッター）、調理実習 (10) 小国公民館 そば打ち体験、クリスマス会、三世代で魚料理等 (11) 都川公民館 お茶席体験、警察官による講話等 (12) 岡見公民館 さつまいもの苗植え、収穫 ※美又公民館（七夕交流会）は台風のため中止</p> <p>2 通学合宿支援事業 平成30年度 3館 国府公民館（有福分館）、周布公民館、杵束公民館 ※波佐公民館は7月の豪雨災害のため中止</p>
教育委員会の評価		<p>三世代交流事業では様々な事業を通じ地域の異なる世代との交流を図ることにより、子どもの豊かな人間性の育成や家庭と地域とのつながりを創出し、家庭教育の支援を行うことができた。</p> <p>通学合宿支援事業では家庭を離れて公民館で生活しながら、学校に通学することで他者との関わりの中で礼儀作法等のふるまいを多く学んだ。また、家庭を離れて生活する場を意図的に提供することにより、家族の大切さへの気づきを促すことができた。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 43

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
		教育支援
具 体 的 取 組	⑦ 学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	<p>浜田市が取り組んでいる、「学校支援」「放課後支援」「家庭教育支援」を結集し、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業をより体系化し、地域ぐるみで子どもを育み子どもも地域も高まり合うもの、特に、公民館が中心となり、学校と地域をつなぎ、地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域の活性化を図る。</p>	
30 年 度 の 目 標	<p>はまだっ子共育プロジェクトとして、中学校区毎のネットワーク体制を構築し、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動をより体系化し、地域ぐるみで子どもを育み子どもも地域も高まり合うことを目指す。</p>	

**点 検 ・ 評 価 項 目**

30 年 度 の 実 績	<p>子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、公民館を中心に中学校区毎のネットワークを構築し、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進する。</p> <p>また、社会教育法第9条の7の規定により地域学校協働活動推進員を委嘱した。</p> <p>1 ネットワーク会議の開催 中学校区毎にエリアコーディネーターを配置し、ネットワーク会議を実施した。</p> <p>2 はまだっ子共育プロジェクト推進本部活動 (1) 総会 開催2回 5月25日(金)、3月13日(水)</p> <p>3 エリアコーディネーター分科会 (1) 開催4回 5月10日(木)、7月13日(金)、12月7日(金)、3月1日(金)</p> <p>4 研修 開催4回 (1) 第1回 5月31日(木) 「地域・学校・家庭が連携・協働して子供を育むために」 講師：文部科学省国立教育政策研究所 志々田まなみ 氏 (2) 第2回 7月4日(水) 「地域ぐるみで考えよう！体験活動と子どもの成長、子どもへの関わり方&amp;安全の配慮について」 講師：島根県立少年自然の家 宅間邦晴 氏、原田千里 氏 ※台風接近のため中止 (3) 第3回 7月28日(土) はまだっ子共育フォーラム「育もう！未来をつくるはまだっ子～これからの浜田の子どもたちに身につけさせたい力 『非認知能力』とは～」 講師：岡山大学 中山芳一 氏 (4) 第4回 9月26日(水) 「地域学校協働活動の推進に向けて」 講師：浜田市社会教育アドバイザー 長畑実 氏 (5) 第5回 10月24日(水) 「地域ぐるみで考えよう！地域で取組む家庭教育支援」 講師：特定非営利活動法人教育支援協会 岡田正彦 氏</p> <p>5 情報発信 リーフレット、共育の取組紹介、クリアファイル、実践集の作成</p>
教育委員会の評価	<p>はまだっ子共育プロジェクトを通じた地域学校協働活動、学校支援、放課後や休日の活動支援、家庭教育支援を推進することができた。</p> <p>また、4回の研修を通じ、対象者間の連携協働や情報の共有、スキルアップにつながった。</p> <p>実践集を作成し、平成28年度からの事業の振り返りを行うとともに、次年度からの新たな事業展開への移行につながった。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 44

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備  公民館活動
具 体 的 取 組		① 公民館活動推進事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		各公民館の事業費、活動費を委託料として公民館連絡協議会に委託する。地域に根ざした公民館活動の推進を図るため、公民館は、学級・講座を実施することで地域住民の学習ニーズに応え、地域住民間の絆を築くとともに、各地のコミュニティの形成にも寄与することで社会教育の中核を担っている。
30 年 度 の 目 標		次の公民館活動を推進していく。 1 社会教育の特性を活かした学習拠点としての取組 2 地域づくり、地域の課題解決に向かう人材を育成する取組 3 人々が楽しく過ごせる拠点（居場所）としての取組 4 生活課題を語り合い、解決につながる各種相談の場としての取組 5 地域ぐるみで子どもを育む気運を高める取組 6 団体等に対する活動支援及びネットワークの構築の取組 7 地域情報の収集整理・受発信の取組 また、社会教育活動の拠点として人づくりを目的とした活動を推進するだけでなく、「地域づくりを担う人づくり」に向けた取組を推進し、「まちづくりを支援する公民館」を目指す。
30 年 度 の 実 績		各公民館において、地域に根ざした活動を実施した。 1 社会教育の特性を活かした学習拠点としての取組 人権研修、三世代交流事業、通学合宿支援事業等 2 地域づくり、地域の課題解決に向かう人材を育成する取組 防災講座、ふるさと再発見事業、プラットフォーム推進事業等 3 人々が楽しく過ごせる拠点（居場所）としての取組 陶芸教室、ダンス教室、パソコン教室、生け花教室等サロン事業 4 地域のコミュニケーションの場として捉え、公民館に足を運んでもらいやすい雰囲気づくりの実践 5 地域ぐるみで子どもを育む気運を高める取組 はまだっ子共育プロジェクト、放課後子ども教室等 6 団体等に対する活動支援及びネットワーク構築の取組 ネットワーク会議等 7 地域情報の収集整理・受発信の取組 全館「公民館だより」を発行し情報発信を実施
教育委員会の評価		公民館においては、社会教育活動の拠点として人づくりを目的とした活動を推進するだけでなく、「地域づくりを担う人づくり」に向けた取組みを推進し、「まちづくりを支援する公民館」を目指し、公民館職員の資質向上のための研修及び事業支援を行った。 事業実施においては、PDCAサイクルを意識した公民館事業の推進が図られた。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 45

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備
		公民館活動
具 体 的 取 組		② 地域課題の解決支援事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		中山間地域を中心とした様々な現代的課題（交通対策、防災防犯、文化伝承、休耕田、少子高齢化、人口・労働力の減少、過疎化の進行、担い手育成等）に対し、公民館が社会教育の手法（集い・学び・結ぶ）により、行政の関係部局の垣根を越え、連携・協働して課題解決のため実施する地域独自の取組を支援し、社会教育を活性化することを通じて、地域の絆、地域コミュニティの再生及び地域活性化を図る。
30 年 度 の 目 標		多くの公民館が地域住民による学習の実践や地域独自の特色ある取組を支援し、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む意識を高め、地域人材の育成支援を進める。
30 年 度 の 実 績		<p>地域課題の解決支援に向かう事業を展開するとともに、公民館職員の意識醸成を図る研修等を実施した。</p> <p>また、島根県公民館研究集会（兼）地域課題解決型公民館支援事業成果発表会を実施した。</p> <p>1 公民館プラットフォーム推進事業 4館</p> <p>(1) 国府公民館 国府元気プロジェクト</p> <p>(2) 周布公民館 ど〜んと俺たちにまかせとけ！！ ～男性が活躍するために～</p> <p>(3) 雲城公民館 雲城公民館事業推進及び雲城地域課題解決推進のための基盤づくり</p> <p>(4) 都川公民館 UIターンの集い</p> <p>2 県地域課題解決型公民館支援事業 4館</p> <p>(1) 石見公民館 社会貢献推進事業～地域デビュー応援講座～</p> <p>(2) 美又公民館 妖怪で地域をつなげ盛り上げよう！～地域に伝わる伝説を取り入れた地域づくり～</p> <p>(3) 井野公民館 若手（若者）による「井野の魅力アップ」推進事業</p> <p>(4) 白砂公民館 「魅力ある白砂っ子に育てほしい」子供への願いでつながる地域を目指して</p> <p>3 島根県公民館研究集会（兼）地域課題解決型公民館支援事業成果発表会</p> <p>(1) 主催 島根県公民館連絡協議会</p> <p>(2) 期日 2月11日（土）</p> <p>(3) 会場 三隅中央会館、三隅中学校</p> <p>(4) ねらい 公民館が実施した取組や成果を広く情報発信するとともに、改めて時代の要請を踏まえつつ、これからの公民館等の果たす役割について、参加者全員で考える。</p>

### 点 検 ・ 評 価 項 目

#### 教育委員会の評価

各地域で抱えている地域課題は多種多様であり「つどう、まなぶ、むすぶ」という公民館活動を通じて、課題解決へ取り組む人材の育成を支援していく必要がある。

「まちづくりを支援する公民館」を目指し、「地域づくりを担う人づくり」に向けた取組みとして、地域課題の解決に資する人づくりを目指した学びの機会を充実し、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む意識を高めることを意識した事業を実施した。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 46

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備
		公民館活動
具 体 的 取 組		③ 人権・同和問題学習活動
担 当 課		人権同和教育室
内 容		市民一人ひとりが人権尊重に向けて行動できる社会の実現に、社会教育の拠点である公民館を活用した人権・同和問題学習を、地域や関係機関と連携して推進する。
30 年 度 の 目 標		様々な人権課題に取り組む公民館を少しずつ広げ、最終的には全公民館で人権・同和問題学習に取り組むことで、お互いが人権を尊重し合う心豊かなまちづくりを目指す。
30 年 度 の 実 績		<p>1 人権・同和問題学習を実施した公民館 24館 公民館独自で人権同和教育研修に取り組んだほか、指導主事を派遣しての巡回講座の実施に努めた。</p> <p>(1) 主な取組</p> <p>ア 石見公民館「人権・同和教育講演会」 日時 12月16日(日)午後1時30分～ 講師 露の新治さん 外2名 演題 みんなで学ぶ人権事業「べっぴん寄席」</p> <p>イ 周布公民館「人権・同和问题講演会」 日時 11月21日(水)午前10時～ 講師 堀口 秀樹 指導主事 演題 「アサーショントレーニング(AT)」を知ろう！</p> <p>ウ 大麻公民館「人権・同和教育研修会」 日時 3月22日(金)午前10時～ 講師 竹根 法人 指導主事 演題 「身近な人権問題について」</p> <p>2 合同で実施した公民館 2館 浜田自治区では、浜田公民館を会場とし、浜田市人権・同和教育推進連絡協議会の講演会や浜田自治区人権・同和教育推進協議会の講演会を、広く一般市民に呼びかけ実施した。 旭自治区では人権同和教育推進協議会と公民館連絡協議会、子ども健全育成協議会、中学校、PTAが連携し人権講演会を開催した。特に自治区の5公民館が中心となり、会場準備や運営などを行った。</p> <p>3 浜田市人権作品コンクールの実施(標語)について 人権意識の高揚・啓発を図ることを目的に作文、ポスターの他に人権標語のコンクールを行っており、公民館にも参加を促し、30年度は公民館や一般市民から52通の応募があった。 入賞者には表彰式を開催し、人権作文・ポスターコンクールの入賞作品とともに、作品展示を行ったり、リーフレットを作成し、全世帯への配布を行った。</p>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

全公民館での取組を目標にしており、全26公民館のうち28年度は17館、29年度は19館であったが、30年度は24館と年々増加している。また、人権研修を実施した公民館のうち、同和問題を内容とした研修を行った公民館は8館あった。なお未実施の館も人権同和教育推進協議会と共に、複数の公民館・中学校・PTA・地域と連携し、講演会を開催している。

人権啓発DVDを使ったビデオフォーラムやグループ学習など、少人数でも気軽に参加していただけるような研修会のメニューを更に検討し、指導主事活用の周知を更に図りながら、全公民館が取組を行うようにしていく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 47

点 検 ・ 評 価 項 目																																
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進																														
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備																														
		公民館整備																														
具 体 的 取 組		④ 公民館施設改修事業																														
担 当 課		生涯学習課																														
内 容		<p>1 地域の実情に応じ、必要な施設・設備を備えるとともに、青少年、高齢者、障がい者、乳幼児の保護者等の利用の促進が図られるよう施設・設備の確保に努める。</p> <p>2 公民館は、浜田市地域防災計画に基づき、地震・豪雨・津波等の災害時に、情報の収集や伝達をはじめ、応急対策、避難者の受入れ等の重要な地震防災機能を果たす防災拠点としての役割が期待されており、その施設・設備の確保も進める。</p> <p>3 照明やトイレ、空調機器の更新時期を迎える施設や雨漏り、外壁補修等の大規模な改修を要する施設の改修を行う。</p>																														
30 年 度 の 目 標		地域の実情に応じ、必要な改修・整備を行い、地域の人たちの利用促進を目指す。																														
30 年 度 の 実 績		<p>1 利用促進のための修繕や危険防止対応等を行った。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(1) 浜田公民館</td> <td>浜田公民館拡張に伴う改修工事</td> <td style="text-align: right;">9,999千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 石見公民館</td> <td>空調更新工事</td> <td style="text-align: right;">1,296千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 国府公民館</td> <td>空調改修工事</td> <td style="text-align: right;">9,180千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 久佐公民館</td> <td>トイレ改修工事</td> <td style="text-align: right;">1,026千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 和田公民館</td> <td>法面改修工事</td> <td style="text-align: right;">35,649千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 岡見公民館</td> <td>キュービクル更新工事</td> <td style="text-align: right;">4,743千円</td> </tr> <tr> <td>(7) 黒沢公民館</td> <td>講堂内装改修工事</td> <td style="text-align: right;">14,576千円</td> </tr> <tr> <td>(8) 国府公民館有福分館</td> <td>改修工事</td> <td style="text-align: right;">11,209千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">11,774千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械設備工事</td> <td style="text-align: right;">9,501千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">外</p>	(1) 浜田公民館	浜田公民館拡張に伴う改修工事	9,999千円	(2) 石見公民館	空調更新工事	1,296千円	(3) 国府公民館	空調改修工事	9,180千円	(4) 久佐公民館	トイレ改修工事	1,026千円	(5) 和田公民館	法面改修工事	35,649千円	(6) 岡見公民館	キュービクル更新工事	4,743千円	(7) 黒沢公民館	講堂内装改修工事	14,576千円	(8) 国府公民館有福分館	改修工事	11,209千円		電気設備工事	11,774千円		機械設備工事	9,501千円
(1) 浜田公民館	浜田公民館拡張に伴う改修工事	9,999千円																														
(2) 石見公民館	空調更新工事	1,296千円																														
(3) 国府公民館	空調改修工事	9,180千円																														
(4) 久佐公民館	トイレ改修工事	1,026千円																														
(5) 和田公民館	法面改修工事	35,649千円																														
(6) 岡見公民館	キュービクル更新工事	4,743千円																														
(7) 黒沢公民館	講堂内装改修工事	14,576千円																														
(8) 国府公民館有福分館	改修工事	11,209千円																														
	電気設備工事	11,774千円																														
	機械設備工事	9,501千円																														
教育委員会の評価		<p>地域の方々が安全で安心して利用することができる施設整備を計画的に進めていく。</p> <p>また、懸案事項としては、各館の老朽化に伴う修繕や大規模改修、新たな公民館の建設も計画的に進める必要がある。</p>																														

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 48

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実 図書館サービス
具 体 的 取 組		① 多様な分野の図書の充実
担 当 課		生涯学習課
内 容		地域の課題や地域住民のニーズに適した蔵書の充実に努めていく。 また、あらゆる方の読書活動に応えるために、他の読書関連施設との相互協力、連携等についても検討していく。 蔵書の充実にあたっては、購入だけでなく、寄贈等による積極的な収集に努め、中央・分館間ばかりでなく、市内の大学や読書関連施設間での図書情報の共有や図書の有効活用を進める。
30 年 度 の 目 標		蔵書自体は図書購入費と寄贈によって増加していくが、約8,000冊の増加を目標とする。蔵書の増加を図るべき分野としては、児童の「絵本」と、一般書の中では貸出が多い「社会科学」分野や「産業・技術」の分野を引き続き重点的に購入する。また、国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」を活用し、電子媒体で閲覧できる資料も含めて、蔵書の充実を図る。
30 年 度 の 実 績		蔵書数は、前年度の26万冊強から購入分と寄贈分を併せて27万冊余りとなった。また、絵本並びに一般書の「社会科学」の分野については、対前年1,000冊の増、「産業・技術」の分野は同じく1,000冊それぞれ増加させ充実を図った。 貴重資料の類について、原本逸失を防ぐための電子化について作業を進めた。 また、電子書籍も多様なジャンルの物を揃え、1,822点（H29：1,467点）とした。
教育委員会の評価		他の公共図書館や読書団体との意見交換なども踏まえ、充実すべき図書の構成を柔軟に構築していく必要がある。 リクエスト児童書についての担当司書の配置を求める声に対しても、引き続き対応を検討するほか、郷土資料の充実のためにも、閉架書庫の図書について整理なども行っていかなければならない。 電子書籍についても周知広報に努め、更なる利用につなげていく必要がある。 財源確保の一環として雑誌スポンサー制度に取り組んでおり、10社程度で推移しているが、一段の推進が求められる。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 49

点 検 ・ 評 価 項 目				
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進		
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実		
		図書館サービス		
具 体 的 取 組		② レファレンスサービスの充実		
担 当 課		生涯学習課		
内 容	<p>さまざまな市民が来館する図書館において、市民ニーズに応え、地域課題に役立つ情報の提供ができることの一つに「レファレンスサービス（参考・調査の手伝い）」がある。利用者と向き合いつつ、いかに感じよく対応できるかもそのスキルの一つと認識され、それら接客術も含めての充実を図る。</p>			
30 年 度 の 目 標	<p>司書資格保持者は、県立図書館主催の専門研修を受講することは必須であるが、図書館で休館日に行う「全体研修」も受講することによって、図書館員が必要なスキルを充実させていく。また、各館配置の司書の企画能力の向上を目指す。</p>			
30 年 度 の 実 績	<p>県立図書館の研修を受講し、地域性を含めて公共図書館における司書の役割について再確認を行った。館内での研修についても、休館日に重点的に行った。</p>			
	6月	防犯講習	11月	郷土資料研修
	7月	消防訓練	11月	萩市立図書館視察
	9月	接遇研修	12月	トラブル対応ワークショップ
	10月	初任者研修	3月	郷土資料研修
教育委員会の評価	<p>勤務年数の長い職員と、比較的経験が浅い職員が混在しており、画一的な研修の実施が難しくなっている。開館5年を経た現在、県内他館の様子を見聞する段階に来ており、短期間の人事交流的な職員相互派遣を検討して、運営方法に新しい知見を取り入れる工夫も必要である。</p>			

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 50

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
における項目		図書館サービス
具 体 的 取 組		③ 「特集展示」コーナーの充実
担 当 課		生涯学習課
内 容	<p>市民の図書選びや図書館の蔵書との出会いの機会を増やすために、中央図書館においては、一般書については毎月館内で「特集展示」を行い、それらの展示図書の「ブックリスト」を作成して利用者にも配布する。同時に、児童書コーナーでも、毎月「読み聞かせ」の本のテーマを決め、テーマに合わせた図書を展示する。</p>	
30 年 度 の 目 標	<p>中央図書館だけでなく、分館においても「特集展示」を行い、司書資格を持つ職員が輪番で「おすすめの1冊」と「貸出ベスト」を「広報はまだ」で毎月紹介し、翌月には館内でも同様の展示を実施していく。また、緊急の特集があれば随時展示を行い、ひと月内に受け入れた図書のリストを作成し、利用者に配布していく。</p>	
30 年 度 の 実 績	<p>中央図書館をはじめ、分館においても「特集展示」を毎月行った。職員が輪番で「おすすめの1冊」を「広報はまだ」で毎月紹介し、翌月には館内の紹介コーナーで展示を行った。</p> <p>1 中央図書館の特集展示            4月 リーダーが語る過去、現在、そして未来！            5月 角野栄子のふしぎな世界            6月 茶の湯の世界            7月 異世界への誘い～本で読む不思議で怖い世界～            8月 本から始まる物語～本をもっと好きになる～            9月 心ゆたかに生涯読書            10月 今が始めどき！スポーツでいきいき健康生活            11月 ホット一息 本と一息 ～みんなのおすすめ本～            12月 “温活” はじめよう！            1月 ～ワーキングアニマルたちのことをもっと知ろう～            2月 科 学 道！ 科学の道はこの1冊から            3月 2018年度各賞受賞図書特集!!</p>	
教育委員会の評価	<p>「特集展示」は利用者からの認知度も高く、貸出される頻度も高い傾向がうかがえるが、一方で目立たなさを指摘されることもあり、更に充実させるために、展示の工夫等を実施していくことが必要である。</p> <p>若年層・高齢層向けの特集を新刊タワーで取り組んでおり、貸出しが積極的にみられるなど効果が認められる。「広報はまだ」での図書紹介も継続し、県立大学の蔵書を紹介する機会も増やすこと、新たに取り組み始めた貸出ベストの発表は効果が認められ、引き続き行う必要がある。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 51

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実 図書館サービス
具 体 的 取 組		④ ボランティア登録者数の増加
担 当 課		生涯学習課
内 容		読書活動団体による読み聞かせや朗読、IT技術を利用した独特のおはなし会を実施する団体などの支援を受けて、就学前の子どもが、読書に関心を持つきっかけ作りに役立つ活動を行っていく。 併せてこれらボランティア活動を更に発展させるための活動支援、人材育成に取り組む。
30 年 度 の 目 標		ボランティアの受け入れと実務能力向上のサポートを行い、それに併せて図書館等で活動できるボランティアを募集することによって、高齢化しつつあるボランティア全体の底上げを図る。 平成30年度は、中央図書館と三隅図書館が開館5周年を迎え、各種イベントの展開に当たり、ボランティア団体との協働により事業を進めていく。
30 年 度 の 実 績		しまね子どもの読書等推進の会浜田支部、図書館友の会、朗読の会などの構成員からなる「図書館開館5周年記念事業実行委員会」を結成し、次の行事を展開した。  5月13日（日）JAXAコズミックカレッジ（三隅）指導：三隅の星を観る会 5月13日（日）琴演奏会（三隅）演奏：桑本詠子氏 水津京子氏 7月28日（土）星空観測会 講師：自然観察ボランティアの会 8月11日（土）とよたかずひこ絵本ライブ 9月30日（日）講演会「浜田の海と魚のこと」講師：安達二郎氏 10月28日（日）講演会「市民の図書館を支えた佐々田懋」 講師：河野純一氏 1月20日（日）大塚敦子氏講演会「刑務所で盲導犬を育てる」 3月26日（火）野鳥観察会 講師：自然観察ボランティアの会
教育委員会の評価		実行委員会を中心に、様々な企画を実現させることによって、多くの方に参加いただける記念事業を開催することができた。 これとは別に、市内の公民館を中心に、シニア向けの読み聞かせ講座が展開され、図書館としても積極的に参画することができ、実践者の獲得ができた。今後はこうした実践者の活躍の場としての図書館機能を整備する必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 52

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実 図書館サービス
具 体 的 取 組		⑤ 移動図書館車・簡易閲覧所の運用
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>市内33箇所を巡回する移動図書館「ラブック号」は、図書館まで足を運ぶことのできない方への貴重な読書機会提供の場となっている。</p> <p>また、市内13箇所に設置した佐々田奉公会簡易閲覧所にも、年2回の資料更新を行いながら、2,000冊程度の配本を提供しており、市民に気軽に利用いただける場となっている。</p> <p>これらの設備、施設を継続して運営するとともに、より一層の利用促進に努める。</p>
30 年 度 の 目 標		<p>1 「ラブック号」の運行 7コース各12回（延べ84回） 貸出冊数 6,000冊</p> <p>2 「簡易閲覧所」の運用と所蔵資料の入れ替え作業 年2回 貸出冊数 700冊</p> <p>3 広報・周知による利用促進 随時</p>
30 年 度 の 実 績		<p>1 「ラブック号」の運行 7コース各12回（延べ84回） 貸出冊数 4,486冊 利用者数 1,438人</p> <p>2 「簡易閲覧所」の運用と所蔵資料の入れ替え作業 年2回 貸出冊数 712冊</p> <p>3 広報・周知による利用促進</p> <p>【出張展示】</p> <p>11月3日（土） 9：30～12：00 弥栄産業まつり</p> <p>11月3日（土） 14：00～15：00 波佐公民館 文化祭</p> <p>11月21日（水） 10：50～11：20 三階小学校 1年生</p> <p>11月28日（水） 14：00～14：30 原井小学校 1年生</p> <p>12月2日（日） 11：00～12：00 三保公民館 三保鍋フェスタ</p> <p>3月3日（日） 10：30～11：30 岡見公民館 公民館まつり</p> <p>3月3日（日） 12：00～13：00 黒沢公民館 文化祭</p>

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

中央図書館や分館まで足を運べない利用者にとっては、どちらも貴重な読書の機会の提供であり、今後も継続して実施していく必要がある。移動図書館がその機動性を活かし、イベント出展等により認知度と魅力の向上を図った活動は継続すべきである。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 53

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
		図書館サービス
具 体 的 取 組	⑥ 子どもの読書週間、秋の読書週間での読書活動推進事業	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	各読書週間においては、おはなしボランティアとの協働により、中央図書館をはじめ各分館で行う読書関連行事を通じて、本そのものへの興味を喚起する活動を実施していく。	
30 年 度 の 目 標	<p>開館5周年を迎える中央図書館・三隅図書館を中心にイベントを展開して施設への親密度を高め、もって読書普及につなげるため、実行委員会を組織してイベントを展開する。</p> <p>1 子ども読書週間（4月から5月まで）に合わせた各種行事の開催 1回</p> <p>2 秋の読書週間（10月から11月まで）に合わせた各種行事の開催 1回</p>	
30 年 度 の 実 績	<p>1 子ども読書週間（4月から5月まで）に合わせた各種行事の開催 2回 （特別上映会：参加者8人 狂言絵本よみきかせ：参加者8人）</p> <p>2 秋の読書週間（10月から11月まで）に合わせた各種行事の開催 2回 佐々田懋講演会：参加者20人 本のリサイクル市：参加者297人 秋の野外朗読祭：参加者25人 弥栄ふるさとまつり移動図書館出張展示 波佐公民館文化祭移動図書館出張展示</p>	
教育委員会の評価	<p>開館5周年記念として、有志のボランティアと協働して様々なイベントを展開したことは評価できる。読書週間期間以外にもルポライターや絵本作家のイベントを初めて行うなど、意欲的に図書館をPRすることができた。今後も県読書フェスティバル事業やこどもゆめ基金などを導入し、効果的な事業の展開を続けていくべきである。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 54

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
		図書館サービス
具 体 的 取 組	⑦ 電子書籍などの新たな情報への対応	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	<p>電子書籍については、開館当初に1,100余タイトルを導入し、利用者向けの「利用講座」等を実施することで認知度が高まった。浜田市立中央図書館では廃刊になった新聞のデータ化を実施し、館内での閲覧も可能となっている。 これら電子媒体の利用法を含め、活用の機会を増大させる。</p>	
30 年 度 の 目 標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「電子書籍」の計画的な購入</li> <li>2 パンフレット、広報周知、電子書籍閲覧講座等開催による利用促進</li> <li>3 貴重資料（古文書）のデジタル化 3,000点</li> </ol>	
30 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「電子書籍」の購入 355点（計1,822点）</li> <li>2 広報はまだでの啓発</li> <li>3 貴重資料（古文書）のデジタル化 4,401点</li> </ol>	
教育委員会の評価	<p>非来館サービスとしての「電子書籍」の有効性をアピールするとともに、浜田市立図書館でのみ閲覧可能なコンテンツを制作することで、来館を促進する手法も検討する必要がある。特に、貴重資料庫に保管されている古文書の類は、市指定文化財級の資料など唯一無二の物が多く、原本の開示よりも安全な電子化資料の閲覧提供が重要視され、引き続き早急な整備が必要である。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 55

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進 スポーツ推進
具 体 的 取 組	① 総合スポーツ大会の開催	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	<p>体育の日を中心に子どもから高齢者まで誰でも参加できる浜田市体育協会としての総合スポーツ大会を開催し、市民の親睦を図り、スポーツの振興と競技力の向上、健康増進の推進を目的とする。</p>	
30 年 度 の 目 標	<p>各競技団体が開催する大会に1人でも多く参加していただき、大会を盛り上げるとともに競技力向上を目指す。</p>	
30 年 度 の 実 績	<p>1 主な事業                      (1) 第12回浜田市総合スポーツ大会                      ア 日時 6月10日(日)～11月18日(木)                      イ 会場 島根県立体育館 他                      ウ 開催競技数 20競技(陸上、軟式野球、バスケットボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、ウォーキング等)                      エ 参加人数 2,656人                      オ 参加団体 競技スポーツ団体 15団体                      生涯スポーツ団体 5団体                      ※スキーは、雪不足により中止。</p>	
教育委員会の評価	<p>今年の大会について、競技種目の中で、スキー競技が雪不足のため中止となり開催できなかったが、参加者は前年度よりも226人増となった。                      今後も、参加者を増やすことを目標に各団体へ働きかける必要がある。                      体育協会への補助は各団体の大切な活動支援となっており、市民皆スポーツの一助になっている。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 56

点 検 ・ 評 価 項 目																				
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興																		
	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進 スポーツ推進																		
具 体 的 取 組	② 浜田市体育協会によるスポーツ振興事業																			
担 当 課	生涯学習課																			
内 容	<p>浜田市体育協会は競技スポーツ19団体、生涯スポーツ5団体、地域スポーツ5団体、学校・青少年スポーツ3団体、総合型地域スポーツクラブ4団体の計36団体で形成されている。</p> <p>各団体は、浜田市スポーツ都市宣言に基づき、地域の交流、健康増進、競技力の向上の推進を図ることを目的として運営しており、助成金の交付を受けて活動している団体数が31団体となっている。</p>																			
30 年 度 の 目 標	<p>浜田市民の体育・スポーツの普及振興を図り、市民の体力向上、健康増進と、地域の活性化の推進と、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる軽スポーツの普及を目指す。</p>																			
30 年 度 の 実 績	<p>1 助成金 それぞれの団体、組織が助成金を活用し、スポーツ活動の普及や大会等を実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 競技スポーツ団体</td> <td>18団体</td> <td>3,195,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 生涯スポーツ団体</td> <td>5団体</td> <td>731,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 学校スポーツ</td> <td>2団体</td> <td>205,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 自治区体協</td> <td>5地区</td> <td>420,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 育成強化団体</td> <td>1団体</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計 4,651,000円</td> </tr> </table> <p>※競技スポーツ団体について、カーリング協会は2年間助成金の要求がない。またインディアカ協会は、浜田市で中国大会が開催されたため助成金を増額した。</p>		(1) 競技スポーツ団体	18団体	3,195,000円	(2) 生涯スポーツ団体	5団体	731,000円	(3) 学校スポーツ	2団体	205,000円	(4) 自治区体協	5地区	420,000円	(5) 育成強化団体	1団体	100,000円			計 4,651,000円
(1) 競技スポーツ団体	18団体	3,195,000円																		
(2) 生涯スポーツ団体	5団体	731,000円																		
(3) 学校スポーツ	2団体	205,000円																		
(4) 自治区体協	5地区	420,000円																		
(5) 育成強化団体	1団体	100,000円																		
		計 4,651,000円																		
教育委員会の評価	<p>競技スポーツ人口は減少傾向にあるが、軽スポーツを楽しむ高齢者が増加している。軽スポーツもさまざまで、子どもから高齢者まで楽しめる競技があり、これからは、生涯スポーツを展開する必要がある。また、競技スポーツの競技力向上にも引き続き努める必要がある。</p>																			

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 57

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
		スポーツ推進
具 体 的 取 組		③ 「体操のまち 浜田」振興事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		竹本正男選手・上迫忠夫選手2名のオリンピックメダリストを輩出した浜田市の体操界。その世界をも引っ張った「体操のまち 浜田」復活に向け、強化・支援をしていく。
30 年 度 の 目 標		全国中学校体操競技選手権大会が島根県立体育館(竹本正男アリーナ)で開催されるため好成績を目指す。全国高等学校総合体育大会の出場を目指す。 体操競技の更なる育成・強化と体操人口を増やす。
30 年 度 の 実 績		1 浜田市からの補助金額 4,000,000円 2 主な事業 (1) 「体操のまち浜田振興事業」強化・育成会議 ア 実施日 (ア) 第15回 7月7日(土) (イ) 第16回 12月23日(土) イ 参加者 浜田市体操連盟、各団体関係者、生涯学習課 ウ 内 容 各団体の取組と成果について(情報共有) 今後の取組について 等 (2) 各選手の強化支援 ・床演技の振付指導及びバレエダンスレッスン9回 ・全日本ジュニア体操選手権大会 ・強化合宿や強化練習会の実施 鯖江・洛南高校合宿、九州共立大学合宿等 他5か所 3 全国中学校体操選手権結果 (1) 男子団体で旭中学校が11位だったが、4位のチームとの総得点差が2.2点で悔しい結果となった。 (2) 男子個人の部でも104人中44位、51位と健闘した。
教育委員会の評価		旭なごみ体操クラブは、約80人の子ども達が体操を学び、その中に旭中学校の生徒も部活として指導を受けており、ジュニアからの強化育成の取組が評価される。 また、浜田市体操連盟や、学校関係指導者は熱心に指導をされており、2029年国体誘致の動きもあり、今後も継続して強化・育成する必要がある。 学校の部活動と社会体育のクラブ活動との連携が、他の競技のモデルケースとなるため、この取組を発信していく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 58

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上
		競技スポーツ
具 体 的 取 組		① 「J F A夢の教室」の開催
担 当 課		生涯学習課
内 容		子どもたちの心身の健全な成長に寄与することを目的として、J F A こころのプロジェクト「夢の教室」等を開催し、フェアプレー精神、夢 を持つことの素晴らしさ、それに向かって努力することの大切さや失敗 や挫折に負けない心の強さ、また社会で生活していく上で欠くことので きない礼節の尊重や友愛の精神などの高揚を図る。
30 年 度 の 目 標		J F Aこころのプロジェクト「夢の教室」を市内で2教室開催する。
30 年 度 の 実 績		<p>【こころのプロジェクト「夢の教室」】</p> <p>J F A (公益財団法人 日本サッカー協会)のこころのプロジェクト 「夢の教室」を長浜小学校5年生2クラスを対象に開催した。 前半はゲームの時間で先生との距離を縮め、後半はトークの時間とし て夢先生の体験談を聴いたり夢について考えたりした。</p> <p>(1) 開催日 7月6日(金)</p> <p>(2) 夢先生 坪井保奈美 氏 (元新体操選手) 久光 邦明 氏 (元サッカー選手) ※アシスタント</p> <p>(3) 参加者数 長浜小学校 5年1組 (20人) 長浜小学校 5年2組 (18人)</p> <p>(4) 内容</p> <p>ア ゲームの時間 ボール等を使ったチームワークゲーム</p> <p>イ トークの時間 夢をかなえるまでの話と、児童の夢の発表</p> <p>ウ 夢シートの記入 児童による記入と発表</p>
教育委員会の評価		<p>元トップアスリートである夢先生から夢を持つこと、夢を実現するた めに努力を続けることの大切さ等を聴くことで、児童が自己を振り返 り、自分の夢について深く考えたり想いを伝えたりする場となり、とて も有意義な事業であると評価している。</p> <p>授業構成も「運動」と「講義」の二部となっており、児童は楽しみな がらも集中して取り組むことができ、実施後も生活態度や諸活動への取 組の姿勢に変化があった等の効果が認められた。</p> <p>このようなことから、本事業については、継続する必要があると評価 する。</p>



# 教育委員会自己点検・評価表

No. 60

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
	主要施策	(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備
		スポーツ環境整備
具 体 的 取 組	① 学校開放事業	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	スポーツに親しむことができる環境を提供するために小学校・中学校の体育施設設備を開放する。	
30 年 度 の 目 標	今年度の目標としては、全小中学校をできる限り開放し、スポーツの振興に取り組む。また、利用者連絡会議や管理指導者及び学校との連絡などを徹底し、現在の課題や問題などを調整・解決し、円滑な開放を目指す。	
30 年 度 の 実 績	30年度における利用団体は、118団体（浜田93団体、金城5団体、弥栄1団体、旭1団体、三隅18団体）で、利用学校は22校、利用回数は、7,051回であった。 2月に浜田自治区、三隅自治区の利用調整会議を開催し、学校開放の事務の流れ、キャンセルに伴う使用料の取り扱い、利用上のルールなどを徹底した。学校と利用団体との調整などを行い、適切な運用に努めた。	
教育委員会の評価	スポーツに親しむ環境として学校開放により学校施設が有効に利用され、ジュニア等の育成や競技力の向上が図られていることや利用学校の数が増えたことは評価できる。 利用にあたっては、手続きの簡素化を検討中であり、また利用者のモラル・ルールの徹底等の課題も散見されるため、利用調整会議等で周知・改善をしていく必要がある。	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 61

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備
		スポーツ環境整備
具 体 的 取 組		② 運動施設整備事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		運動施設の老朽化等により改修を行い、安全・安心に利用でき、また市民のニーズに応じた運動施設の確保・整備を行う。
30 年 度 の 目 標		<p>スポーツ施設の適正な配置及び整備を検討するためのスポーツ推進審議会において答申をいただき、計画の検討を行う。</p> <p>運動施設の老朽化等により改修を行い、安全・安心に利用でき、また市民のニーズに応じた運動施設の確保・整備を行う。</p> <p>財源としては、可能な限り日本スポーツ振興センターの助成金を活用し施設整備を図る。</p>
30 年 度 の 実 績		<p>1 スポーツ施設の適正な配置及び整備</p> <p>(1) 4月～3月 計画の策定に向け検討を行ったが策定までは至らず、3月に検討経過報告をした。</p> <p>2 主な改修</p> <p>(1) 浜田市陸上競技場 4種公認にかかる改修工事 68,335千円</p> <p>(2) 浜田市野球場 ウォーニングゾーン、内野フェンス改修工事 26,863千円</p> <p>(3) 金城総合運動公園総合体育館ふれあいジム・かなぎ Aアリーナ調光器交換工事 28,620千円</p> <p>(4) 三隅B&amp;G海洋センター 艇庫のシャッター改修工事 3,348千円</p> <p>(5) 浜田市庭球場壁打ちブロック撤去 702千円</p>
教育委員会の評価		<p>スポーツ施設の適正な配置及び整備の答申を受け、当初のスケジュールから計画策定が遅れており、早期に策定する必要がある。</p> <p>老朽化した施設が多く、補修が頻繁に必要となっているが、危機管理上、利用者の安全面を考慮した最低限の補修を行う必要がある。</p> <p>また、これまで財源の一部として日本スポーツ振興センターの助成金を活用していたが、採択が厳しくなっており、他の財源の活用も検討する必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 62

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備
		軽スポーツ
具 体 的 取 組		③ 軽スポーツ活動の推進
担 当 課		生涯学習課
内 容		地域における生涯スポーツの普及を図ることを目的とする。また、市内のイベントに参加することにより、レクリエーション活動の普及に努める。
30 年 度 の 目 標		スポーツ推進委員や地区体協、総合型地域スポーツクラブ（設立のある地域）等が協働し、地域の実状に合う特性をいかしたスポーツ活動を推進する。幅広い年齢層を巻き込んだ軽スポーツの推進を図る。
30 年 度 の 実 績		<p>自治区ごとに、主に以下のスポーツの推進及び普及を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜田自治区               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ファミリースポーツ教室（5会場） 参加者131人 実施種目：バウンズボール ラダーゲッター</li> <li>(2) 軽スポーツの集い 参加者52人 実施種目：バウンズボール ラダーゲッター</li> </ul> </li> <li>2 金城自治区               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種イベントへの運営補助</li> <li>(2) アスレチックきんた（総合型地域スポーツクラブ）主催の大会 教室の運営及び協力 実施種目：フットサル グラウンドゴルフ等</li> </ul> </li> <li>3 旭自治区               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地区民体力テスト（5会場） 参加者58人</li> <li>(2) 地区体育大会等の運営</li> </ul> </li> <li>4 弥栄自治区               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ファミリーバドミントン教室 毎週月曜日</li> <li>(2) 弥栄町スポーツ大会（ファミリーバドミントン）参加者30人</li> <li>(3) ファミリーバドミントン大会 参加者40人</li> </ul> </li> <li>5 三隅自治区               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ吹き矢事業</li> <li>(2) ウォーキングの指導及び補助</li> <li>(3) みすみスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）事業 みすみスポーツまつりの運営補助 参加者40人</li> </ul> </li> </ol>
教育委員会の評価		<p>各自治区において特色ある活動を実施することができたが、課題の解決や見直しの必要などもあるため、スポーツ推進委員連絡協議会等で情報交換を密にし、他地区の先進事例を参考とするなどして、それぞれの事業の充実を図る必要がある。</p> <p>スポーツ推進委員は県事業や浜田レクリエーション協会、市体育協会主催事業の運営協力等を積極的に進め、スポーツリーダーとしての育成や資質向上を図ることができた。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 63

点 検 ・ 評 価 項 目								
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造						
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 芸術・文化の振興 文化						
具 体 的 取 組		① 石央文化ホールの管理運営						
担 当 課		文化振興課						
内 容		石央文化ホールの収容力を活かして、大・中規模な公演や市民参加型イベント等を開催し、市民が身近に発表に触れる機会を提供することにより、潤いのある文化のかおる生活を実感するため、石央文化ホールでの音楽・演劇公演などを開催するとともに、文化施設を芸術文化活動の発表の場として利用するよう促進する。						
30 年 度 の 目 標		1 浜田地域の芸術文化の振興のための事業実施 2 集客力のある事業の企画と実施による施設利用率の向上 3 計画的な施設設備の修繕、改修の実施 4 利用人数 55,000人						
30 年 度 の 実 績		<p>1 実施事業</p> <p>(1) 映画事業 平成28年度に導入したプロジェクターを有効活用し、映画上映事業(同日にフリーマーケットを開催)、しまね映画祭やしまね映画塾による上映会を開催した。</p> <p>(2) その他 地元出身の音楽家によるコンサートやNHKラジオ公開録音等を実施した。</p> <p>2 利用人数 52,340人 舞台照明改修による大ホール休止期間が約1か月間あったが、平成29年度は全館休館期間が約3か月だったため、利用人数は4,899人増加した。</p> <p>3 施設改修</p> <p>(1) 市直営分</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 舞台照明等改修工事</td> <td style="text-align: right;">74,520,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 合併浄化槽排気ファン取替工事</td> <td style="text-align: right;">788,400 円</td> </tr> </table> <p>(2) 石央文化ホール実施分(指定管理料から支出)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">照明LED 化工事ほか</td> <td style="text-align: right;">1,273,204 円</td> </tr> </table>	ア 舞台照明等改修工事	74,520,000 円	イ 合併浄化槽排気ファン取替工事	788,400 円	照明LED 化工事ほか	1,273,204 円
ア 舞台照明等改修工事	74,520,000 円							
イ 合併浄化槽排気ファン取替工事	788,400 円							
照明LED 化工事ほか	1,273,204 円							
教育委員会の評価		<p>映画上映を中心とした事業展開は、市内に映画館がないことを考慮すると市民ニーズに即したものであった。また、地元出身の音楽家によるコンサート等の実施は、地域の芸術文化の振興、後進の育成に貢献した。一方、入場者数は更なる増加が見込めるよう方策を検討する必要がある。</p> <p>施設利用率の向上のため、利用者が利用しやすい施設となるよう経年劣化した設備、機器等の改修を行う必要がある。</p>						

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 64

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(1) 芸術・文化の振興
		芸術
具 体 的 取 組	② 世界こども美術館の管理運営	
担 当 課	文化振興課	
内 容	海外の子どもたちとの文化・美術での交流をはじめ、広範な美術造形等の芸術家との直接的な交流を通じ、豊かで多様性のある活動を実施する。また、子どもに限らず市民が参加でき、その知識及び芸術文化振興の意識を啓発できるような事業を実施する。	
30 年 度 の 目 標	1 子どもの美術鑑賞及び創造力の育成を図り、海外の子どもたちとの文化交流を推進するとともに、美術に関する市民の知識及び文化の振興に寄与する事業の実施 2 施設的环境整備と入館者の安全の確保 3 利用人数 50,000人	
30 年 度 の 実 績	<p>1 実施事業</p> <p>(1) 展覧会事業 観覧者が参加できる「参加型」を重視し、現代美術を中心とした展覧会を開催した。 「体験型現代美術 現代美術のかくれんぼ」 「アートパズル展」 ほか</p> <p>(2) 創作活動事業 ア ミュージアムスクール・ホリデー創作活動、作家とのワークショップ、市内幼稚園や保育園への出張ワークショップを開催した。 イ 「第22回浜田こどもアンデパンダン展」において、海外の美術教育者を招聘して国際交流ワークショップを実施した。</p> <p>(3) 美術教育支援委託事業 独立行政法人国際協力機構（JICA）からの委託事業として、ブータン王国の美術教員を受け入れ、美術教育の支援を行った。</p> <p>2 利用人数 50,173人</p> <p>3 施設改修</p> <p>(1) 市直営分 ア 自動ドア修繕 124,200 円 イ 冷温水発生機基板取替 756,000 円</p> <p>(2) 美術館実施分(指定管理料から支出) 浄化槽ポンプ交換ほか 897,480 円</p> <p>4 その他 美術館の環境整備に心がけ、自館で可能な範囲の改善を図り、入館者の安全と美的環境の確保に努めた。</p>	
教育委員会の評価	<p>展覧会事業、創作活動事業ともに利用者数が増加し、利用者のニーズに沿った事業展開を図ることができた。今後も、魅力ある新鮮な企画展示・創作活動となるよう事業内容を検討し、進める必要がある。</p> <p>ブータン王国美術教育支援事業では、展示やワークショップを通じて、国際貢献に寄与し、市民との国際交流を図ることができた。</p> <p>施設の保全に努め、入館者の安全と美的環境を確保することができた。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 65

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(1) 芸術・文化の振興
		芸術
具 体 的 取 組	③ 石正美術館の管理運営	
担 当 課	文化振興課	
内 容	三隅町出身の石本正画伯の作品を収蔵・展示し、市民を始め全国に向けて石本正画伯の芸術と美への感動を発信し、継承する。 また、ユネスコ無形文化遺産である石州半紙や石州和紙を活用した創作活動とその作品の展示など、地域独自の芸術・文化も合わせて発信拠点とする。	
30 年 度 の 目 標	1 多様な芸術に触れる機会の創出と地域の芸術文化振興を図る展覧会事業、教育普及事業、絵画教室事業等の実施 2 石本正画伯の作品に関する調査研究の実施 3 利用人数 12,000人	
30 年 度 の 実 績	1 実施事業 (1) 展覧会事業(年4回) 収蔵する石本正画伯作品の展示を通して画伯の芸術世界を紹介した。石州和紙に描かれた新作を発表する企画展も実施した。 (2) 調査研究事業 石本正画伯の作品に関する調査研究を進めた。 (3) 石本正日本画大賞展 全国の美術大学31校から推薦された日本画を専攻する学生の優秀作品88点を展示した。 (4) 教育普及事業・絵画教室事業 ア 小中学校への教育普及事業 市内小中学校を中心に鑑賞授業や創作活動を行った。 (三隅小学校、第三中学校美術部、浜田東中学校美術部、三隅中学校美術部、江津市立津宮小学校、出雲市立河南中学校美術部) イ 絵画教室事業 石本正画伯に関係する作家が講師を務める裸婦デッサン会、日本画、洋画等の絵画教室(22回)、講演会等(講演会3回、コンサート8回)を開催した。 (5) その他 市内外の個人・団体による活動成果の発表の場としてギャラリーが活用された(貸出8件)。 2 利用人数 11,177人 3 施設改修 (1) 市直営分 本館雨漏り損傷部修繕 486,000 円 (2) 石正美術館実施分(指定管理料から支出) 男子便所水漏れ修繕ほか 540,607 円	
教育委員会の評価	石本正画伯の調査研究を進め、画伯の作品の展示や様々な創作活動の実施により多様な芸術に触れる機会の創出と地域の芸術文化振興を図ることができた。一方、入館者数は減少傾向にあるため、特に地域住民の増加が見込めるよう方策を検討する必要がある。	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 66

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 芸術・文化の振興
		文化振興
具 体 的 取 組	④ 市民による文化活動への支援	
担 当 課	文化振興課	
内 容	市民の文化活動を推進し、芸術文化意識の醸成を図るため、「鑑賞」、「創造」、「発表」の場の充実に努め、浜田市美術展等の事業を実施するとともに、文化協会、文化団体等の活動支援及び各種助成制度の活用促進を行う。	
30 年 度 の 目 標	市民による文化活動の支援、芸術文化意識の高揚、鑑賞機会の拡充のため、浜田市美術展（毎年）や市民芸術文化祭（隔年）等を実施・支援を行うとともに、各種助成の積極的な周知、活用促進を行う。	
30 年 度 の 実 績	<p>1 市民団体等の活動支援として、38件の文化事業の後援を行ったほか、広報はまだ、浜田市ホームページ等により事業の広報活動を行った。</p> <p>2 文化庁等が実施する助成制度の利用促進を行い、浜田市世界こども美術館創造活動支援事業実行委員会を始めとする各種文化団体が補助金の交付を受けた。</p> <p>3 第50回浜田市美術展を開催した。</p> <p>(1) 一般公募展 ア 開催期間 9月29日(土)～10月8日(月・祝) イ 実績(審査員・招待者作品を含む。) (ア) 出品点数 227点 (イ) 入館者数 921人 ウ 記念事業 (ア) 記念トーク座談会 入場者80人 (イ) ワークショップ 参加者118人 (ウ) 記念パンフレット 1,000部製作、各文化施設等に配布</p> <p>(2) 児童・生徒書写展 ア 開催期間 10月12日(金)～10月19日(金) イ 実績 (ア) 出品点数 1,047点 (イ) 入館者数 1,838人</p> <p>(3) 児童・生徒図画展 ア 開催期間 10月26日(金)～10月31日(水) イ 実績 (ア) 出品点数 920点 (イ) 入館者数 1,090人</p> <p>4 浜田市文化協会文化事業を文化協会が開催し、その支援を行った。 (1) 第69回浜田市文化祭協賛行事 11団体実施 (2) 協賛行事以外の文化事業 5団体実施</p>	
教育委員会の評価	文化協会加盟団体、その他の市民団体が活発に文化事業を実施し、その支援を行うことで地域芸術文化の振興を図ることができた。 浜田市美術展は50回を迎え、県内でも歴史のある美術展ではあるが、出品点数、入館者数の減少やマンネリ化の傾向にあるため、広報活動を充実させるとともに芸術文化団体や学校との連携を深め、充実した内容とする必要がある。	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 67

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 芸術・文化の振興
		文化振興
具 体 的 取 組		⑤ 子どもを育む文化振興
担 当 課		文化振興課
内 容		市内の小・中学生に優れた芸術を鑑賞する機会を創出し、豊かな人間形成に寄与するため、「鑑賞」の機会創出に努め、各校巡回型の鑑賞会の実施を支援するとともに、小・中学校を対象とした各種助成制度の活用支援を進める。
30 年 度 の 目 標		各校巡回型の鑑賞会「スクールコンサート」実施に係る支援を行う。 また、小・中学校に対し、文化庁による文化芸術事業の活用促進に努め、児童・生徒に優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供する。
30 年 度 の 実 績		<p>1 3年間で市内全小・中学校を巡回する「浜田市スクールコンサート」を実施した(今年度は最終年)。</p> <p>(1) 「リコーダーとともに」</p> <p>ア 演奏者 吉澤 実氏(リコーダー)、永田 平八氏(リュート)</p> <p>イ 期間 6月4日(月)～7日(木)</p> <p>ウ 開催校 小学校5校、中学校2校 (原井小学校、雲雀丘小学校、松原小学校、石見小学校、三階小学校、第一中学校、第二中学校)</p> <p>エ 鑑賞者 1,719人(児童生徒、教職員、保護者等)</p> <p>2 小中学校における文化庁事業等の活用促進に努めた。</p> <p>(1) 文化庁「文化芸術による子供の育成事業〔巡回公演事業〕」 実施校 小学校3校、中学校1校 (松原小学校、三階小学校、三隅小学校、浜田東中学校)</p> <p>(2) NHK「NHKこども音楽クラブ～N響が小/中学校にやってきた～」 実施校 小学校2校(合同開催) (三隅小学校、岡見小学校)</p> <p>(3) 島根県「地域と中学校の文化部活動支援事業」 実施校 中学校1校 (金城中学校)</p>
教育委員会の評価		<p>スクールコンサートは授業で慣れ親しんでいるリコーダーを中心とした演奏会で、児童・生徒の反響も良く、優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供することができた。</p> <p>文化庁事業等の活用により、事業採択を受けた小・中学校において日本のトップアーティストによる舞台鑑賞の機会を得たことで芸術文化意識の啓発と醸成を図ることができた。学校ごとの実施のため、より多くの学校での実施が可能となるよう努める必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 68

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 伝統文化の保存と継承
		伝統文化
具 体 的 取 組		① 伝統文化の保存と継承
担 当 課		文化振興課
内 容		地域で受け継がれてきた石見神楽等の文化遺産や市民団体による伝統文化・伝統芸能事業に関する支援を行う。 また、市民団体が行う後継者育成活動、用具整備等に対し、文化庁等の各種助成制度の活用促進を行う。
30 年 度 の 目 標		市民団体の活動状況を把握するとともに、団体が行う伝統文化活動等の周知・情報発信等を行う。 各種助成事業の活用促進等を行い、市民団体の後継者育成、伝統芸能・伝統文化の継承の支援を行う。
30 年 度 の 実 績		1 文化庁事業「文化遺産総合活用推進事業」 文化芸術振興費補助金 文化遺産総合活用推進事業 (1) 実施団体 石見神楽社中3団体 (石見神楽亀山社中、本郷神楽社中、有福子供神楽社中) (2) 内容 石見神楽の用具等整備事業 衣裳修理・新調(補助金額4,059千円) 2 文化庁事業「伝統文化親子教室事業」 伝統文化親子教室事業 2団体 (三隅生け花子ども教室(生け花、補助金額87千円)、石見伝統文化普及会(百人一首、けん玉、補助金額243千円))
教育委員会の評価		文化庁事業の活用により、市民団体が行う伝統文化・伝統芸能活動の保存と継承の支援を行うことができた。団体の活性化のために更なる支援を進める必要がある。 引き続き、市民団体による各種助成事業の積極的な活用を促進するため、関係団体と連携を深めるとともに、制度の周知を図る必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 69

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		文化財保護
具 体 的 取 組		① 文化財の収集・保存
担 当 課		文化振興課
内 容	<p>浜田固有の地域財産である文化財を網羅的に収集、把握し、調査研究を図るとともにその成果を蓄積することで、情報提供等の活用が円滑に図られるように努める。</p> <p>また、特に重要な文化財については指定し、後世に伝える。</p>	
30 年 度 の 目 標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 専門機関等への協力や調査研究の充実</li> <li>2 調査研究成果の蓄積</li> <li>3 文化財指定の推進</li> </ol>	
30 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 専門機関等との協力・共同調査業務                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中世石見における在地領主の動向（島根県古代文化センター等）</li> <li>(2) 浜田地震関係史料調査（島根県古代文化センター等）</li> <li>(3) 国家形成期の首長権と地域社会構造の研究（島根県古代文化センター等）</li> <li>(4) 石州半紙調査（東京文化財研究所・兵庫県多可町教育委員会）</li> </ol> </li> <li>2 指定文化財候補の調査                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 金城資料館たたら関係史料調査（山口県文書館・石見銀山資料館）</li> <li>(2) 浜田市立中央図書館所蔵史料調査</li> <li>(3) 浜田大名行列奴調査</li> </ol> </li> <li>3 浜田市指定文化財の指定を2件行った。無形民俗文化財の指定は浜田市初である。 旧浜田町役場文書（古文書）、浜田大名行列奴（無形民俗）</li> </ol>	
教育委員会の評価	<p>専門機関との協力と共同調査を行い、市内の文化財情報収集や再評価を行った。こうした新たな調査研究成果を蓄積し、長期的な視点で文化財指定に取り組む必要がある。</p> <p>指定文化財候補は外部の専門家の指導を受けながら調査・研究を進め、文化財指定と保護を進める必要がある。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 70

点 検 ・ 評 価 項 目											
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造									
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用									
		文化財保護									
具 体 的 取 組	② 文化財の活用										
担 当 課	文化振興課										
内 容	文化財の調査研究成果を基に活用を図り、子どもたちを始め、市民が郷土への愛着や誇りが持てるように取り組むとともに、浜田の歴史・文化に関する市内外からの照会等に対して、情報提供等の協力、支援を行う。										
30 年 度 の 目 標	文化財の調査研究成果を基に各種情報媒体への協力、支援を含め、文化財情報の公開と発信を進めることにより、市民が郷土への愛着や誇りを持てるようにする。										
30 年 度 の 実 績	<p>1 照会対応業務 次の業務等に対応した。</p> <p>(1) 島根県内における戦争・銃後体験記録について</p> <p>(2) 浜田藩主の花押について</p> <p>2 各種研修会等における歴史・文化の普及 開催36回 学校、公民館、地域の団体等において浜田市の歴史・文化に関する講演等を行った。</p> <p>3 社会科見学・総合的な学習等への協力</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 浜田郷土資料館</td> <td>小学校5校</td> <td>参加者222人</td> </tr> <tr> <td>(2) 金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館</td> <td>小学校1校</td> <td>参加者 45人</td> </tr> <tr> <td>(3) 三隅歴史民俗資料館</td> <td>小学校3校</td> <td>参加者 72人</td> </tr> </table>		(1) 浜田郷土資料館	小学校5校	参加者222人	(2) 金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館	小学校1校	参加者 45人	(3) 三隅歴史民俗資料館	小学校3校	参加者 72人
(1) 浜田郷土資料館	小学校5校	参加者222人									
(2) 金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館	小学校1校	参加者 45人									
(3) 三隅歴史民俗資料館	小学校3校	参加者 72人									
教育委員会の評価	<p>市内外からの文化財に関する照会に対応した。突発的な対応も多く、準備対応が大変な点もある。今後も照会を基に確認した文化財情報の蓄積と情報提供を行う必要がある。</p> <p>開府400年の前年に当たり、各団体や公民館からの多くの講演依頼に対応しており、引き続き、各講演会への講師派遣や資料館を活用した学校教育への支援を行い、浜田市の歴史・文化の普及を図る必要がある。</p>										

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 71

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		文化財保護
具 体 的 取 組	③ 各指定文化財の管理	
担 当 課	文化振興課	
内 容	<p>貴重な文化財を保護し、将来にわたって保護、活用が図られるように、行政、所有者、地域が一体となって管理に努める。 また、ユネスコの無形文化遺産である石州半紙の伝承を図るため、石州半紙技術者会と連携して後継者育成に努める。</p>	
30 年 度 の 目 標	<p>文化財が市民共有の財産であるという意識を高め、文化財所有者、地域と連携し、指定文化財が将来にわたって保護、活用が図られるよう努める。</p>	
30 年 度 の 実 績	<p>1 指定文化財の保護管理 (1) 所有者の申請に基づき、指定文化財13件に対し、補助金を交付して保護管理を行った。 (2) 市が管理団体のものは、所有者と協力し、保護管理を行った。</p> <p>2 文化財防火デーパトロール 1月28日(月)に浜田自治区内の文化財を対象とし、心覚院・多陀寺・龍泉寺において現地確認を行った。</p> <p>3 石州半紙技術者会への国庫補助事業である重要無形文化財伝承事業を通じた協力、定例会参加による情報交換を行った。</p>	
教育委員会の評価	<p>市民や所有者と協力して補助金による維持管理事業、文化財防火デー関連事業を行い、指定文化財の保護活用を図ることができた。文化財所有者との連絡も行い、保護管理を継続する必要がある。 石州半紙技術者会へは、今後とも継続した連携と支援を行う必要がある。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 72

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		調査研究
具 体 的 取 組	④ 市内遺跡発掘調査事業	
担 当 課	文化振興課	
内 容	計画的に分布調査や発掘調査等を実施することにより、埋蔵文化財を把握し、各種開発事業との円滑な調整を図る。 また、遺跡台帳を整備し、基本情報の取得が容易に行えるように取り組む。	
30 年 度 の 目 標	計画的な調査により、埋蔵文化財の把握に努め、浜田市内の各種開発事業との円滑な調整を行う。 また、調査成果を公開し、活用を図る。	
30 年 度 の 実 績	1 開発事業との調整 (1) 分布調査 46件 (2) 試掘調査 1件 (3) 発掘調査現地説明会及び現地開放見学 ア 実施場所 浜田市殿町 浜田城下町遺跡（外堀跡） イ 日 時 11月4日（日）～9日（金）（4日…現地説明会） ウ 参加者 219人（現地説明会…60人、現地開放見学…159人） 2 開発事業に係る行政間の協力 島根県教育委員会が三隅で実施する三隅益田道路整備事業の発掘調査に関して、現地調査指導会出席、情報提供などの協力を行った。	
教育委員会の評価	各開発事業に対応して調査を実施し、文化財保護と他の公益との円滑な調整を図ることができた。道路などの大型事業は島根県と協力して調査を行い、継続して事業との調整を図ることができた。 文化財の有無確認の照会も増えており、引き続き、紙媒体及びインターネットでの埋蔵文化財の情報公開によって迅速に対応する必要がある。	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 73

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		調査研究
具 体 的 取 組	⑤ 市誌編纂事業	
担 当 課	文化振興課	
内 容	市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、散逸する資料の収集、整理に努めている。	
30 年 度 の 目 標	市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、全市的な資料の収集、整理、調査研究を行い、その成果を活用していくとともに、広く情報発信を行う。	
30 年 度 の 実 績	1 石見地域に関する文書の収集と整理 (1) 近世史関係 ア 長浜・斎藤家文書目録作成 イ 大前池上家文書目録作成 ウ 谷田家文書(桑原韶一氏寄贈)目録作成 エ 宇野屋俵家文書目録作成 オ 旭歴史民俗資料館資料(山崎家文書)目録作成 カ 江木家文書目録作成 キ 沢津家文書史料調査(江津市図書館) ク 山口県立文書館史料調査	
教育委員会の評価	市誌編纂事業は、専門の嘱託職員を1人配置し、資料収集を図っている。しかし、古文書の寄附や調査依頼が多く、目録作成と史料整理が増えている。 研究成果を広く発信する準備を継続して行う必要があり、資料の蓄積を各種講演会や図書館への資料提供などに反映させている。 市誌編纂から刊行への将来的な方向性を検討する必要があり、個別の調査から市全体を通じた整理も必要になる。	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 74

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(4) 地域文化の交流拠点づくり
		浜田城周辺整備
具 体 的 取 組	① (仮称) 浜田歴史資料館整備事業 (平成29年度から事業名変更)	
担 当 課	文化振興課	
内 容	資料館については、現在、6施設が設置されているが、効果的な施設管理、運用を図るため、再配置計画を検討するとともに令和元年に迎える浜田開府400年記念を契機として、浜田全体の歴史、文化を紹介する資料館整備について、平成28年度までの計画を見直し、検討を行う。	
30 年 度 の 目 標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 既設資料館の再配置について 附属機関の審議を踏まえながら、方向性を検討する。</li> <li>2 (仮称) 浜田歴史資料館整備について これまで議会や市民の皆さんから頂いた貴重な意見を踏まえながら、既存施設との複合化や立地、規模、機能、コスト等について検討する。</li> </ol>	
30 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存資料館の再配置に関する検討 資料館の在り方については、平成25年度から浜田市文化財審議会と浜田市資料館運営協議会で議論し、平成28年度に答申を受けた。答申では浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、三隅歴史民俗資料館、弥栄郷土資料展示室の4施設を1施設に統廃合し、金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館の2施設を1施設に統廃合する方向性が示されたことから、これを踏まえた上で検討した。</li> <li>2 (仮称) 浜田歴史資料館整備に関する検討 資料館整備については、関係部署と既存施設との複合化を含めて検討したが、改めて、整備の方向性、整備するとした場合の場所、建設費、運営費等について広く意見を聴くものとし、令和元年度に検討会を開催する方向で準備を進めた。</li> </ol>	
教育委員会の評価	<p>資料館については、附属機関の意見を踏まえながら方向性についてとりまとめているが、具体的な在り方については、資料館整備とも関連することから、今後の検討課題となる。</p> <p>資料館整備については、これまでの検討を踏まえながら、整備の方向性等について、広く意見を聴くための検討会を開催する方向で準備を進めることができた。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 75

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(4) 地域文化の交流拠点づくり
		浜田城周辺整備
具 体 的 取 組	② 浜田城周辺整備事業	
担 当 課	文化振興課	
内 容	令和元年に迎える浜田開府400年を契機に浜田城周辺を整備することにより、子どもたちを始め、市民や観光客が浜田に対して愛着や誇りがもてるように環境づくりを図る。	
30 年 度 の 目 標	<p>1 浜田城周辺整備について 公園としての環境づくりを行うため、浜田城周辺整備基本方針（城山公園整備）に基づき、都市建設部が実施する周辺整備事業の推進を図るため、保安林や県立自然公園、県指定文化財等の関係法令手続を進める。</p> <p>2 （仮称）浜田城資料館の整備について 外ノ浦が北前船寄港地として日本遺産に認定されたこと等を受け、御便殿を内部改修し、浜田城や北前船の歴史の理解を深めることができる施設として整備する。</p>	
30 年 度 の 実 績	<p>1 浜田城周辺整備の取組について 保安林にあつては許可が受けられるように調整し、県立自然公園にあつては城山内の動植物に影響が生じないように配慮した。 また、県指定文化財としての浜田城については、整備によって遺構がき損しないように事前に発掘調査を実施した。発掘調査では、二ノ門の構造や幕末に焼失したこと等がわかった。</p> <p>2 （仮称）浜田城資料館整備の取組について 歴史的建造物である御便殿を活かしながら、浜田城や北前船に関わる資料を展示する。資料館として整備するため、改修設計、展示企画設計を行った。また、展示のための資料を確保する必要があつたため、浜田城や北前船に関わる文化財の撮影・複製やCG、映像の製作を行うとともに資料の購入を行った。</p>	
教育委員会の評価	<p>浜田城周辺整備については、基本方針（城山公園整備）に基づき、関係法令の所管機関との調整を図り、工事を円滑に進めることができた。また、浜田城の保護のために実施した発掘調査では、二ノ門の構造や幕末に焼失したこと等、学術的な成果も得られている。</p> <p>（仮称）浜田城資料館の整備については、改修や展示内容等について計画を定めるとともに、展示のための資料確保を行うことができた。これにより、令和元年10月の開館に向けての準備を整えることができた。</p>	

### 3. 浜田市教育振興計画の目標達成度について

### 3 浜田市教育振興計画の目標達成度について

#### I 学校教育の充実

##### (1) 生きる力の育成

(学校教育課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
「総合的な学習の時間」で学習したことが普段の生活や社会に出たときに役立つと思う子どもの割合の増加	小 6	小 6	※項目なし	小 6			
	98.5%	79.7%		86.9%			
	中 3	中 3	※項目なし	中 3			
	74.1%	71.6%		85.8%			
<b>目標値</b>	小 6 90.0%, 中 3 80.0%						
<b>目標の説明</b>	全国学力・学習状況調査による肯定率						
「総合的な学習の時間」において、自分で調べ学習活動に取り組んでいると思う子どもの割合の増加	小 6	小 6	小 6	小 6			
	57.7%	67.3%	72.6%	75.9%			
	中 3	中 3	中 3	中 3			
	52.7%	60.3%	71.9%	78.7%			
<b>目標値</b>	小 6 65.0%, 中 3 60.0%						
<b>目標の説明</b>	全国学力・学習状況調査による肯定率						

※平成 29 年度から全国学力・学習状況調査において質問項目がなくなったため、30 年度よりアンケート実施。

##### (2) 一人ひとりを大切にする教育の推進

(学校教育課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
自分には良いところがあると思っている子どもの割合の増加	小 6	小 6	小 6	小 6			
	79.1%	75.6%	78.5%	76.0%			
	(76.1%)	(76.3%)	(77.9%)	( - )			
	中 3	中 3	中 3	中 3			
73.9%	71.6%	73.6%	79.5%				
(67.1%)	(69.3%)	(70.7%)	( - )				
<b>目標値</b>	小 6 86.0%, 中 3 77.0%						
<b>目標の説明</b>	全国学力・学習状況調査による肯定率 (括弧内は全国)						

※平成 30 年度から全国学力・学習状況調査において質問項目がなくなったため、30 年度よりアンケート実施。

### (3) 食育と体づくりの推進

(教育総務課)

目標	計画時	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
学校給食での地域食材利用率の増加	58.2%	70.9%	71.8%	70.5%			
	目標値	70.0%					
	目標の説明	市内小中学校の給食における地元食材利用率					

## II 家庭教育支援の推進

### (1) 家庭教育支援の充実

(生涯学習課)

目標	計画時	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
親学プログラムの実施回数の増加	11回	17回	12回	20回			
	目標値	25回					
	目標の説明	親学プログラムを活用した学習機会の提供回数					

## III 社会教育の推進

### (1) ふるさと郷育の推進

(生涯学習課)

目標	計画時	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
ふるさと郷育ネットワーク団体数の増加	3団体	8団体	8団体	9団体			
	目標値	9団体					
	目標の説明	中学校区でふるさと郷育を協議するネットワーク団体の数					
学校支援活動に参加したボランティア人数の増加	7,528人	6,836人	6,340人	6,924人			
	目標値	8,500人					
	目標の説明	学校支援地域本部事業のボランティアの延べ参加者数					

### (2) 公民館における人材育成と拠点整備事業

(生涯学習課)

目標	計画時	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
地域課題の解決支援事業を実施する公民館数の増加	3館	17館	15館	8館			
	目標値	26館					
	目標の説明	「地域課題の解決支援事業」に取り組む公民館の数					

**(3) 図書館サービスの充実**

(生涯学習課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
図書館利用登録率の増加	34.3%	36.3%	40.5%	42.8%			
	目標値	40.0%					
	目標の説明	市民の図書館利用者カード登録者の割合					
市民一人当たりの図書貸出冊数の増加	5.0冊	5.4冊	5.3冊	5.6冊			
	目標値	7.0冊					
	目標の説明	市民一人当たりの年間の図書貸出冊数					

**IV 生涯スポーツの振興**

**(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進**

(生涯学習課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
総合スポーツ大会参加者の増加	2,623人	2,397人	2,430人	2,656人			
	目標値	4,000人					
	目標の説明	総合スポーツ大会への年間参加者の数					

**(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上**

(生涯学習課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
トップアスリート教室の開催回数の増加	2回	3回	4回	5回			
	目標値	4回					
	目標の説明	トップアスリートによる教室の年間開催回数					

**(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備**

(生涯学習課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
軽スポーツ教室の開催回数の増加	6回	12回	12回	12回			
	目標値	12回					
	目標の説明	市が主催する軽スポーツ教室の年間開催回数					

## V 歴史・文化の伝承と創造

### (1) 芸術・文化の振興

(文化振興課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
石央文化ホール利用者数の増加	51,560 人	56,374 人	47,441 人 ※1	52,340 人 ※2			
	目標値	55,000 人					
	目標の説明	石央文化ホールの年間利用者数					
市内美術館における創作活動等の受講者数の増加	9,763 人	10,082 人	9,639 人	11,968 人			
	目標値	10,000 人					
	目標の説明	市内美術館でワークショップ、創作活動、講座等によって芸術に触れる人数					

※石央文化ホールにおいて、平成 29 年度は屋外防水、トイレ、舞台機構・照明改修のため約 3 か月間全館休館、平成 30 年度は舞台照明改修のため約 1 か月間大ホール利用休止。

### (3) 文化財の調査・保存と活用

(文化振興課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
文化財の指定・登録件数の増加	66 件	66 件	66 件	68 件			
	目標値	70 件					
	目標の説明	国、県、市が指定した文化財の件数					

## 少人数学級編制の見直しに伴う影響について

現在、島根県教育委員会が見直しを進めている「少人数学級編制」の見直し案が示されました。

見直し内容とその影響などについて以下のとおり報告します。

### 1 少人数学級編制基準の見直しによる浜田市への影響

- 令和2年度は現行どおりの予定。
- 令和3年度・4年度の2か年で段階的に見直しを実施される予定。
- 令和元年度児童生徒を基に試算すると、  
令和3年度は、小学校が4学級減、中学校は減なしで、計4学級減。  
令和4年度は、小学校が7学級減、中学校が1学級減で、計8学級減。  
※詳細については裏面のとおり。

### 2 これまでの経緯と見直しに対する要望

- ・島根県では、少人数学級編制が平成28年度に完全実施され、小学校1年生及び2年生は30人学級、小学校3年生から中学校3年生までは35人学級となっており、国の基準より5人少ない人数での学級編制が可能となっています。
- ・支援が必要な児童生徒は増加の一途をたどっている中、個別の課題を持つ児童生徒に対して、教職員がきめ細かく対応し、全ての児童生徒が学校生活をいきいきと送ることが何にも増して必要なことであるにもかかわらず、このたびの少人数学級編制の見直しによる縮小は、教職員の業務量と精神的負担を増加させ、教育の質の低下も招くものです。
- ・以上のことから、浜田市教育委員会をはじめ他の県内市町村教育委員会は、島根県に対して、現行の少人数学級編制の継続を強く求めています。

学級数見込み比較表

年度	推移	学校別	令和元年度 (県基準) (A)	見直し後 (県基準) (B)	差 (A)-(B)	影響校
令和3年	1年目	小学校	120	116	4	原井小(1)長浜小(1)三階小(1)三隅小(1)
		中学校	51	51	0	
		合計	171	167	4	※( )は減少クラス数
令和4年	2年目	小学校	120	113	7	原井小(4)長浜小(1)三階小(1)三隅小(1)
		中学校	51	50	1	一中(1)
		合計	171	163	8	※( )は減少クラス数

小学校	(国基準)	(県基準)	見直し後(県基準)		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年生	35人	30人	30人	30人	<b>32人</b>
2年生	40人	30人	30人	<b>32人</b>	32人
3年生	40人	35人	35人	35人	<b>38人</b>
4年生	40人	35人	35人	35人	<b>38人</b>
5年生	40人	35人	35人	<b>38人</b>	38人
6年生	40人	35人	35人	<b>38人</b>	38人

中学校	(国基準)	(県基準)	見直し後(県基準)		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年生	40人	35人	35人	35人	35人
2年生	40人	35人	35人	35人	<b>38人</b>
3年生	40人	35人	35人	<b>38人</b>	38人

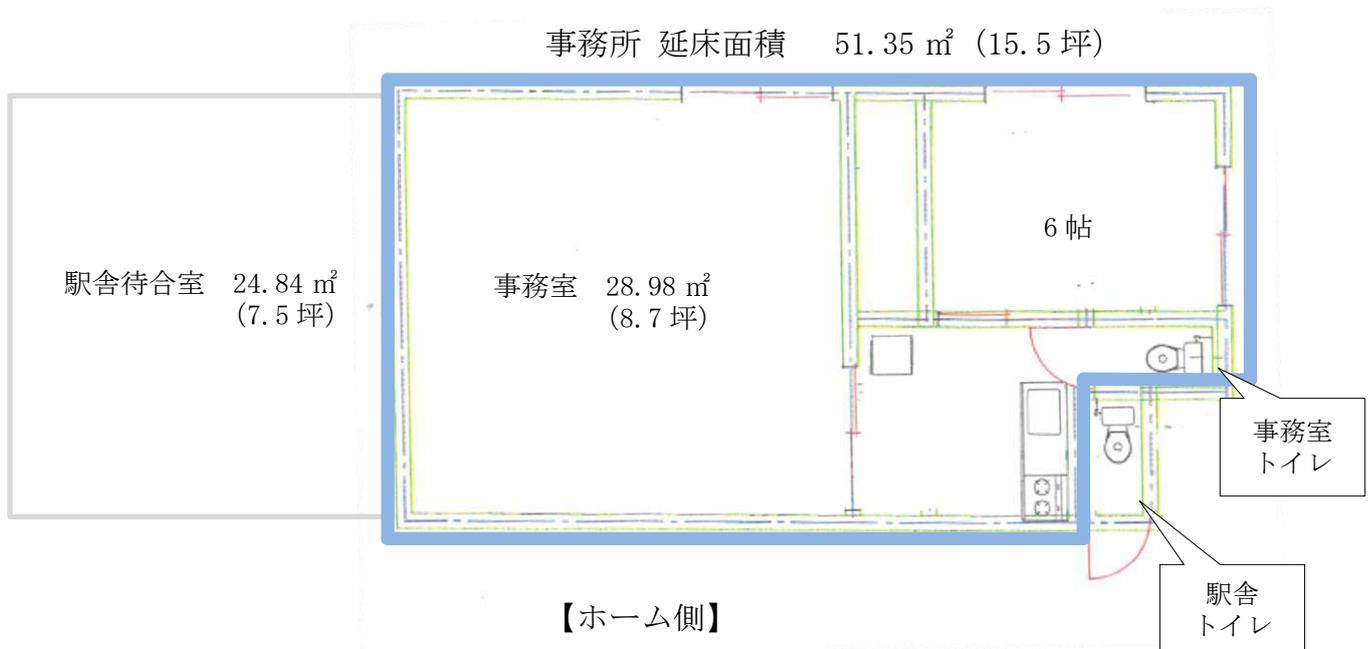
## 1 JR浜田駅「みどりの窓口」の廃止について

令和2年度中（時期未定）に「みどりの窓口」を廃止し、「みどりの券売機プラス」（遠距離切符、指定席、定期券などが購入できる遠隔案内機能付券売機）を設置される予定です。

## 2 JR周布駅舎事務室からの退去について

JR周布駅舎事務室（浜田市行政財産）は、平成19年3月から社会福祉法人 浜田福祉会に居宅介護支援事業所の事務所として貸付けている（毎年自動更新）が、令和元年12月27日（金）をもって退去したい旨の申し入れがありました。

今後の活用については、現在検討中です。



# 「みどりの券売機プラス」

新 登 場

Point 1 便利



早朝から夜間まで利用できるのご都合に合わせていつでもご利用いただけます。

Point 2 安心

専任オペレーターが丁寧にご案内



「みどりの券売機プラス」コールセンター

- ◎団体乗車券・イベント券など、一部お買い求めいただくことのできない場合がございます。
- ◎コールセンターの混雑状況によっては、しばらくお待ちいただく場合がございます。

Point 3  
これまで通り対応OK!!

割引証

新年度  
通学

乗変  
払戻し

詳しくは裏面もしくはホームページをご覧ください。

JRおでかけネット

検索

JRおでかけネット→鉄道のご案内  
→(みどりの券売機プラス)をご覧ください。

# 「みどりの券売機プラス」はこんなに便利です。

操作画面 スピーカー モニター マイク



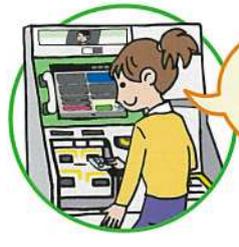
シバング倶楽部の割引証が使って便利だな。

オペレーターがお客様を確認させていただくカメラ

受話器の下にある呼び出しボタンからもオペレーターを呼び出すことができます

きっぷや証明書等を確認するカメラ

割引証などを置く台



乗車券の払い戻しができるのね!



新年度の通学定期が購入できるゾ!



クレジットカードも使って乗車変更の手続きができるのね。

## ●みどりの券売機プラス操作画面拡大



コールセンターのオペレーターを呼び出すボタン

オペレーターと会話して機械の操作ができるから助かるわね。



## 「みどりの券売機プラス」の操作と取扱方法!

●割引証や証明書等の確認が必要な場合は、コールセンターのオペレーターがご案内させていただきます。



1 呼び出しボタンでオペレーターを呼び出します。受話器からのお呼び出しも可能です。



2 オペレーターが「音声」および「映像」でご案内します。証明書などの確認後、コールセンターでオペレーターが発券手続きをします。※サービス品質向上のため、音声の録音をさせていただいております。



3 「みどりの券売機プラス」を通じてきっぷのお受け取りや運賃等をお支払いいただけます。※クレジットカードもご利用いただけます。

●お客様自身の操作でも、お求めいただけます。

端末操作に自信のない方は、コールセンターのオペレーターがご案内させていただきます。



1 「みどりの券売機プラス」でお求めいただける場合、お客様が「みどりの券売機プラス」を操作。



2 きっぷのお受け取りや運賃等をお支払いいただけます。※クレジットカードもご利用いただけます。

※クレジットカードでお支払いいただく場合は、クレジットカードの暗証番号を確認させていただきます。

## 会計年度任用職員の処遇について

### 1. 概要

現在任用している臨時的任用職員及び非常勤職員（嘱託職員、パートタイム職員）は、令和2年4月1日以降、任期付短時間勤務職員（幼稚園長、診療所医師）及び常時勤務会計年度任用職員（幼稚園学級担任教諭）を除き、すべての職員が短時間勤務会計年度任用職員に移行します。

### 2. 処遇

短時間勤務会計年度任用職員に係る処遇の概要は以下のとおりです。

- (1) 基本的には以下単価表のとおり、これまでの月額報酬を下回ることはありません。
- (2) 任期の定めが6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上の場合、職種等を問わず、すべての職員に期末手当が支給されます\*。なお、支給月数は常勤職員と同様最大2.6月ですが、任用初年度は期間率の割り落としにより、最大1.69月となります。

〔\*〕他の職員の補完的な勤務を行う短時間パート等、一部の職員は支給対象外となります。

主な例：放課後児童クラブ代替支援員、公民館パート、図書館パート

〔参考〕月17日勤務の事務職の場合、初年度の期末手当は年額約26万円、2年目以降は年額約40万円となります。

#### ◆ 短時間勤務会計年度任用職員報酬単価表（代表的な職種区分）

職種・区分 (①～③は現在の区分)			主な 職種	報酬単価			
				現在		令和2年度	
① 臨時 職員	フルタイム	事務職	事務職	日額	7,070円	②へ移行	
		技術職(短大卒程度)	看護師	日額	7,500円		
		技術職(四大卒程度)	保健師	日額	8,050円		
② 非常勤 嘱託 職員	17日/月 (131.75H /月)	事務職	事務職	月額	153,600円	月額	153,600円
		技術職(短大卒程度)	看護師	月額	164,900円	月額	164,900円
		技術職(四大卒程度)	保健師	月額	174,100円	月額	174,100円
	6H/日	事務職	事務員	月額	142,700円	月額	142,700円
		技術職(短大卒程度)	看護師	月額	153,200円	月額	153,200円
		技術職(四大卒程度)	保健師	月額	161,700円	月額	161,700円
③ パート 職員	時間	事務職	事務員	時間額	860円	時間額	1,166円
		技術職(短大卒程度)	看護師	時間額	913円	時間額	1,252円
		技術職(四大卒程度)	保健師	時間額	980円	時間額	1,321円

〔裏面へ〕

### 3. 財源の見通し

会計年度任用職員制度の導入により、中期財政計画においては年間約 2.8 億円の増額を見込んでいます（うち、期末手当分 1.8 億円）。

当市においては、非正規職員の処遇改善という法改正の趣旨を踏まえ、制度導入に伴う必要経費の予算措置については遅滞なく行う予定です。ただし、多額の財源が必要となることから、会計年度任用職員の配置の適正化を図るとともに、正規職員を含めた総人件費の中で経費抑制に努めます。

また、国の財政支援についても引き続き求めてまいります。

以上